

ドキュメンタリー映像
『木の来た道～ ways of experiencing wood』の販売開始

身の回りにある家具や紙・木材製品の原料はいったいどんな森からやってくるのでしょうか？ 中国のロシア材の輸入・加工、日本の広葉樹製材、持続可能な木材調達に取り組む大手住宅メーカーなど、さまざまな現場を取材し、木材製品が私たちの手に来るまでの道を映像化したDVDをご購入いただけます。

個人向け：定価 3,150 円

図書館価格*：定価 12,600 円

*不特定多数の方への貸出や多人数での上映等を行う場合
(いずれも消費税・送料込み)



ご希望の方は、氏名、所属、郵便番号、住所、TEL、Eメール、DVDの枚数、および個人向け/多人数向けかをご記載の上、info@fairwood.jp、またはFAX：03-3813-9737までお申込みください。

その他詳細はフェアウッド・パートナーズ Web<www.fairwood.jp>をご覧ください。

『森林保全分野のパートナーシップ構築のあり方』調査報告書を発行

環境省請負事業として、日本企業のCSR活動としての森林保全活動の実態、森林保全分野における企業・NGO/NPOの連携の実態を調査し、森林保全活動におけるパートナーシップ構築のあり方をとりまとめました。

第1章 日本企業の環境保全活動および森林保全活動

第2章 森林保全分野における企業・NGO/NPO 連携

第3章 森林保全活動におけるパートナーシップ構築のあり方

報告書は web <www.gef.or.jp> からダウンロード可能。



第1回締約国会合が開催された水中文化遺産条約

水中文化遺産条約（本誌2004年9月号）は、2009年1月2日に発効し、その第1回締約国会合がパリのユネスコ本部において3月26～27日に開かれた。その会合においては、締約国会合の権限と機能、その手続き規則、また、科学技術助言機関の規約など、条約の基本的な枠組みや組織が定められた。

科学技術助言機関は、とくに、水中考古学、国際法、材料科学（冶金学、生物考古学、地理学）、または、水中文化遺産や考古学的水中人工遺物の保全に関する分野において、国内または国際的に、科学的、職業的または倫理的な知見を有する専門家から構成される。その選出は、衡平な地理的配分の原則および男女のバランスに十分配慮して、各締約国の推薦に基づき今回の締約国会合で行われる。構成数は、当初は12人とされているが、締約国会合は締約国の増加に応じて24人を上限として増員することができる。

科学技術助言機関の役割は、①「水中文化遺産に係わる活動に関する規則」（条約附属書）の実施に関係

する科学・技術的性質の問題およびその他の課題について締約国会合を支援すること②条約の「運用ガイドライン」案の検討に当たって、上記「規則」と直接関わる事柄について助言すること③条約に定められている国際協力メカニズム（条約8～10条）の実施に関して、上記「規則」に直接関わる問題について助言することである。また、その活動においては、ICUCH（国際水中文化遺産委員会）をはじめ、関連NGOと協議し協力することとされている。

ちなみに、上記「規則」は36項目から成り、関連する活動の立案方法、当該活動に携わる者に求められる権限と資格、発掘事業の資金計画、水中の考古学的発掘の文書記録、遺産の保全および現地管理の方法などを定めている。これらは、水中文化遺産の責任ある管理のための要件を示しており、水中考古学分野の基本文書として扱われるようになってきている。

次の通常会合は、2009年12月の第1週に開かれる。なお、2009年7月時点での締約国数は26である。

鹿兒島環境学 I

編者●鹿兒島大学鹿兒島研究学研究会

本書は鹿兒島大学学長のもとに、2008年度に作られた「鹿兒島環境学プロジェクト」の初年度の活動報告書である。同大学の研究者の論文を中心にジャーナリスト、行政マン、通訳者らが「鹿兒島」への熱い思いを語る。



1970年代の新大隅開発計画で「スモッグの下のピフテキより、青空の下の梅干し」という根源的な問いかけの反対運動が起き、90年代には屋久島の世界遺産登録を目指し「屋久島環境文化村構想」を発表、そして今年1月、「世界と未来に向けて確かなものを提案するために、ここ鹿兒島であしもを見つめ直すことから始める」と鹿兒

島環学宣言が発せられた。

地方を元気にするために、さまざまな試みがなされている。残念ながら、有名タレントによる一過性のPR活動が目立つ中、「自然に対する感性の喪失」にまで課題を掘り下げ、鹿兒島の叡智を結集して地域を見つめようとする同プロジェクトの第2、第3の発信に期待したい。(南方新社、2,000円+税)

IPCC 地球温暖化第四次レポート
～気候変動 2007

編●IPCC [気候変動に関する政府間パネル]
翻訳●文部科学省、経済産業省、気象庁、環境省

地球温暖化に関する科学的知見をまとめた最新のIPCC 評価報告書。政策決定者向け要約、第1～第3作業部会報告の要約を収録。

(中央法規、7,000円+税)



星空保護区の保全と不適切な光の規制管理により推進される星空世界遺産

2009年は、ガリレオ・ガリレイによる初めての望遠鏡観測から400年であり、国際連合、ユネスコ、国際天文学連合により世界天文年と定められている。その国際天文学連合は、2009年8月にリオデジャネイロで開かれた総会において、夜空の保全と星を見る権利に関する決議B5を採択した。その決議は、①汚染されていない夜空の享受は、社会文化的、環境的な基本権であること②過剰または不適切な光の規制管理は自然保全施策の基本要素であること③責任あるツアーは夜空を保全すべき価値ある資源として捉えるべきこと④すべての利害当事者を対象にラパルマ宣言(本誌2007年6月号)の普及啓発を図ること——という4項目とともに、とくに、地元の文化・自然価値を考慮して、宇宙観測上重要な区域の保護を国内および国際的な科学・環境政策に組み入れることを求めている。

この決議は、④に引用されているように、暗い夜空と星を見る権利に関するラパルマ宣言に基づいている。また、その中で星空保護区が提唱されたこと

を受けて、2007年10月にパリのユネスコ世界遺産センターにおいて星空保護区に関するワークショップ、2008年1月にはロンドンにおいて科学技術と世界遺産に関するワークショップが開かれ、その検討内容は第32回世界遺産委員会に報告され(WHC-08/32.COM/10A)、検討を続けることが決議された。

また、2009年はダーウィンによる「種の起源」の出版から150周年に当たることもあって、星空、科学、技術、生物学との結びつきも重視されており、2009年3月にはカナリア諸島フエルテVENTURAにおいて星空保護区と世界遺産に関するワークショップが開かれ、星空世界遺産の推進を中心に10項目からなる勧告が採択された(www.starlight2007.net/pdf/FinalReportFuerteventuraSL.pdf)。

以上の会合は、共通して、一方で、天文学的または生態学的・文化社会的な観点から重要な区域の保全を、他方で、夜間環境に悪影響を及ぼさずに必要な範囲と明るさを満たすかきこい照明方法を求めている。

「アース・ビジョン 第18回地球環境映像祭」
～環境映像部門、子どものための環境映像部門
第1次審査通過作品上映会を開催

上映作品の中から第2次審査を経て、入賞した作品が
2010年3月5日～7日に開催される本祭で上映されます。

【環境映像部門】

- ◆日時：10月23日（金）～25日（日）
- ◆上映作品：第1次審査を通過した30作品程度

【子どものための環境映像部門】

- ◆日時：2009年11月29日（日）
- ◆上映作品：第1次審査を通過した20作品程度
- ◆会場：エコギャラリー新宿

東京都新宿区西新宿2-11-4 新宿中央公園内

※参加無料・申込不要。作品はオリジナル言語での上映。

詳細は www.earth-vision.jp をご覧下さい。

「環境映像祭 in 金沢」

- ◆日時：11月14日（土）13時30分～16時
- ◆会場：金沢市文化ホール 大会議室
（金沢市高岡町15-1 TEL：076-223-1221）
- ◆プログラム（同時通訳あり）
 - ・映画上映「シード・ハンター」
（オーストラリア／2008年／53分／日本語字幕）
第17回地球環境映像祭最優秀賞を受賞。内容については本誌P.10参照
 - ・サリー・イングルトン監督とのQ&Aセッション
 - ・パネルディスカッション
- ◆参加無料 ※事前の申し込みが必要です。
- ◆主催・申し込み・問い合わせ
国連大学高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット（URL:www.ias.unu.edu）
- ◆共催：金沢市、アース・ビジョン組織委員会



EU委員会により改正が提案されたWEEE指令とRoHS指令

電気電子機器廃棄物（WEEE）が急増しており、それらによる人的被害および環境汚染の防止が急務とされている。それに応えて、欧州連合（EU）は2002年にWEEE指令を定めており、EU諸国はこの内容に則した国内法令を整備しなければならない。

WEEE指令は、①電気電子機器廃棄物の発生を減らすこと②廃棄物の処分を減らすために、回収ならびに再使用、リサイクルおよび再生利用を行うこと③電気電子機器の製造から処分までの全過程に関わる製造事業者、流通事業者および消費者が環境面の行動改善を行うこと——を求めている。その対象とされるのは、大型家庭用電気製品、小型家庭用電気製品、IT・遠隔通信機器、民生用機器、照明装置、電動工具、玩具、医療用器具、監視・制御機器、および自動販売機である。

これらの廃棄物が一般ごみへ混入することを防止するために分別回収が求められており、EU諸国は、最終所有者および販売事業者が無料で返還できるシステム、新製品販売時に無料で引き取るシステム、また、

製造事業者による個別の回収システムの整備を保証しなければならない。一般家庭からのこれら廃棄物には、住民一人あたり年間4kgという回収目標が設定されている。製造事業者は、対象機器の適正な廃棄を義務づけられ、製品カテゴリーごとに定められている再使用・リサイクル・再生利用目標値を達成しなければならない。これらの廃棄物の管理に関わる費用の負担は、各製造事業者の責任と定められているが、2005年8月13日以前に販売されたものについては市場シェアに応じて分担される。

しかし、4年あまりの運用を顧みて、予定どおりの成果を上げていないことがわかり、EU委員会は2008年12月に改正を提案した。それは、対象製品の普及状況に応じて目標値を変えること、回収およびリサイクル・再生利用目標値を引き上げることなどを定めている。また、関連してRoHS（電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限）指令の改正も提案された。

『グリーン・リカバリー

～日本再生の新シナリオ』 著●三橋 規宏

民主党政権の誕生前に出版された著書だが、大変革を見越した内容になっている。「資源をどんどん使って経済を発展させ、廃棄物を自然界にまき散らす資源収奪型、環境破壊型の成長の時代は終わりました」と前書きにある。

筆者が環境重視の政策による景気回復として例示するのが、スウェーデン。環境税等さまざまな対策が導入された同国の経済は、2006年度に1990年度比でGDPが44%増加しCO₂は8.7%減少した。日本はその間GDPは19.3%の増にとどまったがCO₂は6.3%増加した。

CO₂の25%削減を打ち出したものの、その達成の道筋を明確にできない民主党の政策決定者には是非通読してもらいたい著書だ。

(日本経済新聞出版社、本体1,600円+税)



『江戸・キューバに学ぶ“真”の持続型社会』

著●内藤 耕、石川 英輔、吉田 太郎、岸上 祐子、枝廣 淳子

「持続型社会」をキーワードにして活躍している異なる分野の専門家が、江戸とキューバの事例から、日本のあるべき姿について論じている。

「江戸やキューバのような非効率的で不便な社会の方がのんびりしていて豊かだ」という、筆者に共通のメッセージをどこまで真摯に受け止めるか。加えて、精神論に終わるのでなく、資源循環を促す環境サービス産業の充実が持続型社会への転換を実現させるとしており、科学的、工学的手法の導入が提言されている。

(日本工業新聞社、本体1,600円+税)



ILO総会において改訂された職業病の一覧表

ILO(国際労働機関)総会は、職業病の一覧表勧告(職業病の一覧表ならびに職業上の事故および疾病の記録および届出に関する勧告:第194号)を2002年6月20日に採択した。この勧告は、職業安全健康条約(1981年)、職業衛生機関条約(1985年)および業務災害給付条約(1964年)の下の職業病の一覧表を改訂するものである。

これらの条約の加盟国には、職業病の予防、記録、届出および補償のために職業病の一覧表を定めること、および、その一覧表を定期的に改訂される上記のILO一覧表に合わせることで、自国の一覧表が改訂された場合には直ちにILO事務局に通知することが求められている。また、職業上の事故および疾病、ならびに、危険な事故および通勤に関わる事故に関する詳細な統計を毎年提供することも求められている。

改訂された上記ILO一覧表には以下のような疾病が掲げられている。

①有害因子による疾病として、a) ベリリウム、カ

ドミウム、リン、クロム、マンガン、ヒ素、水銀、鉛、フッ素、二硫化炭素、脂肪族・芳香族の炭化水素、ベンゼン、硝酸エステル、アルコール、窒息性物質、アクリロニトリル、窒素酸化物、バナジウム、アンチモン、ヘキサン、無機酸、薬剤、タリウム、オスミウム、セレンウム、銅、すず、亜鉛、オゾン、ホスゲンなどの化学的因子による疾病、b) 騒音、振動、高圧空気、電離放射線、熱放射、紫外線、極端な温度などの物理的因子による疾病、c) 病原体による感染症または寄生虫症などの生物学的因子による疾病。

②標的臓器別疾病として、a)さまざまな粉じんや感受性・刺激性物質によるじん肺、ぜんそく、アレルギー性肺炎、上気道障害など10の因子による職業性呼吸器系疾患、b) 白斑などの職業性皮膚疾患、c) 反復動作、過度の力や震動による職業上の筋骨格系疾患。

③職業上のがんとして、石綿、クロム、ベンゼン、タール、木材粉じんなど15の有害因子によるがん。

④その他の疾病として、坑夫眼振。

アース・ビジョン 第18回地球環境映像祭
環境映像部門でアース・ビジョン賞作品が決定

今年度の環境映像部門には146作品の応募がありました。2度の審査会により、その中から下記の9作品がアース・ビジョン賞作品に選出されました。

◆雨の物語 — 大台ヶ原 日本一の大雨を撮る
(日本/2008年/監督:内浦 崇/49分)

◆おじいさんの古代米 — 雲南の小さな村から
(中国/2008年/監督:Lin Zhizhan/86分)

◆国境のない鳥
(台湾/2009年/監督:Dean Johnson/52分)

◆里山っ子たち

(日本/2008年/監督:原村 政樹/110分)

◆サンゴが消える日—造礁職人(コーラル・マン) 金城浩二の挑戦
(日本/2008年/監督:三上 智恵/50分)

◆食卓と海 水産資源を活かし、守る
(日本/2009年/監督:鈴木 敏明/35分)

◆ビューティフル アイランズ
(日本/2009年/監督:海南 友子/110分)

◆ミツバチのブルース
(オーストラリア/2009年/監督:Stefan Moore/52分)

◆水保からの伝言 — 海と山と町の言葉
(日本/2009年/監督:園田 文彰/75分)

つくば事務所開設のお知らせ

地球・人間環境フォーラムでは、つくば地区事業の円滑的、効率的推進のために、つくば事務所を開設しました。国立環境研究所から徒歩10分の閑静な住宅地にあります。お近くにお越しの際はぜひお立ち寄りください。

〒305-0061
茨城県つくば市稲荷前25-10
メルベージュフレア105
TEL/FAX:029-875-7384
E-mail:contact@gef.or.jp



新たに76件が代表リストに掲載された無形文化遺産保護条約

無形文化遺産保護条約の第4回政府間委員会が、2009年9月28日から10月2日までアブダビ(アラブ首長国連邦)において開催された。委員会では、この条約の下の無形遺産代表リストへの記載が推薦されていた111件(35カ国)について審査が行われた。その結果、76件(27カ国)が選定され、代表リストの総記載件数は166件(77カ国・地域)となった。

その76件には、日本関係で、雅楽、小千谷縮・越後上布、石州半紙、日立風流物、京都祇園祭の山鉾行事、甕島のトシドン、奥能登のあえのこと、早池峰神楽、秋保の田植踊、チャッキラコ、大日堂舞楽、題目立、アイヌ古式舞踊の13件が含まれており、記載済みの3件(能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎)と合わせて16件となった。また、端午の節句、チベット劇、西安鼓楽、農楽舞、書道、篆刻、切り紙、木造建築技術、養蚕・織物技術、媽祖信仰など中国からの22件と、男寺党ノリなど韓国からの5件も含まれている。そのほか、アゼルバイジャン、トルコ、イラン、パキスタ

ン、インド、キルギスタン、ウズベキスタンの7カ国に共通する「新年および春の始まりを告げる祝祭行事」、アルゼンチンとウルグアイの共同提案によるタンゴ、スペイン・カナリア諸島のシルボゴメロ(口笛言語)、メキシコのボラドーレス儀式なども選定された。

このように、今回の76件の半数以上が東アジア3カ国からであったため、地域的偏りを避ける必要性和推薦数の制限を設けるべきとの意見が出された。しかし、一方で、世界遺産条約のような優劣価値判断は避けるべきとの指摘も行われた。

他方、緊急保護リスト(消滅の危機にあって緊急の保護を要する無形文化遺産)には、モンゴルの伝統舞踊のビエルゲーなど12件(8カ国)の記載が決められた。しかし、実際に指摘されている件数に比べて少ないとして、このリストの趣旨の徹底が求められている。また、アフガニスタンなど武力紛争地の無形文化遺産の緊急保護、保護制度が確立していない国への法的整備の支援など、この条約に残された課題は多い。

連続セミナー「人々の生物多様性」 第6回アブラヤシ農園開発 vs 在来ヤシ

2010年の生物多様性条約COP10開催に向け、生物多様性の議論がかつてなく高まっています。地球・人間環境フォーラムでは、国際環境NGO FoE Japan、メコン・ウォッチと共催でアジアの農漁村、山村部に生きる人々とその生活を支える生物多様性、そして開発の現状をとりあげた連続セミナーを開催しています。

第6回は、アブラヤシと生物多様性の関連に注目します。アブラヤシを原料とするパーム油は食用油脂や洗剤等の原料として使われ、私たちの暮らしに欠かせないものですが、その農園開発では熱帯林破壊など大きな問題が指摘されています。今回は、ビデオ上映と制作担当者の小池菜採氏による解説のほか、インドネシアで在来ヤシの調査を行ってきた自然環境研究センターの笹岡正俊氏にご講演いただきます。

■日時：2010年2月25日（木）18:00～20:30

■場所：地球環境パートナーシップ・オフィス（EPO）

■参加費：各回1,000円（主催・協力団体の会員は無料）

■内容（予定）

•ビデオ上映「パームオイル 近くて遠い油のはなし」
（アジア太平洋資料センター（PARC）制作）

解説：小池菜採／PARCビデオ担当

•講演「ヤシと生きる人々——森を作り、使う、インドネシアの知恵」

笹岡正俊／自然環境研究センター

詳細はURL<www.gef.or.jp/activity/forest/biodiv/seminar2009_6>をご参照ください。

■申し込み・問い合わせ

申込フォーム<www.gef.or.jp/form>を利用、またはE-mail（event@gef.or.jp）まで。



船舶の安全かつ環境に健全なリサイクルを目的に採択された香港条約

安全かつ環境的に健全な船舶リサイクルに関する香港条約（本誌2006年11月号）は、2009年5月11日に採択され、9月1日から国際海事機関（IMO）本部において署名のため、開放された。それは、船舶リサイクルが、人間の健康および安全ならびに環境に対する危険を生じさせないように確保することを目的としている。バーゼル条約および国際労働機関（ILO）と協力して作成されたものであり、有害物質や労働に関する条件など、船舶リサイクルに関連するすべての事柄に目を向けている。

対象とされる500総t以上の船舶においては、アスベストやPCBなど、附属書に掲載されている有害物質の使用が禁止される。また、それらの物質とともに、鉛や水銀などの潜在的有害物質について、所在位置、種別、概算量などを明記した一覧表の作成と保持が義務付けられる。その一覧表は、現存船の場合は、条約発効後5年以内に、またそれ以前にリサイクルされる場合はそれまでに、作成されなければならない。新造船の場合は造船

所によって作成される。その後、変更に応じて追加一覧表、また、リサイクル直前には最終一覧表が作成されなければならない。

他方、船舶リサイクル施設は、リサイクル承認された船舶以外を受け入れてはならない。また、作業員や周辺住民の健康に対する危害の防止、および環境への悪影響の防止のための管理システムを確立しなければならない。

リサイクルに当たっては、リサイクル施設は、最終一覧表に基づいて船舶リサイクル計画書を作成し、リサイクル国の承認を得た上で当該船舶に提供する。船舶は一覧表と船舶リサイクル計画書を旗国に提出し、最終検査を受ける。リサイクル施設には、事前通知と事後報告の義務が課せられる。

この条約は、世界の商船船腹量40%を代表する諸国であって、それら諸国の直近10年における最大年間解体船腹量の合計が締約国全体の商船船腹量の3%以上となる15カ国以上の批准等を得た時から24ヵ月後に発効する。

環境の思想

～「足るを知る」生き方のススメ

著者●加藤 三郎、藤村 コノエ

NPO 法人環境文明 21 が設立以来問いかけてきた環境と文明、文化と歴史、環境と経済といった根源的な関わりについて、日本の伝統社会が継承する知恵の中から、解を見つけようという意欲的な書だ。会の共同代表である加藤、藤村両氏の手による著作だが、地方で起きている「足るを知る」具体的な事例を多く収録しており、大変説得力があり、時代が変わりつつあるということ知らされる。日本の知恵として列挙されている、モノより心、自然との共生、足るを知る、循環思想、調和を保つ、精神の自由、先人を大切にする、次世代を愛し育てる——は今、何より日本人に欠けているように思う。

(プレジデント社、1,500 円＋税)



美味礼読

著者●乳井 昌史

こころに響く書物に出会い、その中に出てくる美味を訪ね、目と舌で作者の感動を再確認する行為はなんと贅沢な時間だろう。そのことを誰よりも自覚している著者らしい本の題名だが、帯に「おいしい本とあそぼう!」とある。食に関しては一家言を持った文人たちの小説や短編、学者の論文など、さまざまな分野の 77 冊のおいしい本が登場する。

いわゆるグルメ本とは異質だが、原著者より、追体験で訪れる著者の方が、一層おいしそうに食べたり飲んだりする場面が多い。多くの人がこの文章に誘われてあちこちの暖簾をくぐったのではないかと想像する。著者は新聞社の元論説委員。食料、環境問題がスパイスのように振りかけられている。(清水弘文堂書房、1,300 円)



第1回締約国会合が開催されたアフリカゾウの保全措置に関する覚書

アフリカゾウは、サハラ以南の 37 ヶ国に生息しており、サバンナと森林での生態系バランスを維持するという重要な役割を果たしている。しかし、人の活動区域の拡大による競合、道路による生息地分断や密猟などのため、種の存続の危機にある。その大半は南部および東部アフリカに集まっているため、西アフリカ個体群は危機状況にあるが、見過ごされがちである。

西アフリカ個体群は、ベナン、ブルキナファソ、象牙海岸、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネおよびトーゴに広がり、その生息区域のおよそ 90% が破壊されたといわれる。また、活力ある個体群は、複数の国の国境を越えて生息しているため、国際協力の促進が不可欠とされている。これを受けて 2005 年 11 月 23 日に、アフリカゾウの西アフリカ個体群の保全措置に関する覚書が、ボン条約（本誌 1993 年 9 月号）の第 4 条 4 項の下の協定として採択された。

この覚書は、国際自然保護連合 (IUCN) やアフリ

カゾウ専門家部会 (AfESG) などとの協力の下に作成され、西アフリカ地域での協力体制を樹立した。とくに、AfESG が WWF の支援の下に策定したアフリカゾウの西アフリカ個体群の保全戦略 (1999 年) は、この覚書の附属書とされており、利害当事者の参加の下に定期的にその内容および実施状況の再検討が行われる。また、AfESG は、技術諮問機関の役割に加えて、全体的な企画調整の役割も担っている。

この覚書の第 1 回締約国会合は、2009 年 3 月末にガーナの首都アクラにおいて開かれた。そこで採択された 2009 ～ 2011 年の作業計画は①情報の収集と提供②行政・組織面での能力構築③生息地破壊の防止④人との競合防止⑤象牙の利用規制⑥密猟の取り締まり強化⑦認識の向上⑧生息地国の連携強化⑨人的・財政的資源の動員⑩この計画の実施と見直しの確保——という 10 項目を柱としている。

次の締約国会合は、2011 年末にニジェールで開かれる予定である。

環境教育映像

「人と木～世界の森林を守るために、今私たちにできること」(仮題)

地球・人間環境フォーラムは、環境省事業「木材調達のグリーン化普及啓発キャンペーン」の一環として、世界の森林減少問題を考えてもらうための、映像教材 (DVD) を現在製作しています。

DVD には、森林減少問題に関する解説とデータ、さらに授業を実施する際のヒントを収録した副教材も付いて

います。高校や大学などで地球環境問題を取り上げる際に活用いただけます。

本教材の予約を受け付けています。ご希望の方は、氏名、所属、郵便番号、住所、TEL/FAX、Eメールを記載の上、Eメール (contact@gef.or.jp)、または FAX (03-3813-9737) にて「森林映像教材希望」と件名に記載してお申込みください。(発送 4 月予定)



環境省「木材調達のグリーン化普及啓発キャンペーン」ちらし

【映像構成】

- 第1章 森林の役割／森林と人間
- 第2章 世界の森林減少と日本の木材利用
- 第3章 私たちに何ができるか～持続可能な森林経営に向けてのさまざまな取り組み

【対象】

高校生以上

【長さ】

約20分

【費用】

送料のみ

負担



COP16での実質合意に向けて本格的な交渉が再開される温暖化対策

2009年12月にコペンハーゲンにおいて気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)が開催された。2013年以降の温暖化対策に関する法的枠組を採択することが期待されていたが(本誌2009年1月号)、先進国と開発途上主要排出国との意見対立が解消されず、その採択には至らなかった。その代わりに、コペンハーゲン合意に「留意する」ことが決定された。それに基づき、2010年1月31日までに条約事務局に対して、コペンハーゲン合意に参加する意思とともに、附属書I国は温室効果ガス排出削減目標を、非附属書I国は緩和行動を通報することが求められた。

その期日までに通報した諸国の2020年の中期目標は、それぞれ条件付きではあるが、以下のようになっている。附属書I国では、欧州連合(EU)は20～30%、アイスランドは30%、ノルウェーは30～40%、モナコは30%、日本は25%、リヒテンシュタインは20%、ニュージーランドは10～20%、ロシアは15～25%、ベラルーシは5～10%、クロアチアは5%

の削減である(いずれも1990年比)。カザフスタンは1992年比で15%、オーストラリアは2000年比で5～15%(または25%)、アメリカは2005年比で17%、カナダも2005年比で17%の削減である。他方、非附属書I国のうち主要排出国は、以下に示す削減量に結びつくような自発的な行動計画を提出した。それによると、中国とインドは、2005年比でGDP(国内総生産)単位あたり、それぞれ40～45%および20～25%の削減となる。また、何も対策をとらなかった場合と比べて、ブラジルは36.1～38.9%、南アフリカは34%、メキシコは30%、韓国は30%の削減となる。

今後、4月9～11日には「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会(AWG-LCA)」と「京都議定書の下での附属書I国のさらなる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)」が開かれ、また、5月31日～6月11日には第32回補助機関会合が開かれ、2010年末にメキシコで予定されているCOP16での実質合意に向けて本格的な交渉が再開される。

「中国の環境問題と日本の安全保障・ 日中環境協力のあり方」セミナー開催

地球・人間環境フォーラムに事務局を置く日本環境ジャーナリストの会と共同でセミナー等を開催している早稲田環境塾（塾長・原剛元日本環境ジャーナリストの会会長）主催の連続セミナーが開催されます。

◆日時

5月20日（木）～7月22日（木）までの毎週木曜日
18時30分～20時30分＜全10回＞

◆場所

早稲田大学大学院アジア太平洋研究センター 309号室
（東京都新宿区西早稲田 1-21-1）

◆受講料

社会人：3万円、学生：1万円

◆申し込み・問い合わせ

早稲田環境塾（担当：吉川）までメール＜yoshikawa@waseda-ecoschool.jp＞でご連絡ください。

リユース食器ネットワークのホームページを リニューアルしました

地球・人間環境フォーラムに事務局を置くリユース食器ネットワークのweb＜www.reuse-network.jp＞を三井物産環境基金の助成を受け、大幅にリニューアルしました。

リユース食器の情報発信基地となるよう、これまでにリユース食器を導入したイベント、お祭りなどの導入事例や、今後開催されるイベント情報を紹介。リユース食器先進国・ドイツの最新情報も記載しています。

また、リユース食器ネットワークに参加する各団体の特徴がわかるよう、保有するリユース食器の種類、洗浄サービスの有無などが一覧で確認できるほか、リユース食器ネットワークの共通カップを改良した280ml、450mlの新型リユースカップについても紹介しています。リユース食器について知りたい方は上記webをご参照ください。



すべての生息地国が参加した南米の草原性渡り鳥の保全のための覚書

南アメリカ南部地域の5カ国、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、パラグアイおよびウルグアイに生息する草原性渡り鳥には、生息環境の悪化と存続の危機が指摘されている。それらには、エスキモーコシャクシギ、オナガオンドリタイランチョウ、オンドリタイランチョウ、クリイロヒメウソ、コシアカヒメウソ、ヌマヒメウソ、アルゼンチンヒメウソ、キバラムクトリモドキ、また、ノドグロヒメウソ、カンムリタイランチョウ、ムシクイタイランチョウが含まれる。

これらはすべて新熱帯区を代表する鳥類で、生育地と越冬地とを毎年移動しており、これら5カ国の草原生態系に依存している。それらの個体数の減少は、主に、草原における生息地の連続性の消失、草原の野焼き、違法捕獲および取引などに起因しており、保全状況の改善が急務とされている。

上記の鳥類のうち、後3種はボン条約の付属書IIに、それ以外は付属書Iに掲載されており、国際自然保護連合（IUCN）レッドリストにも掲載されている。

そのため、ボン条約の締約国ではないブラジルを除く4カ国は、ボン条約およびボン条約の科学アドバイザーの支援の下に、草原性渡り鳥の保全状況の改善のために協力することに合意し、ボン条約の第4条4項に基づく文書として、南アメリカ南部の草原性渡り鳥およびその生息地の保全に関する覚書を作成した。それは、パナマにおいて2007年8月26日に3カ国以上の署名を得て即時発効した。2009年9月末の時点で、ブラジルを含むすべての生息地国がこの覚書に参加している。なお、その事務局の役割はボン条約事務局が果たしている。

対象とされる鳥類の効果的な保護のために、この覚書の下に行動計画が準備されている。それには、担当窓口として各国の科学担当者を指定することが定められている。また、対象鳥類の保護とその存続がかかっている草原生態系の保護には情報の共有と国境を越える協力が不可欠であるため、モニタリング体制の整備が求められている。

奪われる日本の森

～外資が水資源を狙っている

著者●平野 秀樹、安田 喜憲

日本の森林の現状に強い危機感を抱いている専門家による、実態調査と提言の書。

2人は、安田氏が国際日本文化研究センター教授、平野氏が森林総合研究所理事としての立場からも、日本人にとっての森林の重要性を訴えているが、東京財団の研究者でもある2人が、「日本の水源林の危機」などのテーマで政策提言した複数の論文をまとめたものである。

日本の水源林が中国をはじめとする外資によって買われている。その事実自体も驚きだが、森林法をはじめとする日本の法律、制度が外資に対してまったく規制ができない仕組みになっていることに、さらに驚かされる。

(新潮社、1,400円＋税)



よみがえれ 知床

～100平方メートル運動の夢

編著者●辰濃 和男／著者●関根 郁雄、深沢 博

知床100平方メートル運動といえば、日本の自然保護活動を象徴する出来事として今に伝えられている。北海道・知床半島の中央部、開拓跡地の原野を乱開発から守るため、100平方メートルの土地を購入し、地元へ寄付してもらう。まだ日本にナショナルトラスト運動が根づいていない1977年に町の呼びかけで始まり、国民的な運動に広がった。

100平方メートル運動地を含む知床半島は、その後、世界自然遺産に登録される。本書は、朝日新聞の天声人語の筆者、町役場の担当者らによる運動の記録である。「よみがえれ 知床」という題には、回顧ではなく、新たな課題へのさらなる挑戦の思いが込められている。

(朝日新聞出版、740円＋税)

海底下へのCO₂貯留に向けて改正されたロンドン条約96年議定書

海洋への二酸化炭素(CO₂)の隔離・貯留に関して、ロンドン条約96年議定書の第1回締約国会合(2006年)において、海底下地層に貯留されるCO₂を附属書Iに追加するという改正が採択され、それは2007年2月に効力を生じた(本誌2007年8月号)。

その具体化に向けて、議定書の第6条(廃棄物その他の物の輸出)との関係が検討課題とされた。同条は、「締約国は、投棄又は海洋における焼却のために廃棄物その他の物を他の国に輸出することを許可してはならない」と定めている。他方、2008年10月に開かれた第3回締約国会合において、気候変動および海洋酸性化を緩和する手段としての処分のためにCO₂を他国へ移動することに対して、この議定書が障壁とならないようにする必要が指摘された。

これらを受けて2009年10月の第4回締約国会合において第6条を改正する決議が提案され、中国が反対し、バヌアツ、メキシコなど6カ国が棄権したが、議定書第21条に従い採択された。その決議は、前文に

において、CO₂以外の廃棄物等を処分のために輸出することを合法化すると解釈されてはならないこと、また、注入後のCO₂の越境移動は投棄のための輸出ではないため第6条によって禁止されてはいないことなどを確認している。

その上で、現行の第6条を1項とし、2項として、「1項に拘わらず、関係国間に協定または取り決めが結ばれた場合には、附属書Iに則して、処分のためにCO₂を含むガスの輸出を行うことができる」との新たな規定を置いた。そのような協定等は、輸出国と受領国との間での許可責任の配分に関する規定を、非締約国への輸出の場合には許可とその発給の要件を含む議定書と同等の規定を含まなければならないこと、また、当該締約国は国際海事機関に対してその締結について通告しなければならないことも定められた。

さらに、この改正に関連して海底下CO₂貯留の影響評価に関するガイドラインの改定を検討するよう科学委員会に要請することも決議された。

2025年 あなたの欲望が地球を減ぼす
～「激安・便利・快適」の大きすぎる代償

著●足立 直樹

本の帯には、知ってましたか？という問いに対し「激安ハンバーガーが環境に多大な負荷を与えていることを」「牛肉1キロのために11キロの穀物資料が必要なことを」と、挑発的な言葉が並んでいる。

著者は国立環境研究所やマレーシア森林研究所などに勤務したことがある生態学の専門家。生物多様性の保全を企業に働きかけるコンサルタントとして活躍しており、本の内容は実証的な事例の紹介、科学的な新しい知見などがふんだんに紹介されている。

本の冒頭に著者がシュミレーションした15年後の現実が紹介されている。「私たち自身が生活を見直す決断を迫られている」という著者の言葉に説得力がある。

(ワニブックス【PLUS】新書、800円＋税)



ドイツ環境教育教本

著●ティルマン・ラングナー、訳●染谷有美子

教育教本と言うだけに、具体的な授業の進め方が克明に紹介されている。著者は、環境問題独立研究所を創設し、環境監査などの専門家。訳者は国際環境 NGO FoE Japan、当財団などに籍を置き、学校省エネプログラムなどに従事し、現在はベルリンに住み、ロストック大学の「環境と教育」社会人コースに在籍中。

環境問題に関わっている2人なので、サブタイトルの「環境を守るための宝箱」というように、エネルギー、大気、気候変動、水、自然保護と、小学校高学年から高校1年生までを対象にした45単元が紹介されている。教えるためのノウハウより、環境問題の現実を紹介する情報が豊富で、環境教育を目指す人びとには必読の一冊だ。

(緑風出版、2,800円＋税)



遺伝的改変生物による損害措置を国内法に委ねたカルタヘナ補足議定書

遺伝的改変生物 (LMO) による損害については、カルタヘナ議定書 (本誌 2000 年 4 月) の 27 条において、そのような損害の責任と救済に関する文書の策定が求められている。それに基づいて、既存の損害責任条約 (本誌 1993 年 7 月号、94 年 1 月号、96 年 7 月号、97 年 4 月号、2000 年 5 月号、01 年 10 月号、03 年 9 月号、06 年 2 月号) を参考にして検討が行われてきており、2010 年 10 月に名古屋で開かれる第 5 回カルタヘナ議定書締約国会合 (MOP5) において補足議定書として採択される予定である。なお、既存の損害責任条約が具体的内容を国際的に定めているのに対して、提出されている補足議定書案は基本的要素のみ定めており、具体的な対応措置は国内法に委ねている。

その案においては、国際移転された LMO に起因する生物多様性の保全とその持続可能な利用に対する損害が発生した場合に、迅速、充分かつ効果的な措置の確保に寄与することを目的とするとされている。ただし、急迫する損害のおそれを対象にするか否かも含め、

論議は尽くされていない。

損害とは、科学的根拠に基づく悪影響が重大なものを指し、重大性は、期間・質・量などの度合いに基づく。責任を負う事業者については管理者責任が定められているが、その範囲と該当者の例示については合意されていない。対応措置としては、損害の回避・最小化・拡大防止・軽減が示され、とくに生物多様性の復元には、原状回復もしくは最も類似した状態の復元、または、同一または他の場所での代替回復措置が必要とされる。

対象となる行為は、LMO の輸送、トランジット、受け渡し、利用などである。対象とされる損害は、各国の領域内で発生したものであり、非締約国からの移転に起因するものも含む。また、非意図的な移転 (カルタヘナ議定書 17 条) と国際不法移転 (同 25 条) に伴う損害についても適用される。他方、輸入国において補足議定書が発効する前に国際移転が開始された LMO に起因する損害には適用されない。

地球・人間環境フォーラム 2009 年度事業・決算報告

当フォーラムの第43回評議会・理事会が6月18日に開催され、2009年度の事業報告・決算報告が原案通り承認されました。

調査研究事業としては、森林保全分野のパートナーシップ構築のあり方調査業務、リユース食器ネットワークの活動強化と普及促進などの新規事業20件を含む、計54件を実施しました。また、普及啓発事業としては、グローバルネットの発行のほか、タイガの森フォーラムの活動支援などを行いました。

報告の詳しい内容はweb (www.gef.or.jp) をご覧ください。

2009 年度収支計算書の要旨 (2009 年 4 月 1 日～2010 年 3 月 31 日、単位:円)

科 目	決算額	科 目	決算額
I. 事業活動収支の部		II. 投資活動収支の部	
1. 事業活動収入		1. 投資活動収入	
①基本財産運用収入	9,766,209	①退職給付引当金取崩収入	29,047,200
②会費収入	4,700,000	②保証金戻り収入	3,599,480
③事業収入	436,156,749	投資活動収入計	32,646,680
④寄付金等収入	35,882,497	2. 投資活動支出	
⑤雑収入	1,169,137	①特定資産取得支出	849,127
事業活動収入計	487,674,592	退職給付引当金取得支出	849,127
2. 事業活動支出		②固定資産取得支出	592,334
①事業費支出	448,662,672	建物付属設備購入支出	592,334
事業人件費	190,412,205	③敷金・保証金支出	136,000
調査研究事業費	222,253,843	投資活動支出計	1,577,461
内外研究交流助成費	1,816,000	投資活動収支差額	31,069,219
普及啓発事業費	34,180,624	III. 財産活動収支の部	0
②管理費支出	72,559,837	1. 財産活動収入	0
人件費	47,015,896	2. 財産活動支出	0
事務費	25,543,941	財産活動収支差額	0
事業活動支出計	521,222,509		
事業活動収支差額	- 33,547,917	当期収支差額	- 2,478,698



ワシントン条約ドーハ会議に先立って採択された回避性サメの保全に関する覚書

2010年3月にカタール・ドーハで開かれたワシントン条約の第15回締約国会議において、大西洋クロマグロや宝石サンゴとともにサメの取引規制が課題とされたのは記憶に新しい。ワシントン条約においては、すでに、ジンベエザメ、ウバザメおよびホホジロザメという大型サメ3種が附属書Ⅱに掲載されている。ドーハ会議では、アカシユモクザメおよびその類似種、ニシネズミザメ、ヨゴレ、アブラツノザメなどについて附属書Ⅱへの掲載が提案されたのであるが、クロマグロやサンゴと同様に、すべて否決された。

サメの保護が求められている背景には、延縄、底引き網または刺し網などにより混獲されていることがあり、世界で年間5,000万匹にのぼるとの指摘もある。サメは漁獲対象魚にサイズが類似していること、また、網の中の魚を食べることなどのため、他の魚種と比べて混獲率が高いとされる。他方、フカヒレ料理用にヒレを切り取ることも批判の対象になっている。

ところで、上記のワシントン条約ドーハ会議に先

立って2010年2月にボン条約の会合が開かれ、回避性サメの保全に関する覚書が採択されていたことはあまり知られていない。それはボン条約の第4条4項の下に位置づけられる協定であり、コンゴ、コスタリカ、ガーナ、ギニア、ケニア、リベリア、パラオ、フィリピン、セネガル、トーゴ、およびアメリカの11カ国によって、2月12日に署名された。10番目の署名が行われた日の次の月の初日に発効すると定められているため、2010年3月1日に発効した。

その覚書の締約当事者は、回避性サメの生息範囲の一部に管轄権を行使する国、または、国家管轄権の外縁を越える海域において自国の国旗を掲げる船舶が回避性サメの捕獲に従事する国であるとされている。対象とされる種は、覚書の附属書Ⅰに掲載されている軟骨魚綱に属す回避性の種、亜種または個体群であり、具体的には、ジンベエザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、およびアブラツノザメの北半球個体群である。

アース・ビジョン 第19回地球環境映像祭の作品募集開始

アース・ビジョン地球環境映像祭は、毎年、東京で開催されている環境をテーマとした映像祭です。1992年にアジアで最初の国際環境映像祭として始まりました。世界の優れた環境映像を上映し、表彰しています。

テーマは「地球環境」に関するもの。ジャンルや長さは問いません。ご応募をお待ちしております。

◆応募条件（両部門への重複応募も可能です）

【環境映像部門】 制作者が日本を含むアジア、オセアニア地域（ポリネシア諸島を含む）に在住していること。

【子どものための環境映像部門】 「子どものため」の映像であること。制作者の在住する国・地域は問わない。

◆締切：2010年9月15日（水）

◆本祭開催概要

期日：2011年3月4日（金）～6日（日）

会場：四谷区民ホール（東京都新宿区内藤町87）

<作品の応募、問い合わせ>

アース・ビジョン組織委員会

〒113-0033 東京都文京区本郷3-43-16 成田ビル3階
（財）地球・人間環境フォーラム内

Tel: 03-5802-0525

E-mail: festival@earth-vision.jp

応募方法の詳細は、下記WEBをご覧ください。応募申込書もWEBよりダウンロードできます。

< www.earth-vision.jp/02filmentries-j.htm >



ワシントン条約の情報センターとして設置されたワシントン条約ダッシュボード

ワシントン条約は、その附属書I～IIIに掲げられている野生動植物種の存続の確保のために、それらの国際取引の規制を定めている（本誌2006年6月号）。同条約は1973年に採択され、1975年に発効した。発効時点での締約国は10カ国であった。本年、2010年7月1日は発効35周年にあたり、その時点での締約国は175カ国になっていた。

この35年間には、締約国の増大だけではなく、世界各地で野生動植物種の存続に対する圧力も増大してきている。とくに、貿易の自由化やインターネット経由の取引の増大という取引状況の変化が生じ、新たな課題となっている。実際、野生動植物の国際取引量は激増してきている。それらの合法的な取引を登録しているワシントン条約貿易データベースは、1,000万件を超える貿易記録を保管しており、締約国による附属書掲載種の年間平均許可件数は85万件に上る。

そのため、現在の取引実態に即して一層効果的な実効性のある規制が必要とされている。具体的には、乱

獲や過剰利用を防止するための貿易規制手段と、野生動植物取引の持続可能性を示す科学的根拠とを提示することである。それに応じて、35周年事業の一環として「ワシントン条約貿易データ・ダッシュボード」と称する情報センターが設置され、インターネットを通じた情報提供が開始された（www.cites.org/eng/news/sundry/2010/dashboards.shtml）。

このダッシュボードにおいては、各締約国が提出する年次報告書に記載されている貿易統計データに基づいて、情報提供が行われている。締約国、分類群、標本の形態（生きているか、部分か）、対象生物の起源（野生か、人為繁殖か）のそれぞれについて、また、5年ごとに最大の取引対象種や最大の取引国について、データを表示させることができる。もちろん、類似のデータはすでにワシントン条約のwebにおいて提供されてきているが、このダッシュボードにおいては、世界地図や各種グラフを多用してわかりやすい情報提供がされている点に特徴がある。

シンポジウム

「オランウータンの森を守れ！
～生物多様性と日本の消費」

世界でも有数の生物多様性を誇るボルネオの森。かつては豊かだったこの森も、熱帯木材の乱伐採、アブラヤシ農園開発等によって急速に失われていき、森の住民・オランウータンが、今、絶滅の危機に瀕しています。シンポジウムでは、ボルネオの豊かな森と私たちの消費の関係を考えるとともに、残された森を守るための行動を呼びかけます。皆様のご参加をお待ちしています。

【日時】 2010年9月22日(水) 13:30～16:30

【場所】 東京ウィメンズプラザホール(東京都渋谷区)

【参加費】 1,000円

(主催団体、後援団体、協力団体の会員は無料)

※シンポジウムの詳細は以下を参照ください。

www.foejapan.org/forest/doc/evt_100922.html

アース・ビジョン 地球環境映像祭
上映情報

●ハケ岳環境映像祭 2010

【期間】 9月19日(日)、20日(祝)

【場所】 ハケ岳自然ふれあいセンター(山梨県北杜市)

【参加】 無料(事前予約不要)

●地球環境映像祭 in パナソニックセンター東京

【期間】 10月10日(日)・11日(祝) 10:30～17:00

【内容】 世界の短編上映と下記トークショー

10日13時～ やまねミュージアム館長・湊秋作さん

11日13時～ 昆虫写真家・海野和男さん

【場所】 パナソニックセンター東京(東京都江東区)

【参加】 無料(トークショーのみ以下webより要予約)

panasonic.co.jp/center/tokyo/event/all/

※詳細や他の上映情報は以下を参照ください。

d.hatena.ne.jp/Best-of-EARTH-VISION/



数回にわたる改正、実施行動計画を受けて整理統合されたEUのIPPC指令

EU(欧州連合)は、1996年9月に統合的汚染防止・管理(IPPC: Integrated Pollution Prevention and Control)に関する指令(96/61/EC)を採択した。エネルギー産業、金属業、鉱業、化学工業、廃棄物業、畜産業などのうち定められた規模要件に該当する施設は操業許可を得なければならなくなった。新規または改造される施設に対しては99年10月から適用され、既存施設に対しては2007年10月末までの猶予期間が認められた。その操業許可に当たっては「利用可能な最善の技術(BAT: Best Available Technique)」を基礎にした排出基準および操業条件が用いられ、BATに関する情報交換は、EU委員会、締約国、関連産業界との間で定期的に行われることとされた。

その後、2003年には、自国内とともに影響を受ける可能性のある他国に対しても関連情報の公開と許認可手続きへの参加を保証すること、司法手段を保証すること、他国に影響がある場合は国際事前協議手続きをとることなどに関する改正が行われ、公衆参加に関

する附属書も追加された(2003/35/EC)。また、温室効果ガス排出量取引制度との調整に関する改正も行われた(2003/87/EC)。

しかし、各国の対応に遅れが目立ったため、EU委員会は2005年11月にIPPC実施行動計画を策定した。その中にはIPPC規制への移行の確保、2007年10月末の全面適用に向けた進展の効果的な監視、大規模施設に対する「欧州廃棄物排出登録制度(EPER: European Pollutant Emission Register)」を用いた遵守のチェック、「BAT手引き(BREFs: BAT Reference Documents)」の整備と見直し、法的問題の解決とその見直し、既存法令の改廃と統合、市場メカニズムや経済的誘導措置の効果の評価、主要規定に関する手引きの作成が含まれていた。そのうち、既存法令の改廃と統合については、2008年にそれまでの各修正を反映し、重複していた6分野の指令を整理統合した新指令が採択された(2008/1/EC)。新指令においては、BAT基準の厳格な適用も定められた。

鹿児島環境学Ⅱ

編●鹿児島大学 鹿児島環境学研究会

鹿児島環境学宣言から始まった鹿児島大学・鹿児島環境学研究会発信の第二弾。今回は徳之島への米軍基地移設問題が議論される中、奄美大島を中心とする奄美群島の国立公園化、さらに世界自然遺産への登録に向けての世界自然遺産学の提案がされている。

元環境省自然局長で、現鹿児島大学学長補佐の小野寺浩氏が、本書の「環境から奄美をとらえる視座」の中で、「鹿児島は世界自然遺産をひとつの県で二つ持つ可能性のある、国内でただ一つの県である」と述べ、自然遺産と地域の人びとの関係が、一つの共生モデルとして実現することの重要性を強調している。「地方主権」に地方の大学がリーダーシップを発揮する典型的なプロジェクトだ。

(南方新社、2,000円+税)



ぼんやりの時間

著●辰濃 和男

辰濃さんは朝日新聞の「天声人語」を10年以上も担当し、退職してからは静岡県内の廃村に古民家・らんだ庵を借り「森隠り」を楽しんでいるという。本の帯に「頭をカラッポにして、心を解放させるひとときのすすめ」とあるように、人生にとっての「ぼんやり」の大切さを説き、古今東西の文学や先人の言動のなかに、ぼんやり道の奥義を追究している。

闇と静謐に閉ざされる「らんだ庵」にて本書も執筆されたそうだが、冒頭から「人類は滅びる。が、少しでも人類の寿命をのばしたいのなら、もっとぼんやりする権利を大切に、野生の知恵を身につけること以外に、道はないだろう」と説き、近代化に身を任せ、環境破壊を続ける人類へ警鐘を鳴らしている。

(岩波新書、720円+税)



生物多様性条約COP10以前の合意が難航しているABSルール

2010年10月に名古屋で開かれる生物多様性条約の第10回締約国会議(COP10)における重要課題には、ABS(遺伝資源の取得および利益配分)が含まれている(本誌2009年2月号)。その検討を行うWG(作業部会)における論議がまとまらなかったため、COP8において、COP10以前に検討を完了することが決定された。それを受けて交渉は進み始め、COP9においては、国際レジームの基本項目が定められ、また、三つの専門家会合とWG7、WG8およびWG9において検討を行い、COP10へ報告することが合意された。

しかしながら、WG7(2009年4月)とWG8(2009年11月)では実質交渉は行われず、作成された交渉文書は61ページにもなってしまい、しかも、ほとんどの条文に不同意を示す括弧が二重、三重に付された。そのため、2010年3月に開かれたWG9においては、それまでに作成された文書から離れ、議長提案文書をベースにして実質交渉が始められた。また、国際レジームの性格としては法的拘束力のある議定書を目指すこ

とが合意された。しかし、中心的な条文については最終日になっても意見対立が大きく、苦肉の策として中断せざるを得なかった。2010年7月にWG9再開会合が開かれたが、やはり核となる条文には合意ができず、再び中断し、COP10直前にWG9再々会合を設定するという極めて異例のスケジュールとなった。9月後半には、WGの下地域間交渉部会によって合意達成が図られたが、そこでも合意には至らなかった。

このように難航している主原因は、上記議定書案の極めて特異な形態にある。ABSルールを国際的に定めようとして対立していると報道されることが多いが、そうではない。この議定書案は、ABSルールは提供国がそれぞれ国内法で定めることを前提にして、それらの国内法に国境を越える効力を与えようとしている。しかし、それは、どの国も他国の国内法を強制されないという国家主権原則に反するため、例外的に認めるとしても、どのような条件や手続きが必要かをめぐって大きく対立しているのである。

アース・ビジョン 第19回地球環境映像祭
子どものための環境映像部門 公開上映

今年度の子どものための環境映像部門には、70作品の応募がありました。その中から第1次審査を通過した作品を公開上映します。世界から寄せられた鮮やかな作品との出会い、ぜひお見逃しなく！

- ◆日時： 11月28日（日）
- ◆会場： エコギャラリー新宿（住所：東京都新宿区西新宿2-11-4 新宿中央公園内 Tel: 03-3348-6277）
- ◆参加： 無料（※カンパ歓迎）
- ◆主催： アース・ビジョン組織委員会
- ◆共催： 新宿区、NPO法人新宿環境活動ネット
- ◆言語： 上映作品はオリジナル言語でのDVD上映となります。

＜問い合わせ・詳細＞

アース・ビジョン組織委員会

www.earth-vision.jp Tel: 03-5802-0525

フェアウッド・パートナーズが
エコプロダクツ2010に出展

12月9日（木）～11日（土）に東京ビッグサイトで開催されるエコプロダクツ2010。フェアウッド・パートナーズは、「フェアウッド・カフェ／森をこわさない木材“フェアウッド”で居心地の良い空間」というテーマで出展します。

今年は、展示装飾の業界最大手、乃村工藝社と共同出展。乃村工藝社と共同で企画した素敵なフェアウッド・カフェへぜひ遊びにきてください。巨大な木材のオブジェが目印！

【主な展示内容】

- ☆さまざまなフェアウッド製品の展示
- ☆企業や政府のフェアウッドの取り組み紹介
- ☆木工ワークショップ（参加無料）
- ☆くつろぎのカフェスペース

www.fairwood.jp



カルタヘナ議定書MOP5において採択された名古屋クアラルンプール補足議定書

2010年10月に名古屋で開かれた生物安全に関するカルタヘナ議定書の第5回締約国会合(MOP5)において、懸案とされていた責任と救済に関する名古屋クアラルンプール補足議定書が採択された（本誌2010年6月号）。そこでは、損害とは、生物多様性の保全と持続可能な利用に対する重大な悪影響であって、科学的根拠に基づいて測定・観測可能なものをいうと定められており、人の健康に対するリスクも考慮される。重大であるか否かは、変化の期間・質・量、生態系サービスの提供量の減少などの度合いに基づいて、各締約国の権限ある当局によって認定される。

次に、対象とされる損害は、輸入国において補足議定書が発効した後に国際移転されるLMO（生きている改変生物）の、食料・飼料・加工向けの利用、封じ込め利用および開放環境での利用に起因し、その領域内で発生したものである。なお、非締約国からの移転とともに、非意図的な移転および国際不法移転に起因する損害も対象とされる。

責任を負う事業者はLMOの管理者であり、許可保有者、市場投入者、開発者、生産者、通告者、輸出者、輸入者、運送者、供給者などが例示されている。とるべき対応措置としては、損害の防止・最小化・拡大防止・軽減などが示されており、とくに生物多様性の復元には、原状回復または最も類似した状態の復元が原則とされ、それが不可能な場合には、同一またはほかの場所での代替回復措置が必要とされる。各締約国の権限ある当局は、責任を負う事業者およびとるべき対応措置を特定する。早急な対応措置が不可欠な場合で事業者が適切な措置をとらないときは、権限ある当局は、代執行し、当該事業者に費用を請求できる。

最も合意が難しかった財政保証については、他条約との両立を図りつつ、国内法で定めることとされた。そのほか、民事責任、因果関係、責任限度額、時効、免責なども同様であり、実施に当たっての具体的な規則や手続きは国内法で定めるとしていることが、この補足議定書の特色である。

シンポジウム「企業と NGO/NPO のパートナーシップによる森林保全活動」(案) 開催

近年、企業の CSR の一環として森林保全・植林活動が注目され、また REDD+ など、新たな世界の潮流もあり、企業の森林保全への関心が高まっています。多くの企業にとって、森林保全・植林活動は新たな挑戦であり、現地経験が豊かな NGO/NPO との協働が有効であると考えられます。今後、企業と NGO/NPO の連携がより一層進むためには、情報交換や交流の場を通じて相互理解を深める機会が必要であるという声が企業、NGO/NPO の双方から挙げられてきました。

シンポジウムでは、企業による海外での森林保全・植林の実践と課題、NGO/NPO のパートナーシップによる森林保全活動のグッドプラクティスについて具体例を紹介します。また企業と NGO/NPO が直接、個別に情報交換できる交流の場も提供します。

【シンポジウム内容】

＜パート1＞講演会（講演者2名予定）

＜パート2＞情報交換会・交流会

会場内に NGO/NPO の森林保全活動を紹介するブースを設け、参加者に関心のあるブースを回ってもらいます。

日時：2011年1月18日（火）13:30～17:00

場所：JICA 地球ひろば 講堂

（東京都渋谷区広尾 4-2-24）

主催：環境省、地球・人間環境フォーラム

参加：無料・事前申し込み必要

【申し込み・問い合わせ】

地球・人間環境フォーラム（担当：飯沼）

Tel: 03-3813-9735 / Fax: 03-3813-9737

E-mail: gef@gef.or.jp

www.gef.or.jp/activity/forest/2011sympo



生物多様性条約COP10において採択された名古屋議定書

2010年10月に名古屋で開かれた生物多様性条約の第10回締約国会議（COP10）において、懸案とされていた ABS に関する名古屋議定書が採択された。

難航していたその交渉（本誌2010年10月号）は、COP10直前に開かれたWG9再々会合においても変わりはなく、合意に至らなかった。COP開会日の全体会合において交渉継続が認められ、その後も再三の期限延長を認められたが、会期末の前日の24時を過ぎても合意ができず、交渉は打ち切られた。

その事態を受けて政治決着が図られ、最終日の朝に COP議長による議定書案が提示された。それに微修正を行った上で、その日付も変わった翌日未明になって名古屋議定書はようやく採択された。同時に採択された愛知ターゲット（目標）や条約自体の予算も同様に難航していたが、その背景には、開発途上諸国がそれらの議題を連動させる戦略を取っていたことがある。

さて、採択された名古屋議定書は国内法の域外効力を認めているが、類似の既存条約と比較しても、国際

基準化を経ずに2国間で直接的に域外効力を及ぼすこと、相互的でなく提供国から利用国への一方通行であること、不特定の国の不特定の法律または規制的要件を対象にすること、確認された違法事例への個別対応にとどまらず一般的な合法確認制度を求めること、という特異性を有している。それらは、いずれも開発途上国が主張していたことである。

他方で、先進国の主張に沿って、現在の国際社会の基本原則・国際法原則に基づいて、さまざまな条件や制限が設定されている。また、監視・認証制度も、先進国の主張に基づいて、チェックポイントの例示は削除され、具体化は各締約国に任されることとなった。

そのほか、派生物の取り扱いについては、「遺伝資源の利用」には派生物が含まれることがあるという解釈を定めるとともに、利益配分の対象に派生物を含ませるかどうかは個別の契約によることとされた。また、伝統的知識の位置づけと利益配分の保証度合いは、生物多様性条約に比べて引き上げられている。

シンポジウム「生物多様性と企業の役割 ～認証パーム油の最新情報」(仮) 開催

パーム油は食品加工や業務用調理油として幅広く使われている、私たちの日常生活に欠かすことのできない植物油です。このようなパーム油の需要の急増とともに、持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO) などの場で、持続可能なパーム油 (SPO) の生産や消費のあり方が議論され、認証を受けたパーム油も、国際的な市場に出てきています。

また、企業と生物多様性保全活動の関係もクローズアップされています。アブラヤシ農園開発においても、生産地の生物多様性保全が重要な課題です。

地球・人間環境フォーラムでは、持続可能なパーム油や企業と生物多様性の関係について考えるシンポジウムを開催いたします。

【シンポジウム内容】

- 講演 (講演者 5 名予定)
 - ・ RSPO の最新情報
 - ・ パーム油の認証制度について
 - ・ 開発とその影響 等
- パネルディスカッション

日時: 2011 年 2 月 24 日 (木) 13:30 ~ 17:00 (予定)

場所: 国連大学ウ・タント国際会議場
(東京都渋谷区神宮前 5-53-70)

主催: ゼリ・ジャパン / 地球・人間環境フォーラム /
ボルネオ保全トラスト・ジャパン

参加: 無料・事前申し込み必要

【申し込み・問い合わせ】

地球・人間環境フォーラム (担当: 根津)

Tel: 03-3813-9735 / Fax: 03-3813-9737

E-mail: event@gef.or.jp



生物多様性と世界森林資源評価が議題となったFAO林業委員会第20回会合

FAO (国連食糧農業機関) には、森林および林業について検討し、今後 FAO が行うべき活動を提言するために、ほぼ 2 年ごとに開かれる林業委員会が設置されている。その第 20 回会合が、2010 年 10 月にローマの FAO 本部において開催された。その会合には、約 110 の加盟国と国際機関や NGO などの 34 組織から、約 770 名が参加した。

その会合で取り扱われた主要議題のうち、生物多様性については、森林に関わる生物多様性の保全に向けた各国の対応能力を強化するために支援することが FAO に求められた。なお、この議題に関連して、2010 年 10 月に名古屋で開かれた生物多様性条約の第 10 回締約国会議 (COP10) において、FAO は森林と生物多様性に関して FAO の果たす役割について意見表明を行った。COP10 では、森林の生物多様性に関する決議 X/36 が採択された。

次に、世界森林資源評価については、各国の森林モニタリング能力の強化を進めるとともに、2015 年に

次の世界森林資源評価を作成することとされた。また、森林ファイナンスとガバナンスについては、持続可能な森林管理の推進に必要とされる資金源に関する情報を各国が共有できるようにするため、FAO による支援が求められた。同様に、森林に関わる法令の執行強化についても、各国の取り組みへの支援が FAO に求められた。

他方、国連による 2011 年の国際森林年については、その意義と国連の活動状況に関する紹介があり、この機会を活用して持続可能な森林管理をさらに推進していく必要が確認された。また、2015 年に開催される予定の第 14 回世界林業会議については、開催候補地の検討が始められた。

ところで、上記の世界森林資源評価と第 14 回世界林業会議が予定されている 2015 年は、MDG (ミレニアム開発目標) とともに UNFF (国連森林フォーラム) (本誌 2009 年 6 月号) の目標年次でもあり、国際的にも重要な節目となる年である。

南へと、あくがれる～名作とゆく山河

著●乳井 昌史

「夫婦舟とタコヤボラとの親和に満ちた世界、不知火海の恵みに生きる自足の暮らしを描写して、二丁槽にちようろの絆を引き裂かれた無残を深々と感じさせる」

水俣病患者の魂の文学と言われる石牟礼道子さんの「苦海浄土 わが水俣病」を紹介するくだりで、石牟礼さんの水俣病の漁師夫婦の描写に、著者は自らの重い経験を投影する。新聞記者として、かつて第二水俣病と言われた新潟水俣病の裁判を取材する中で、傍聴に来た水俣病患者家庭互助会の渡辺栄蔵さんと知り合った著者は、故人となった渡辺さんの故郷・水俣市を訪れ、家族ぐるみで患者だった一家の姿に驚く。水俣病の発見から半世紀以上たった日常の中で、いまだにどっかりとまわりつく水俣病に、渡辺さんの心を代弁する筆者の怒りも伝わってくる。(弦書房、1,800円+税)



気候変動列島ウォッチ

著●あん・まくどなるど

日本の農村、漁村をフィールドに北から南まで、文化人類学的な聞き取り調査を続けているカナダ出身のあんさんが、折に触れて目にしたり、感じた「気候変動」の兆候を、学者、研究者、漁民たちと語り合う。本誌に一年余、14回にわたって連載されたもので、稲やリンゴへの影響から、昆虫や野生動物の世界の異変についても紹介している。

アサヒ・エコ・ブックスはアサヒビールが出版を支援している環境問題を扱った本のシリーズ。本書が27冊目で、同社相談役の瀬戸雄三氏と、インタビュー当時(2009年3月)国連大学高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニットの所長だったあんさんとの企業文化、環境談義も収録されている。

(清水弘文堂書房、1,500円+税)



カンクン合意の採択に成功した気候変動枠組条約COP16

2010年11月29日から12月10日まで、メキシコのカンクンにおいて、気候変動枠組条約の第16回締約国会議(COP16)および京都議定書の第6回締約国会合(MOP6)が開かれた。そこでは、条約の下の長期的協力行動のための特別作業部会(AWG-LCA)の第13回会合、および、議定書の下での先進国のさらなる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)の第15回会合、そして後半には閣僚会合も開催された。

ところで、2009年のコペンハーゲンでのCOP15においては不透明な会議運営に対する批判から最終合意ができず、国連の多数国間プロセスにも批判が寄せられた。カンクン会議においては、その反省の上に透明性の確保に徹した会議運営が図られ、以下のようなカンクン合意の達成に成功した。

まず、共有ビジョンにおいては、工業化以前に比べて2℃以内の気温上昇を抑えるために、大幅な排出量削減の必要性が確認された。長期目標の妥当性、取り組みの進捗状況の検討を含むレビューについては、定

期的な実施が定められ、第1回レビューは2013年に開始し、2015年までに終了することとされた。

ただし、2050年までの地球全体の排出量削減目標については合意できず、COP17での検討に委ねられた。地球全体および各国の排出のピーク時期の特定についても、COP17での検討とされた。同様に、日本国内で最も関心を集めた京都議定書の延長についても結論は先送りされた。

他方、開発途上国の緩和行動については、その可視化を確保することが重視され、従来のMRV(測定・報告・検証)に加えてICA(国際協議・分析)という手法が用いられることとなった。具体的には、開発途上国が自主的に登録する緩和行動登録簿の策定、国別報告書の4年ごとの策定、排出量の2年ごとの報告が決められた。また、国際的な支援を受ける行動がMRVの対象とされるとともに、国際的な支援を受けない行動も、専門家による分析を通じて2年ごとのICAの対象とされることとなった。

タイガ・インスタレーション by タイガの森フォーラム×伊藤健次

「タイガ・インスタレーション」を、パタゴニア日本支社の協力により、大崎（東京）と札幌（北海道）の二つのパタゴニアショップで開きます。

アムールトラが生きるタイガの森の生物多様性の価値と私たちの暮らしとのつながり、また「タイガの森フォーラム」の活動について、写真家・伊藤健次氏の写真とタイガの森フォーラムで制作したドキュメンタリー映画「タイガからのメッセージ」（仮題）等で紹介します。また会期中には伊藤さん（大崎&札幌）、旭川アイヌのミュージシャン OKI さん（札幌）を迎えてのトーク&ライブも開催する予定です。

【問い合わせ】

タイガの森フォーラム（地球・人間環境フォーラム内）

TEL：03-3813-9735/FAX：03-3813-9737

URL:<http://taigaforum.jp> / Eメール: info@taigaforum.jp

【大崎】

日程：3/26（土）～4/4（月）

時間：月～金：11：00～20：00／土日祝：11：00～19：00

場所：パタゴニア東京・ゲートシティ大崎

（東京都品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎文化施設棟）

トークイベント：日時未定

【札幌】

日程：4/9（土）～4/22（金）

時間：11：00～19：00

場所：パタゴニア札幌北

（北海道札幌市北区北十三条西 4 丁目 2-30）

トーク&ライブ：4/22（金）夕方（時間未定）

【参加申込み】※イベントのみ要申し込み。

各パタゴニアストアまでお電話でお申し込みください。

大崎：03-5487-2101 / 札幌：011-729-2101



EUで発効した犬および猫の毛皮の取引禁止規則

犬および猫の毛皮の取引を禁止する EU 規則 (Regulation (EC) No 1523/2007) は、2007 年 12 月 11 日にストラスブールにおいて採択され、2008 年 1 月 16 日に発効した (OJ L 343, 27.12.2007)。その下で、犬・猫の毛皮およびそれらを含む製品の取引（輸出入を含む）は、2009 年 1 月 1 日から禁止された。教育または剥製を目的とする場合は、例外とされることがある。

域内諸国には、何の毛皮であるかを特定する分析手法（例えば、マトリックス支援レーザー脱離イオン化法 (Matrix Assisted Laser Desorption / Ionization, MALDI) TOF (Time of Flight、飛行時間) 型質量分析など）について、2008 年末日までに EU 委員会に通告することが義務付けられた。一方、EU 委員会は、この規則に関して用いられる分析手法を定めるための措置をとることができる。さらに、域内諸国には、禁止規定が遵守されるよう確保するための適切な制裁措置を 2008 年末日までに定め、それらについて EU 委員会に通告することが義務付けられた。他方、EU

委員会は、2010 年末日までにその運用状況について報告をまとめなければならない。

以上のような内容を見ると、この規則は、犬や猫の保護や動物愛護を目的にしているように思える。ところが、実はそうではなく、その目的は、域内市場の機能を阻害している要因を取り除くこと、および、自分が購入する毛皮製品に犬または猫の毛皮が含まれていないことを消費者が確信できるようにすることである。この背景には、EU 条約の下で、EU 委員会には倫理的な事柄に基づいた規則の制定が認められていないことがある。

域内諸国の中には、犬および猫の毛皮の流通に制約を定めている国がいくつかある。そのために、毛皮業者は、国によって異なる規制に対応しなければならない。このような状況が市場機能を阻害しており、犬および猫の毛皮の取引の禁止という統一な規則を定めることにより、域内毛皮市場の健全な機能の回復が達成されると EU 委員会は判断したのである。

WEB「フェアウッドカフェ」がオープン

フェアウッド・パートナーズは、「フェアウッド＝環境や社会に配慮した木材」の利用を推進しています。

身近なところからフェアウッドな製品を活用してもらいたいと、テーブルやいすなどの家具から、お皿、スプーンのような小物、さらにコーヒーなど、森に配慮した製品を紹介するウェブサイトを開きました。製品を作った「人」の顔が見えるようなストーリーも紹介しています。是非「ご来店」ください。

www.fairwood.jp/cafe/

【ロハスフェスタ@光が丘公園に出展！】

フェアウッドな製品が身近でご覧になれます。

日時：2011年5月14日（土）、15日（日）10～17時

場所：光が丘公園芝生広場（東京都練馬区）

会費：200円

「3R 食品容器推進プロジェクト」発足

地球・人間環境フォーラムが事務局となり、3Rに配慮した食品容器の製造や販売企業である台和、ヨコタ東北、ジェフ、シンギ、水野産業の5社と連携した「3R 食品容器推進プロジェクト」が発足しました。

イベント、お祭りなどで環境に配慮した食品容器の最適な組み合わせを選定し、環境負荷の少ないイベントを楽しんでもらうことを目的としています。



3R 食品容器推進プロジェクトでは3Rに配慮した食品容器を紹介するパンフレットを作成しました。

URL < www.gef.or.jp/activity/reuse/report/3Rpj-pamphlet.pdf > からダウンロードが可能です。



トラ保護の国際協力に向けて採択されたサンクトペテルブルク宣言

トラは、生態系ピラミッドの頂点に位置しており、食物連鎖や生物多様性の保全において重要な役割を果たしている。また、観光やサファリによる経済収入にも貢献している。ところが、野生のトラは、この100年の間に10万頭から3,500頭以下に激減した。その生息地はユーラシアの25ヵ国にわたっていたが、現在は、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、中国、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、ロシア、タイおよびベトナムの13ヵ国に限られる。

トラ保護の国際協力に向けて、2008年6月に、すべての生息地国と世界の主要なトラ保護組織によりGTI（グローバル・タイガー・イニシアティブ）が立ち上げられた。GTIに拘束力はないが、世界銀行の支持を受けており、強力な国際ネットワークとなっている。2010年10月には、次の寅年である2022年までに国際協力を通じて野生のトラ個体数を倍増させるという内容のGTRP（グローバル・タイガー・リカバ

リー・プログラム）が策定された。

GTRPは、生息地の保護と密猟・違法取引の撲滅、生息地の回復と国境を越えるコリドーの確保を目的としている。その実現に向けて、科学的なモニタリングの整備、地元の人びとに対するトラ保護のインセンティブの付与、法令の執行強化、生物多様性の保全への地元の人びとの積極的な関与の確保が不可欠とされている。なお、GTRPのための費用として、最初の5年間に新たに3.5億米ドルが必要とされている。

その後11月21日から24日までロシアのサンクトペテルブルクに生息地13ヵ国の首脳を集めて開催された国際トラ・フォーラムにおいて、GTRPが承認され、サンクトペテルブルク宣言が採択された。同宣言は、ボン条約、ワシントン条約、生物多様性条約などが主導的な役割を果たすことを重視している。また、炭素固定量の多い森林とトラの生息地とが重なるため、REDD（森林減少・劣化の防止による炭酸ガス排出削減対策）を通じた資金の活用を求めている。

平成 22 年度環境省請負事業の各種報告書を発行しました

平成 22 年度気候変動影響等を勘案した

砂漠化対策形成の検討業務報告書

モンゴル国のゴビ地域では気候変動により干ばつの発
生地域の拡大や頻度の増加が予想されています。その
ため、遊牧民の気候変動への適応能力向上に向け、同
地域でモデル事業を行い、その効果をまとめました。

平成 22 年度森林保全分野の

パートナーシップ構築のあり方調査報告書

日本の企業や NGO などによる海外での森林保全活
動、および企業と NGO などとの連携による優良事例、
さらに欧米企業や NGO の先進事例について情報収集
を行い、まとめました。

平成 22 年度マイボトル・マイカップの普及促進

のための啓発及び実証事業報告書、調査業務報告書

マイボトル・マイカップの普及促進を図るために、ウェブ
サイトの作成、エコライフ・フェアへの出展、三つの
大学での実証実験の報告と、マイボトル・マイカップ
に関するさまざまな取り組み事例をまとめました。

平成 22 年度木材調達グリーン化

普及啓発キャンペーン実施業務報告書

世界の森林減少問題をより多くの一般の人に普及・啓
発するために実施した業務についてまとめました。ま
た、主に英国と欧州連合における違法伐採対策につい
て調査を実施し、その結果も収録しました。

報告書は WEB < www.gef.or.jp/activity/publication/report/index.html > からダウンロードが可能です。



遵守促進に関する決議が採択された国際植物遺伝資源条約第4回管理理事会

国際植物遺伝資源条約 (ITPGR) の第 4 回管理理
事会 (GB4) が 2011 年 3 月 14 ~ 18 日までインドネ
シア、バリにおいて開かれた。その直前の 3 月 11 ~
13 日には、インドネシア政府の主権による閣僚会合
と地域協議会合が開かれた。

その成果として、遵守促進に関する手続きと運用メ
カニズム、GB の財政規則、予算増を含む 2012 年か
ら 2 ヶ年の作業計画および予算、農民の権利、第 6 条 (植
物遺伝資源の持続可能な利用) の実施、基金戦略など
について、9 件の決議が採択された。

そのうち、遵守促進に関する手続きとメカニズム
については、ITPGR 第 21 条によって、GB1 において
検討し承認することが想定されていた。しかし、GB1
においては草案の提示にこぎ着けたものの、合意には
至らず、交渉を続けることとされた。その後 GB2 を
経て、GB3 において改定草案がまとめられ、GB4 で
の合意を目指すこととされた。そのための会期間の特
別作業部会も設置された。

それらを受けて GB4 で新たな草案が提示された。
しかし、未解決の項目が残っていたため、コンタクト
グループによる交渉に委ねられ、開発途上国の特別な
ニーズをどう取り扱うか、また、監視と報告のあり方、
とくに、遵守委員会の勧告権限と報告の頻度をどうす
るかについて論議が続けられた。最終的に、遵守委員
会は、勧告を含み、一般的事項とともに遵守・不遵守
に関する個別事項に関する分析の統合報告書を GB に
提出すること、報告の頻度は原則 5 年ごとにするこ
ととされた。遵守委員会は 14 人以下で構成され、国連
食糧農業機関 (FAO) の 7 地域からそれぞれ 2 人の
推薦リストに基づいて選出される。

遵守委員会の詳細手続き規則および標準報告書式
については、GB5 における承認に向けて遵守委員会
の会期間会合によって検討することとされた。同様
に、そのほかの残された課題についても、多国間制度
(MLS) 特別委員会、基金戦略特別委員会、持続可能
な利用特別委員会などの会期間会合が予定されている。

教養としての資源問題

著●谷口 正次

「メタル・ウォーズ」「メタル・ストラテジー」などの前作がある資源・環境ジャーナリストの著者の第三弾。わが国は資源無教養国家だと言ってはばからない筆者が、国の未来を憂いてレアメタル、レアアースの資源争奪戦の現実を詳細にレポートしている。出版されたのが「3.11」の直前だったが、次世代原子力と核廃絶と題して、トリウムを燃料とする溶融塩炉が紹介されているのが注目される。

トリウムはレアアースを採取する際に一緒に産出する放射性物質だが、ウランのように核分裂してプルトニウムをほとんど発生しないことから、核兵器の製造にはつながらないとされている。原子炉としての安全性も飛躍的に高く、世界各国で研究が進められているという。

悲惨な原発事故の真っただ中ではあるが、ぜひ一読をお勧めしたい。

(東洋経済新報社、1,700円＋税)



ごみ減量

～全国自治体の挑戦

著●服部 美佐子

本誌で「容器包装リサイクルの光と影」を連載中の筆者が、全国46の自治体取材し、創意工夫を凝らしてごみの減量、リサイクル、コストの削減に取り組んでいる事例を紹介している。東京都日の出町の埋め立て処分場問題をきっかけに、環境ジャーナリストとしてごみ問題と取り組んでいる筆者は、自治体の成功例ばかりでなく、悪戦苦闘ぶりも紹介している。

「本当に省エネルギー、省資源、環境負荷の低減につながるのか。リサイクルは善、焼却は悪といった単純な線引きでなく、エネルギー効率や費用対効果などを勘案した総合的な取り組みが求められる」と提言している。

(丸善株式会社、1,900円＋税)



ジュゴンを保護するために制定された太平洋ジュゴン年(2011年)

ジュゴンは、東アフリカからバヌアツまで、インド洋、南アジア、東南アジア、オーストラリアおよび太平洋諸島の暖かな沿岸域に分布しており、ワシントン条約の附属書Iに掲載されている。ボン条約の下にもジュゴン覚え書きがあり、ジュゴンの長期的な保護に関する国際協力の枠組みと行動計画が定められている。しかしながら、オーストラリアおよびアラブ首長国連邦以外の個体群のほとんどは、効果的な保全措置がとられないまま深刻な絶滅の危機にある。

そのような事態に対応して、南太平洋地域環境計画(SPREP)とボン条約は、2011年を太平洋ジュゴン年とすることを宣言した。3月14日には、その記念キャンペーンが、ジュゴンの孤立した最小の個体群が生息しているパラオで行われ、ジュゴンの保護には経済的な生活の糧の向上と環境管理への地元参加が不可欠であることが確認された。

ジュゴンの個体死の主因は、密猟、持続可能でない捕獲、漁網(刺し網)による混獲、船舶衝突および生

息域の劣化である。なかでも、刺し網はジュゴン生息域の約90%で用いられており、その生存を脅かしている。そのため、経済支援措置を用いて地元共同体に代替漁法への変更を奨励することが必要とされている。パプアニューギニアのダルおよびモザンビークのバザルト湾において、太平洋ジュゴン年の一環として計画されているパイロット事業も、捕獲数の減少とともにジュゴンと共存し得る漁具の使用に向けて、生態系サービスの維持に貢献する活動に対する支払いを予定している。その際、自家消費のためのジュゴン捕獲を法的に認められているトーレス海峡周辺などの先住民社会の参加を得て、その捕獲制限について合意する必要がある。

ジュゴンを保護するための以上のような努力は、海草類をはじめとして沿岸生態環境の保全を通じて、ウミガメ、クジラ、イルカ、サメなどの沿岸域海洋生物種の保全につながり、また、小規模水産業に依存している沿岸共同体の持続可能性を高めることになる。

地球・人間環境フォーラム 2010年度事業・決算報告

当フォーラムの第46回評議会・理事会が6月17日に開催され、2010年度の事業報告・決算報告が原案通り承認されました。

調査研究事業としては、マイボトル・マイカップの普及促進のための啓発および実証事業業務、国内における生態系サービスへの支払い事例に係る情報整理・発信事業など新規事業24件を含む計51件を実施しました。また、普及啓発事業としては、グローバルネットの発行のほか、環境コミュニケーション大賞の実施などを行いました。

報告の詳しい内容はWeb (www.gef.or.jp) をご覧ください。

2010年度収支決算

(2010年4月1日～2011年3月31日、単位:円)

科目	決算額	科目	決算額
I. 事業活動収支の部		II. 投資活動収支の部	
1. 事業活動収入		1. 投資活動収入	
①基本財産運用収入	7,181,171	①退職給付引当金取崩収入	0
②会費収入	4,050,000	②保証金戻り収入	0
③事業収入	406,949,129	投資活動収入計	0
④寄付金等収入	32,972,678	2. 投資活動支出	
⑤雑収入	2,736,434	①特定資産取得支出	867,000
事業活動収入計	453,889,412	退職給付引当金取得支出	867,000
2. 事業活動支出		②固定資産取得支出	0
①事業費支出	464,497,244	建物付属設備購入支出	0
事業人件費	198,720,082	③敷金・保証金支出	0
調査研究事業費	214,850,497	投資活動支出計	867,000
内外研究交流助成費	1,963,500	投資活動収支差額	- 867,000
普及啓発事業費	48,963,169	III. 財産活動収支の部	
②管理費支出	36,764,955	1. 財産活動収入	0
人件費	17,572,234	2. 財産活動支出	0
事務費	19,192,721	財産活動収支差額	0
事業活動支出計	501,262,199		
事業活動収支差額	- 47,372,787	当期収支差額	- 48,239,787



廃棄物の抑制と適切な管理のため2008年に採択されたEU廃棄物指令

欧州連合 (EU) 諸国において廃棄物発生量の増加が続いているため、EUは、経済成長と廃棄物発生量との比例関係を絶つことを目指して、2008年に廃棄物指令を採択した (2008/98/EC: 19 November 2008)。それにより、旧指令 (75/439/EEC, 91/689/EEC and 2006/12/EC) は廃棄された。

この指令は、廃棄物の発生の抑制と発生した廃棄物の適切な管理とを通じて廃棄物の有害な影響を防止することによって、環境と人の健康を保護することを目的とする。そのための廃棄物対策として、発生抑制、再使用、再生利用 (recycling)、その他の再生 (recovery) (とくに、エネルギー再生)、処分という優先順序が定められている。ただし、エネルギー再生のための焼却は、高いエネルギー効率が確保できる場合以外は、行ってはならない。なお、以下の廃棄物は対象から除外される。気体廃棄物、放射性元素、廃棄爆発物、排泄物、廃水、動物性廃棄物、と畜以外の死因による動物の死体、および鉱物資源起因の廃棄物。

各国の権限ある当局は、全国レベルの廃棄物管理計画を策定しなければならない。その計画には、とくに、廃棄物の種類と量と起源、既存の収集システムと立地基準が含まれる。また、経済成長が廃棄物の増加を招かないように確保することによって、環境への悪影響を防止するための防止計画も策定されなければならない。

各国は、必要であれば協力して、廃棄物処分施設のネットワークを樹立できる。その場合、危険な廃棄物は、健康と環境の保護が確保される条件の下で貯蔵・処理され、また、他の危険な廃棄物から分離されなければならない。さらに、それらは国際規則またはEU規則に沿って梱包・表示されなければならない。

廃棄物の発生者は、その廃棄物を適切に処理するかまたはその処理を委託しなければならない。廃棄物処理事業者は権限ある当局から操業許可を得なければならない。処理できる廃棄物の量と種類、処理方法、モニタリング・規制措置も、その当局によって決定される。

フェアウッドカフェとホテルグリーンプラザとのコラボレーション

リゾートホテルやおもちゃ王国を展開しているホテルグリーンプラザとフェアウッドカフェがこの夏コラボレーションを行っています。フェアウッドな生活を提案する展示パネルが関連ホテル等を順番にキャラバンしていきます。8月以降は、箱根や軽井沢など関東近郊にあるホテルグリーンプラザを回ります。

期間中の土日には、フェアウッドカフェのオンラインショップで販売している素敵なお皿やカトラリーなどを、実際に手にとってご覧になることができます。

軽井沢でのキャラバン開催中の9月17、18日にはフェアウッドのスタッフが出向く予定です。

お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

詳細は、フェアウッドカフェのウェブサイトをご覧ください。

< www.fairwood.jp/cafe/ >

【フェアウッド・キャラバン・スケジュール】

下記のスケジュールでフェアウッドのパネル展示が行われます。

8/15 (月) ~ 8/21 (日) : ホテルグリーンプラザ富士

8/22 (月) ~ 8/28 (日) : ホテルグリーンプラザ箱根

8/29 (月) ~ 9/ 4 (日) : ホテルグリーンプラザ強羅

9/ 5 (月) ~ 9/19 (月) : ホテルグリーンプラザ軽井沢

軽井沢おもちゃ王国、プリンスランドゴルフクラブ

9/17 (土) ~ 9/30 (金) : ホテルグリーンプラザ白馬



名古屋議定書の実施を財政支援するために設置されたGEF名古屋議定書実施基金

2010年10月に開かれた生物多様性条約COP10において、ABSに関する決定(Decision X/1)が採択され、名古屋議定書はその附属書として併せて採択された(本誌2010年12月号)。さて、その決定X/1には、名古屋議定書が発効する前に行うべきさまざまな事柄が示されており、そのための財政手段も記されている。

具体的には、メンバーを制限しない名古屋議定書政府間委員会(ICNP)を設置し、議定書の第1回締約国会合に備えて、必要とされるさまざまな内部規則やガイドラインのための情報収集や検討準備を行うことが定められている(同決定7~20項)。とくに、財政手段としては、名古屋議定書の早期批准とその実施に向けて資金支援をするよう世界銀行の地球環境ファシリテイ(GEF)に要請すること(14項)と、名古屋議定書の実施を資金面および技術面において、適宜、支援するよう各締約国と関係組織に要請すること(16項)が定められている。

この財政支援について、日本政府は名古屋議定書の

採択に際して10億円の自発的拠出を表明した。その後、フランスも100万ユーロを表明し、ノルウェーとスイスも続いた。それを受けて、GEFは、2011年2月の持ち回り評議会の承認を経て3月17日に名古屋議定書実施基金(NPIF)を設置した。その詳細は、第40回GEF評議会において定められ(GEF/C.40/11/Rev.1, May 26, 2011)、業務が始められた。

NPIFは、私企業を含む多様な提供者からの資金に基づく信託基金であり、世界銀行が受託者となり、世界銀行の政策および手続きに従って運営される。生物多様性条約の締約国会議が別の決定を行わない限り、NPIFはGEF第6回総会の前に業務を停止する。

NPIFの支援対象とされる活動の分野としては、(a) ABSに関する政策や法令の整備、(b) 技術移転の促進、(c) 伝統的知識の利用に対する先住民社会による事前承認の確保、(d) 名古屋議定書に関する普及啓発、および、(e) 名古屋議定書の実施に関する科学的知見の向上が挙げられている。

デチタ でちた できた！

～家庭で出来る、いのちが育つお手伝い

著●スーザン・M・スティーブソン／訳●中村 博子

原著は米国の玩具会社、マイケル・オラフ社の0～3歳の乳児向け玩具の通販カタログだという。筆者はこの会社の経営者で、マイケル・オラフ君を含む3人の子供を育てたお母さん。イタリアの医師であり教育者でもあるマリア・モンテッソーリ女史の提案した教育の実践者で、マイケル君が生まれた時に「いのちが育つお手伝い」のできるおもちゃを作ろうと、玩具会社を立ち上げた。

もちろん玩具の販売促進のカタログではなく、0～3歳までの子供を持つ親たちへの育児書のような。「安心感を育み、ほかの人たちとコミュニケーションを図ったり、体を動かしたりすることを促すような、シンプルで自然な優しい環境。これが0～3歳の子供にとって優れた環境なのです」

(ウィンドファーム、1,300円+税)



幸せの尺度

～「サステナブル日本3.0」をめざして

著●大橋 照枝

この本は東日本大震災が起きたため緊急に出版されたものではなく、筆者がライフワークとしている「幸福立国」研究の書籍としての発表とタイミングが重なってしまったものだ。「3.11が教える日本のこれからは、著者長年の『持続可能な社会厚生指標 HSM（人間満足度尺度）の多角的研究によるバージョンアップから生まれた結論と同じであった』と書籍の帯にある。

当然ながら、3.11以後の日本のあり方への提言にかなりの紙数をさいており、IT用語を使った「日本3.0」には、旧来の価値観を越え、日本がパラダイムシフトを起こすことへの思いが込められている。

(麗澤大学出版会、2,500円+税)



多国間環境条約の情報知識管理のために設立されたInforMEA

環境条約については、効果的な実施の確保が課題となっている。その一環として、環境条約相互間で矛盾する決定が意図せずに行われてしまう事態や特定の環境対策が別の環境問題を招来する事態を避ける必要が指摘されている。そのように関連する他の国際法規則や最近の国家慣行を考慮することは、条約法に関するウィーン条約の第31条3項にも定められている。

このような状況に対応するため、さまざまな施策がとられてきているが、環境条約相互間の連携と協調の確保がとくに重視されている。それに応えて、国連環境計画（UNEP）の主導の下、国連食糧農業機関（FAO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、国際自然保護連合（IUCN）および主要環境条約の事務局の協力を得て、多国間環境条約（MEA）情報知識管理イニシアティブ（IKM）の設立会合が2009年9月に開かれた。IKMの運営を担う常設委員会の第2回会合において、具体的な情報プロジェクトとして多国間環境条約国連情報窓口（InforMEA）が2011年6月

14日に立ち上げられた（<http://informea.org/>）。

InforMEAには、2011年8月末の時点で、13条約（生物多様性条約、ボン条約、ワシントン条約、ラムサール条約、世界遺産条約、バーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約、砂漠化対処条約、気候変動枠組条約、ウィーン条約、国際植物遺伝資源条約、バルセロナ条約）の事務局が所管する18条約（上記各条約に加えて、カルタヘナ議定書、名古屋議定書、京都議定書、モントリオール議定書、アフリカ・ユーラシア水鳥協定）が含まれている。ただし、上記の時点でバルセロナ条約の情報は未整備である。

InforMEAにおいては、それらの条約の締約国会議の決定や決議、新着情報、主要日程、各種行事、条約と締約国との一覧表、各国の担当窓口などが提供されている。近いうちに、各国による報告書、および、各条約の締約国会議の課題に基づいて段階的に構成される約200セットの課題に対応して策定された実施計画などにも広げられる予定である。

連続セミナー（全3回）開催 ～生物多様性保全に役立つ「合法木材」調達～

本年は国際森林年ということもあり、昨年の国際生物多様性年に高まった関心が森林へと向けられることが期待されていますが、東日本大震災による甚大な被害は、東北地方の生活産業基盤の復興を最優先課題へと引き上げました。

今後の復興支援においては、資材の確保が大きな課題となります。この点において海外からの合法木材調達や国内森林資源の有効利用は、震災復興と国際森林年の双方に共通した関心事となっています。

本セミナー（全3回）は、生物多様性保全に積極的な取り組みをお考えの企業の担当者を対象に、木材や木質製品の調達に焦点を置きながら国内外の木材生産地を取り巻く法的・環境的状况から、森林と生物多様性に配慮した木材調達の方法までの道のりを、最新情報や先進事例を通して学ぶことを目的としています。

第1回：海外木材生産国の現状と違法伐採対策の現在

●中国の森林、林産業、木材貿易の動向（仮題）

神奈川自然環境保全センター 山根正伸氏

●世界の違法伐採対策の最新情報：米国レイシー法と違法伐採の現状（仮題）

環境調査エージェンシー（EIA） アンドレア・ジョンソン氏

【日時】10月26日（水）14:00～17:00

【場所】環境パートナーシッププラザ GEOC（東京都）

【詳細】URL：www.fairwood.jp

【問い合わせ】E-mail: info@fairwood.jp

・FoE Japan（佐々木） Tel: 03-6907-7217

・地球・人間環境フォーラム（坂本、根津）

Tel: 03-3813-9735

（第2回は11月末、第3回は来年1月に開催予定）



水中ソナーの鯨類への悪影響を防ぐために採択されたソナー影響軽減決議

主に軍事利用されている水中ソナーは、一部の鯨類に悪影響を及ぼす。とくにアカボウクジラ科に属する鯨類は、低レベルであっても、1～10kHzの周波数帯の音波の影響を受けやすく、座礁などにより死に至ることもある。そのような事態について、移動性動物種に関するボン条約とバルト海・北海小型鯨類協定は、鯨類に対する音波による悪影響の軽減に関する決議を採択しており、ヨーロッパ鯨類協会（ECS）も2003年に海洋ほ乳類と音波に関する懸念声明を採択している。

最近になり、クジラの座礁が海軍の活動海域・時間と一致していることや、座礁クジラの病理解剖結果が聴覚を主原因としていることなど、アクティブソナーとアカボウクジラ科の鯨類の集団座礁との因果関係を示すデータが集められてきている。さらに、多くの観測記録も、アカボウクジラ科の鯨類の地域個体群は小さく繁殖率も低いため、そのような個体群は人為的かく乱に対する対抗性が低く、比較的短時間で悪影響を受けてしまう可能性が高いことを示している。

他方で、鯨類に対する悪影響の軽減策がとられてはいるが、検証されておらず、不十分と言われる。また、アカボウクジラ科の鯨類のソナーに対する反応行動に関する知見からすると、現行の対策よりも広範な軽減策が必要であるとされている。

最近、蓄積された知見が早急な対応を求めていることを受けて、ECSは、2009年3月にイスタンブールで開かれた第23回年次会合において、ソナー発信による悪影響の軽減に関する決議を採択した。そこでは、実行可能で適用可能な手段を含む標準化された軽減策の確定が最優先課題であること、軽減策は軍事ソナーを使用しているすべての国において使用前（計画段階）・使用中・使用後の3段階で適用されること、ソナーは国境を越えるため国内とともに国際的な規制支援が必要であること、権限ある当局は効果的な軽減策を緊急にとり執行すること、また、各分野の少数の専門家からなる軽減策の確定のための作業部会を設置することなどが要請されている。

魚附林の地球環境学

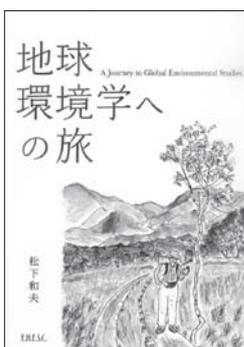
～親潮・オホーツク海を育むアムール川

著●白岩 孝行

9年間に及ぶアムール・オホーツクプロジェクトと呼ぶ学際的大型研究の報告書である。白岩氏を中心に日本、中国、ロシアの100人もの研究者が関わり、鉄を含むアムール川の水がオホーツク海、親潮の豊かな海の源で、日本の海をも豊饒ほうじょうにしていることを学術的に追究した。たどり着いたのは江戸時代から日本で受け継がれてきた魚附林の概念。筆者はこれを「巨大魚附林の地球環境学」と呼ぶ。

「森は海の恋人」運動を主宰する漁師の畠山重篤さんが「森と海の関わりを解明した興奮の書だ」と推薦文を寄せている。

(昭和堂、2,300円＋税)



地球環境学への旅

著●松下 和夫

筆者は1971年に発足した環境庁(当時)の2期生。自然保護、自動車公害など国内の緊急課題に取り組んだほか、経済協力開発機構(OECD)、国連など国際社会での経験も豊富。1992年にブラジルのリオで開かれた地球サミットでは、国連上級計画官としてモーリス・ストロング事務局長の秘書役を務め、会議を成功に導いた。その後、京都大学に移り、環境政策、環境ガバナンスの研究を続けている。

内外の環境問題に精通している松下氏の「旅」は、そのまま日本の環境行政のたどってきた道であり、国際社会が歩んできた道も浮き彫りにする。本書を読むことで、国際会議の裏舞台の動きなども知ることができ、これから環境行政を目指す人たちの必読の書ともいえる。

(文化科学高等研究院出版局、3,800円＋税)



有害廃棄物の発生防止や管理をテーマとして開催されたバーゼル条約COP10

バーゼル条約の第10回締約国会議(COP10)が2011年10月17日～21日までコロンビアのカルタヘナにおいて、有害廃棄物の発生防止・最小化・リサイクルを統一テーマとして開かれた。このCOP10における最も大きな成果は、長い間足踏みをしていた貿易禁止に関する1995年改正の発効を前進させるための決議である。

その決議は、2008年に開かれたCOP9においてインドネシアとスイスによって始められた「バーゼル条約の有効性の向上に関する国家主導企画(CLI)」によって準備され、コロンビアの支援を受けた。それは、貿易禁止を支持する諸国に向けて、条約改正に関する第17条5項の解釈において1995年改正が採択された時点の締約国数を基礎にすることを確認している。他方で、貿易継続を支持する諸国に向けて、悪影響を低減し、安全条件を確保しつつ廃棄物貿易を行うための制度を樹立することを確認し、環境上適正な管理(ESM)に関する基準・ガイドラインの策定、本条約

地域センターの強化などを定めている。

そのほか、COP10の統一テーマにちなんで、本条約の原則やこれまでのCOPで採択された決議を基に、本条約地域センターや関係する国際機関と連携しながら、有害廃棄物の発生防止・最小化・リサイクルを推進すること、廃棄物管理の役割についてリオ+20において検討することなどを内容とするカルタヘナ宣言が採択された。本条約の2012年から2021年の活動の基本方針として、ビジョン、ガイドライン、目標と目的、実施手段、達成度の評価指標などを含めた新戦略枠組も採択された。

また、水銀廃棄物のESMに関する技術ガイドライン、本条約実施のための能力開発、E-waste(電気電子機器廃棄物)や鉛蓄電池などのESM、廃棄物発生最小化、化学物質3条約(バーゼル、ロッテルダム、ストックホルム)の間の連携の推進、廃棄物についてのCEPA(対話・意思疎通、教育、参加、普及啓発)活動などに関する各決議も採択された。

鹿兒島環境学Ⅲ

編●鹿兒島大学 鹿兒島環境学研究会

鹿兒島環境学と銘打った地域発の環境学の第3弾。「屋久島論」「奄美論」と続き、今回は米軍の基地移転問題で揺れた「徳之島論」を展開している。

吉田浩己・鹿兒島大学長へのインタビュー、徳之島で開催したフォーラムの内容などが紹介され、本プロジェクトを推進してきた西村明・法文学部准教授と小野寺浩・学長補佐の「徳之島から日本を考える」と題した対談が印象深い。

徳之島の現実と東日本大震災を踏まえ「研究者として発言を求められて、自分の存在をかけた発言になっていない」(西村)「学問体系に自分が寄与していると言うフィクションに安住している」(小野寺)と真摯な対談が進められ、地方大学が実施した真剣勝負の試みの熱気が伝わってくる。

(南方新社、2,000円+税)



人類共同体のための国際環境政策

著●宮田 春夫

環境省、外務省、国連環境計画、世界銀行を経て、鳥取大学、新潟大学で教壇に立つ筆者が、専門の国際環境政策についてまとめた教科書の著作。しかし、筆者も言うように、学生を対象にしているだけでなく、研究者、専門家にも読みごたえのある内容になっている。「持続可能な発展」「地球環境問題」などを考えるに当たり、定義のあいまいさを整理するため、英語の原典が豊富に引用されている。

「なぜ国際協力を行うのか」をテーマに、ローマクラブのメンバーだった故・大来佐武郎氏、緒方貞子氏、ノーベル賞受賞者のアマルティア・セン氏の視点が紹介されている。(星雲社、3,000円+税)

訂正とお詫び:本誌2011年11月号の本欄で、『地球環境学への旅』の筆者の松下和夫氏について、「環境庁(当時)の2期生」と紹介しましたが、「1期生」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。



10種類追加で22種類になった残留性有機汚染物質(POPs)条約リスト

残留性有機汚染物質(POPs)条約(本誌2000年11月号、2001年5月号)の第4回締約国会議(COP4)が2009年5月に、また、COP5が2011年4月に開催された。COP4において9種類、COP5において1種類の物質が附属書に追加され、総計で22種類となった。

附属書Aには、テトラプロモジフェニルエーテル、ペンタプロモジフェニルエーテル、ヘキサプロモジフェニル、ヘキサプロモジフェニルエーテル、ヘプタプロモジフェニルエーテル(以上はプラスチック難燃剤であり、いずれも含有製品のリサイクルは認められる)、また、ペンタクロロベンゼン、クロルデコン、リンデン(医薬用途は認められる)、エンドスルファン(COP5で追加)(以上は農薬である)、 α -ヘキサクロロシクロヘキサン、 β -ヘキサクロロシクロヘキサン(この2種類はリンデン副産物である)が追加された。

附属書Bには、PFOS(パーフルオロオクタンスルホン酸)とその塩、PFOSF(パーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド)(以上は、撥水撥油剤や界面

活性剤であり、写真感光材料、半導体、フォトマスク、金属メッキ、カラープリンター用電気電子部品、医療機器、泡消化剤向けの用途は認められる)が追加された。附属書Cには、ペンタクロロベンゼン(附属書Aと重複掲載)が追加された。

これらの附属書の改正は、国連事務局による各国への通報が到着してから1年後に発効し、掲載物質の製造および使用等は禁止される。日本においては、これらの追加を含む対象物質について化学物質審査規制法および農薬取締法によって対応が図られている。

以上のほかCOP5においては、第6回POPs検討委員会による、廃棄過程からのプロモジフェニルエーテルの廃絶ならびにPFOSとその塩およびPFOSFのリスク削減に関する勧告に基づき、その実施に向けて必要とされる具体的な活動について作業プログラムが作成された。また、今後の有効性の評価、条約の遵守の^{じゅん}手続、化学物質・廃棄物に関わる3条約の協力および連携の強化についても決定された。

訂正:上記文中で「泡消化剤」とあるのは「泡消火剤」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

フェアウッド・パートナーズ「エコ&デザインブース大賞」優秀賞を受賞

エコプロダクツ 2011 (2011年12月15～17日、東京ビッグサイト)において、フェアウッド・パートナーズが乃村工藝社と共同で出展したブースが「エコ&デザインブース大賞」優秀賞を受賞しました。この賞は、ブース装飾におけるリユース・リサイクル性や、運営面や配布物などでの二酸化炭素低減の工夫といった環境配慮点、さらにデザイン性やわかりやすさなども総合的に判断した上で、選考されています。

フェアウッド・パートナーズと乃村工藝社による展示ブースは、産地がわかる、顔の見える木材、約2,000本で構成されています。さらに特徴的なのは、「材の調達」の環境配慮だけでなく、「材の再利用」の方法まで明示した点です。また、配布資料も最低限にすることに努めました。「エコ&デザインブース大賞」の受賞は最優秀賞に輝いた昨年に続いて2年連続。



●環境配慮のポイント

- ・合法木材・フェアウッドそのものを展示ブースとして展開し、配布資料等は必要最小限とした。
- ・展示ブースそのものが展示装置であり、メッセージを訴求する巨大なメディアとして展開させた。
- ・展示に使用した材に関しては、使用後の行き先を明確にし、100%の再利用を行う。



野生生物と家畜と人間との間に共通する感染症による脅威への対応

生態系、農業、気候などの条件の変化に伴ってウイルスや細菌が新たな宿主を獲得し感染を広げており、世界中で野生生物と家畜と人間との間に共通する感染症による脅威が増している。そのような感染症の拡大の防止に向けた早期警戒制度のためには、移動性動物と関連生態系の実態把握が欠かせない。実際、高病原性鳥インフルエンザ H5N1 と野鳥、または出血性敗血症によるサイガの大量死、モンゴルガゼル の口蹄疫感染に見られるように、移動性動物は重要な指標となっている。

このような状況を受けて、さまざまな分野およびレベルにおいて、生態系、野生生物、家畜および人間を通じて、ワンワールド・ワンヘルスというテーマの下に、統合的に健康を管理する必要が指摘されている。2009年にはカナダ保健庁によって「思考から行動へ」という副題の下にワンワールド・ワンヘルス会合がウィニペグで開かれ、2010年のカナダ疾病予防センターによるストーンマウンテン会合に引き継がれ

た。2011年2月には、オーストラリア連邦科学産業研究機構(CSIRO)によって、第1回国際ワンヘルス会議がメルボルンで開かれた。

他方で、UNEP、ボン条約およびFAOは、野生生物感染症科学研究計画を樹立した。その発足を兼ねた2011年6月の北京会合において、家畜および移動性の動物に影響を及ぼすとともに食料供給や畜産業に大きな影響を及ぼす感染症についての研究を促進することが合意された。その研究計画は、関係する感染症の特定とともに野生生物管理者と公衆衛生専門家との間をつなぐ手法の検討を目的としている。また、それは、ワンヘルスアプローチをとっており、政府、非政府機関および国連機構(UNEP、FAO、WHO、UNESCO、UNICEF、UNHCRなど)の間での情報交換の促進に基づいている。

ワンヘルスは、2011年11月に開かれた第10回ボン条約締約国会合においても主要議題として扱われ、関連する決議、10.2および10.22が採択された。

オオカミの護符

著●小倉 美恵子

3年前の第17回地球環境映像祭で小倉さんがプロデュースした同名の映画が入賞した。神奈川県川崎市宮前区土橋の古い農家の土蔵に貼られた「一枚の護符」。祖父が農業を続けていた小倉さんの実家。「オイヌさま」と呼ばれた里の守り神の正体はオオカミで、オオカミ信仰を支える講が受け継がれていることなど、謎を解くようにオオカミの護符の意味が明かされていく。時間を忘れて映画を楽しみ、人と人をつなぐ大切な神の存在を知らされた。

本書でも小倉さんがあらためて強調している。「明治維新でも戦争でも変わらなかったことが、ここへきて大きく変わろうとしている。その前にかすかな印を刻んでおきたいと強く願っている」(あとがきより)。(新潮社、1,500円+税)



この国の環境～時空を超えて～

著●陽 捷行

写真●ブルース・オズボーン

筆者は農林省、農業環境技術研究所所長などを務め、現在、北里大学副学長の職にある農業、環境問題の専門家。副題に「時空を超えて」とあり、20世紀から21世紀への人類の歩み、この国の成り立ちの基本になっている水田農業、環境問題に取り組んだ賢人として、第九代の米沢藩藩主として画期的な農政に取り組んだ上杉鷹山ら、8人を紹介している。

写真家のブルース・オズボーン氏の写真がふんだんに使われ、読者の想像力を膨らませてくれる。氏は日本国内で活動しているが、日本独自の風土をとらえた作品やユーモラスな自然の姿をとらえた作品がページを飾っている。(清水弘文堂書房、1,600円+税)



海洋汚染防止条約において附属書ごとに指定される国際的な海洋保護区

近年、海洋保護区について関心が高まっている。2010年に名古屋で開かれた生物多様性条約第10回締約国会議において採択された愛知目標も、海洋域の10%が適切に保管理されることを目標として定めている。国連海洋法条約は、一般的に海洋生態系の保全を定めており、とくに、排他的経済水域内の氷結区域には沿岸国による特別な規制措置を認めている。他方で、国際的な海洋保護区については、海洋汚染防止条約(MARPOL73/78条約、本誌1994年2月号、1998年5月号、2004年12月号、2006年9月号)に基づいて国際海事機関(IMO)によって特別海域が定められている。特別海域とは海洋学上および生態学上の条件ならびに船舶交通の特殊性に関わる技術的理由により、海洋汚染を防止するために特別な義務的措置が必要とされる海域であり、附属書ごとに指定される。

附属書I(油)においては、地中海、バルト海、黒海、紅海、湾岸海域が1973年に指定され、1983年に規制措置が適用された。しかし、受け入れ施設の整備が整っ

ていないため、以上のうち紅海には適用されておらず、湾岸海域には2008年になって適用された。その後、次の海域がそれぞれの年に指定・適用された。アデン湾(1987年・未)、南極海域(1990年・1992年)、ヨーロッパ北西海域(1997年・1999年)、オマーン海域(2004年・未)、南アフリカ南部海域(2006年・2008年)。附属書II(有害液体)においては、南極海域(1992年・1994年)が指定されている。

また、附属書V(ごみ)においては、地中海、バルト海、黒海、紅海、湾岸海域が1973年に指定され、バルト海は1989年、湾岸海域は2008年、地中海は2009年から適用された。黒海と紅海には適用されていない。その後、北海(1989年・1991年)、南極海域(1990年・1992年)、広域カリブ海(1991年・2011年)に指定・適用された。附属書VI(大気汚染物質)においては、バルト海(1997年・2006年)、北海(2005年・2007年)、北米海域(2010年・2012年)、米国カリブ海域(2011年・2014年(予定))に指定・適用されている。

第15回環境コミュニケーション大賞の受賞作決定

地球・人間環境フォーラムと環境省は、優れた環境コミュニケーションを表彰する「第15回環境コミュニケーション大賞」の受賞作を決定しました。今回は、環境報告書部門237点、環境活動レポート部門66点、テレビ環境CM部門16点のあわせて319点の応募作について審査を行い、その結果、以下の賞が決まりました。

環境報告書部門

- ◆環境報告大賞（環境大臣賞）：パナソニック
- ◆持続可能性報告大賞（環境大臣賞）：日本郵船
- ◆地球温暖化対策報告大賞（環境大臣賞）：日本興亜損害保険
- ◆優秀賞（地球・人間環境フォーラム理事長賞）：味の素、NEC フィールドインギング、大阪いずみ市民生活協同組合、キリンホールディングス、積水化学工業、日本製紙グループ本社、東日本電信電話、富士通、ローソン
- ◆生物多様性報告特別優秀賞（地球・人間環境フォーラ

ム理事長賞）：積水ハウス

- ◆信頼性報告特別優秀賞（サステナビリティ情報審査協会会長賞）：住友電気工業
- ◆奨励賞：アイカ工業、国際石油開発帝石
- ◆環境配慮促進法特定事業者賞：宇宙航空研究開発機構、静岡大学

環境活動レポート部門

- ◆大賞（環境大臣賞）：MARUYAMA
- ◆優秀賞（地球・人間環境フォーラム理事長賞）：九州構造設計、新潟工科大学、プラマック、宮田村役場、ユニック
- ◆奨励賞：位田モータース、来ハトメ工業

テレビ環境CM部門

- ◆大賞（環境大臣賞）：大阪ガス
- ◆優秀賞（地球・人間環境フォーラム理事長賞）：NTTドコモ、資生堂



12カ所に指定が拡大した とくに脆弱な海域を保護するPSSA制度

海洋保護区については、MARPOL 条約の下の特別海域（本誌 2012 年 2 月号）のほかに、同じく国際海事機関（IMO）によって PSSA（とくに脆弱な海域）制度が設けられている。PSSA は、1978 年に開かれたタンカーの安全と汚染防止に関する国際会議の決議に応じて IMO の海洋環境保護委員会によって検討が始められた。1991 年の IMO 総会において採択されたガイドライン（A.720（17））に基づいて、PSSA は指定、運用されてきている。そのガイドラインは、その後、1999 年の決議 A.885（21）、2001 年の決議 A.927（22）、2005 年の決議 A.982（24）によって改定されている。

PSSA の最新の選定基準は決議 A.982（24）に定められており、生態系の特異性、生態系の多様性、自然現象または人間活動に対する脆弱性などの生態学的基準、レクリエーションまたは観光などの社会・文化・経済的基準、生物多様性調査や歴史的価値などの科学・教育的基準が含まれている。PSSA においては、航行ルート制限、原油タンカーなどの船舶に対する排出・

装備要件の厳格適用、および、VTS（船舶通航サービス）システム搭載要件などの、海洋活動による汚染を防止するための特別な措置がとられる。

PSSA は、1990 年代を通じて 2 カ所にすぎなかったが、2000 年以降は区域拡大 1 カ所と新規 10 カ所が指定され、以下のように総計で 12 カ所になっている。それらは、年代順に、グレートバリアリーフ・オーストラリア（1990 年）・トレス海峡を含ませる拡大・パプアニューギニア（2005 年）、サバナ・カマグエイ群島・キューバ（1997 年）、マルペロ島・コロンビア（2002 年）、フロリダ環礁周辺・アメリカ（2002 年）、ワッデン海・デンマーク・ドイツ・オランダ（2002 年）、パラカス国立保護区・ペルー（2003 年）、ヨーロッパ西部海域（2004 年）、カナリア諸島・スペイン（2005 年）、ガラパゴス群島・エクアドル（2005 年）、バルト海（2005 年）、パパハナウモクアケア海洋国家記念物・アメリカ（2007 年）、ボニファチオ海峡・フランス・イタリア（2011 年）である。

リユース食器ネットワークを紹介するパンフレットができました

地球・人間環境フォーラムに事務局を置くリユース食器ネットワークのパンフレットが三井物産環境基金の助成を受けて、完成しました。

このパンフレットは、リユース食器ネットワークの活動や、全国各地で活動する会員を紹介することで、多くの人にリユース食器を知ってもらい、使ってもらうことを目的に作成したものです。

地球・人間環境フォーラムの web サイト < www.gef.or.jp > からダウンロードして、ご覧いただくことが可能です。

Contents

◆リユース食器って何？

- ・リユース食器とは？
- ・環境負荷を減らすリユース食器！
- ・リユース食器システムとは？
- ・どこで、どれだけ使用されているの？

◆リユース食器ネットワークって何？

- ・リユース食器ネットワークとは？
- ・リユース食器ネットワークの活動
- ・「リユース食器を使ってみたい！」という方にはネットワーク会員がお手伝いします。

①リユース食器の洗浄サービス②リユース食器の貸し出し③イベントコーディネート

- ・リユース食器の衛生管理
- ・リユース食器ネットワークの新たな活動と展開
- ・リユース食器ネットワーク会員リスト



環境に重大な影響を与える物品の違法取引の防止対策

オゾン層破壊物質、有害化学物質、有害廃棄物、絶滅のおそれのある種、遺伝的改変生物のような、環境に重大な影響を与える物品の違法取引の防止が緊急課題となっている。最近の数年間で各国の税関における没収は、希少種が9,800件、有害廃棄物が220件を超えたが、それらは氷山の一角にすぎない。

環境に重大な影響を与える物品の違法取引は、麻薬類と同様の利益を生むもうけの多い商売となっており、組織犯罪集団の関与も指摘されている。末端価格で、チルーのシャトゥーシュ（最高級ショール）は1枚2万ユーロ、絶滅のおそれのあるチョウザメのキャビアは1kgあたり8,000ユーロに上る。それらの違法取引により、犯罪集団は年間200～300億米ドルを手に入れているとされる。

このような違法取引が引き起こす環境損害について、国連環境計画（UNEP）の管理理事会は憂慮を示し、環境条約の執行確保のための国際協力を2001年に要請していた。それを受けて、世界税関機構（WCO）

とUNEPは、2003年にグリーン税関行動計画（GCI）覚書に署名し、運営してきている。GCIは、税関その他の行政官の違法取引を防止し、摘発する能力の向上を目的としており、グリーン税関手引書や訓練講座を提供している。現在は、バーゼル条約、カルタヘナ議定書、ワシントン条約、モントリオール議定書、ロッテルダム条約、ストックホルム条約、ならびに、国際刑事警察機構、化学兵器禁止機関、UNEP、国連薬物犯罪事務所およびWCOから構成されている。

2008年3月に開かれたWCOハイレベル会議においても取締の強化がテーマとされ、増加する環境犯罪に対応するための行動計画が採択された。その計画には、環境犯罪への優先的対処、税関職員の能力向上訓練、環境犯罪特別部局の設置、国際協力と情報交換の促進が重点事項として示されている。とくに、違法取引に関する世界規模での速やかな警告と、それに基づく即時対応のために、インターネットベースでの税関監視取締ネットワーク（CEN）の活用が進められている。

環境省ウェブサイト“フォレスト パートナーシップ・プラットフォーム”の更新

地球・人間環境フォーラムが環境省事業「森林保全分野のパートナーシップ構築のあり方調査」の一環として改訂作業を行った、環境省ウェブサイト“フォレスト パートナーシップ・プラットフォーム”が更新されました。

2011年7月から公開されているサイトですが、この度、森林保全活動に取り組む企業やNGO/NPOの役に立つような新しい情報を追加すると同時に、若干のリニューアルを行いました。ぜひご覧ください。



www.env.go.jp/nature/shinrin/fpp/

新規 Contents

- 熱帯諸国等の森林の現状
インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、ブラジル、中国の森林概況
- 森林保全に取り組む企業が知っておきたいキーワード
REDD、生物多様性オフセット等のキーワードの説明
- 国際機関を通じた森林保全分野への支援
主に国際熱帯木材機関 (ITTO) の活動について紹介
- さまざまな分野でのパートナーシップの事例
森林保全分野以外での企業とNGO/NPOの連携6事例を紹介
- 事例とデータベース
森林保全分野における連携事例 (15件)、企業の事例 (11件)、NGO/NPOの事例 (13件)。データベースでの掲載件数も追加 (計265件)



PM2.5が新たに対象に加えられた改正ヨーテボリ議定書

2012年4月30日から5月4日まで、ジュネーブで長距離越境大気汚染条約の執行機関の第30回会合が開かれ、酸性化、富栄養化および地上レベルオゾンの低減に関するヨーテボリ議定書 (本誌2000年9月号) が改正された。

改正議定書の対象とされる汚染物質は、硫黄酸化物 (SO_x)、窒素酸化物 (NO_x)、アンモニア、揮発性有機化合物 (VOC) およびPM2.5 (直径2.5μmより小さい固形粒子および飛沫小滴) (本誌2008年6月号) である。欧州連合 (EU) 加盟国とロシア、クロアチア、ノルウェー、スイスを含む31カ国に対して、対象物質ごとにその固定発生源および移動発生源について、2005年を基準として2020年までに達成すべき各国の排出削減値が示されている。それらが達成されれば、EU全体としては、SO_xは59%、NO_xは42%、アンモニアは6%、VOCは28%、PM2.5は22%削減されることとなる。

このように、ヨーロッパ全域で大気質基準を超え

ているPM2.5が新たに対象に加えられた。PM2.5は、呼吸器系に深く侵入し、健康に対して急性および慢性の悪影響を生じさせる。咳、呼吸困難、慢性気管支炎などを引き起こし、心臓や肺に疾患がある場合は死期を早める。また、さまざまな構造物に対する腐食や汚損、植物への被害、視界不良なども生じさせる。短期寿命気候汚染物質 (本誌2012年5月号) の一種であるブラックカーボン (煤煙) は、強力な温室効果を有するとともにPM2.5を構成しているため、両方の観点から、排出削減が急務とされている。

なお、長距離越境大気汚染条約は、南・東欧諸国、中央アジア諸国の批准・実施を重視している。改正議定書においても、それら諸国には、排出上限値の適用に関する期限の延期を認めている。この猶予期間は、排出源または汚染物質に応じて、その国に議定書が発効してから5年間ないし15年間とされている。それら諸国以外については、適用期限はその国に議定書が発効した日または1年後とされている。

地球・人間環境フォーラム 2011 年度事業・決算報告

当フォーラムの第 48 回理事会・評議員会が 6 月 20 日に開催され、2011 年度の事業報告・決算報告が原案通り承認されました。

調査研究事業としては、河口域生物調査業務、被災地におけるリユース食器の活用と地域循環型リユースモデルの構築、ドキュメンタリー映画「タイガからのメッセージ」の制作と上映など新規事業 7 件を含む計 58 件を実施しました。また、普及啓発事業としては、グローバルネットの発行のほか、環境コミュニケーション大賞の実施などを行いました。

報告の詳しい内容は Web (www.gef.or.jp) をご覧ください。

2011 年度収支決算書 (2011 年 4 月 1 日 ~ 2012 年 3 月 31 日、単位:円)

科 目	決算額	科 目	決算額
・事業活動収支の部		・投資活動収支の部	
1. 事業活動収入		1. 投資活動収入	
基本財産運用収入	6,751,545	退職給付引当金取崩収入	0
会費収入	4,500,000	保証金戻り収入	0
事業収入	326,160,723	投資活動収入計	0
補助金等収入	8,719,640	2. 投資活動支出	
寄付金収入	6,654,355	特定資産取得支出	867,000
雑収入	1,801,900	役員退職給付引当金取得支出	867,000
事業活動収入計	354,588,163	固定資産取得支出	0
2. 事業活動支出		建物付属設備購入支出	0
事業費支出	362,233,233	敷金・保証金支出	1,852,875
事業人件費	174,661,957	投資活動支出計	2,719,875
調査研究事業費	151,600,691	投資活動収支差額	- 2,719,875
内外研究交流助成費	1,970,000	・財産活動収支の部	
普及啓発事業費	34,000,585	1. 財産活動収入	0
管理費支出	35,800,794	2. 財産活動支出	0
人件費	15,646,249	財産活動収支差額	0
事務費	20,154,545		
事業活動支出計	398,034,027		
事業活動収支差額	- 43,445,864	当期収支差額	- 46,165,739



WHO により採択された世界的大流行インフルエンザへの事前対策枠組

生物多様性条約と同様に、医療分野においても「遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)」は重要課題となっている。実際、インドネシアは、公正かつ衡平な利益配分が国際的に保証されていないとして、高病原性鳥インフルエンザのウィルス検体の提供を拒んだ。名古屋議定書の交渉段階においても、医療分野の ABS は大きな対立点となった。

こうした状況を受けて世界保健機関 (WHO) は、新型インフルエンザに備えて、生物検体の共有とワクチン利用その他の利益の共有とを目的とする世界的大流行インフルエンザへの事前対策 (PIP) 枠組を 2011 年 5 月 11 日に採択し、それは、附属書に含まれている標準素材移転契約 (SMTA) とともに即時発効した。SMTA には 2 種類あり、そのうち SMTA1 は、WHO の世界インフルエンザ監視・対応システム (GISRS) 内のインフルエンザ研究機関を対象とする。

SMTA1 においては、生物検体の提供機関と受領機関とともに GISRS 要件に従うこと、検体の取り扱いに

当たっては適用可能な WHO ガイドラインと生物安全基準に従うこと、GISRS 内の機関への検体の再移転・利用は SMTA1 と同じ条件で行うこと、GISRS の内外の機関への検体の発送について WHO に通報することが義務付けられている。また、GISRS の範囲外への検体の再移転は、SMTA2 を締結している機関に対してのみ認められる。提供される検体に対して知的財産権を設定することは禁止されているが、PIP 枠組の採択以前に取得された知的財産権には影響しない。

受領機関には、可能な最大限まで提供元である開発途上国の研究機関からの研究者の参加を求めると、および、研究発表や公表の際は協力者について明記することが義務付けられている。提供機関は、検体の品質・活性・純度、また、それに関するデータの正確性について保証責任を負わない。そのほか、当事者間で解決できない紛争については、いずれかの当事者は事務局長に付託することができ、事務局長は諮問委員会の助言に基づいて勧告を行うことができる。

資源保全の環境人類学

——インドネシア山村の野生動物利用・管理の民族誌
著●笹岡 正俊

熱帯地域の自然保護・資源管理の現場では、生物多様性保全といったグローバルな価値と住民の生計維持といったローカルな価値が衝突する。地域の人びとの暮らしを損なうことのない、社会的に公正な自然保護・資源管理のあり方を考えるためには、地域の人びとと自然との関係に対する包括的で詳細な理解が必要である。

こうした問題意識に立ち、インドネシア東部セラム島の一山村において、長期にわたる環境社会学的・環境人類学的フィールドワークを行ってきた著者による野生動物利用・管理の民族誌。住民主体の生物多様性保全や資源管理に興味を持つ人にとって参考になる一冊。

(コモンズ、4,200円+税)



日本経済復活、最後のチャンス

——変化恐怖症を脱して「3K立国」へ

著●三橋 規宏

「高度成長の余韻にしがみつき、それを捨てることに抵抗する日本人の変化恐怖症が日本を衰退させてしまったと言っても過言ではないだろう」。日本経済新聞社の論説副主幹、千葉商科大学教授などを務めた著者が、震災前から提案していた新しい日本を創るための具体策をわかりやすく紹介している。著者の言う3Kは「科学技術」「観光」「環境」の3分野。これを同時に達成する「新知識産業立国」を築くことが急務だとし、政治家、企業者、地域リーダーに変化への挑戦を求めるとともに、一般の国民に対しては「変化をチャンスと受け止める自立心に富んだ国民」であることを期待している。

(朝日新書、760円+税)



世界的な大流行インフルエンザの生物検体の共有のために定められたSMTA2

世界保健機関（WHO）の世界インフルエンザ監視・対応システム（GISRS）外の機関が、世界的な大流行インフルエンザへの事前対策（PIP）枠組の下の生物検体を受領するには、WHOと標準素材移転契約2（SMTA2）を締結しなければならない（本誌2012年7月号）。SMTA2は、ワクチン製造、製薬、バイオまたは研究調査などに携わる機関を想定している。

SMTA2は、受領機関に対して、GISRS要件に従うこと、検体の取り扱いに当たっては適用可能なWHOガイドラインおよび生物安全基準に従うこと、SMTAの当事者でない機関には検体を再移転しないこと、他の機関への検体の発送についてWHOに通報すること、また、WHOが定めた計画表に掲げられている選択的要件に従うことを義務付けている。

利益や恩恵の配分への寄与については、当該受領機関の事業分野に応じて、列挙されている選択肢から一つ選ぶことを義務付けている。その選択肢には、ワクチンや抗ウイルス薬を製造する機関の場合は、一定量

のそれらの医薬品の寄付、低額販売または製造特許許諾などが含まれており、また、その他の器具類を製造する機関の場合は、一定量の診察キットの寄付や低額販売、または技術支援などが含まれている。さらに、どちらの機関の場合にも、任意の追加的な寄付や低額販売、その他の協力などが求められている。

SMTA2は、事業分野ごとの違いを鑑みる柔軟性を原則としており、SMTA1に規定されているその他の項目については個別に合意することとされている。

ところで、SMTA1は、SMTA2を締結していないGISRS外の機関への移転を禁止しているが、SMTA2の検討と締結には時間がかかっている。一方で、GISRS外の機関へ検体を移転する必要が指摘されている。この状況に応じて、2012年のWHO第65回総会は、公衆衛生を保障する観点とPIP枠組の精神を重視して、移行期の間は、暫定的に、SMTA2を締結していないGISRS外の機関であっても、特定の条件の下で検体の受領を許可することを決定した。

H.C.R セミナー「社会福祉施設等における生きものの活用
～動物愛護から生物多様性まで」を開催します

当財団に事務局を置く「社会福祉施設等の環境の取り組みに関する研究会」（委員長 炭谷茂・当財団理事長、恩賜財団済生会理事長）では、保健福祉広報協会から委託を受け、「環境と福祉」の協働による新たな福祉国家のあり方について調査・研究を行っています。

東京ビッグサイトにおいて9月26～28日に開催される第39回国際福祉機器展の関連イベントとして、H.C.R セミナー「社会福祉施設等における生きものの活用～動物愛護から生物多様性まで」を9月27日に開催します。

社会福祉施設等における生きもの、老人ホームで活躍するかつて捨て犬だったセラピー犬、貴重な自然資源として知的障害者の雇用機会の創出につながるエゾシカの皮の活用などの実践を発表し、動物愛護や生物多様性について考えます。

◆日時：2012年9月27日（木）13：30～15：30

◆場所：東京ビッグサイト 会議棟7階703会議室
（〒135-0063 東京都江東区有明3-10-1）

◆プログラム（敬称略）

—基調講演—

「福祉の視点から考える生きものとの関わり」
（炭谷 茂／当財団理事長、恩賜財団済生会理事長）

—事例報告—

「老人福祉施設でのセラピー犬の活用」
（伊藤 裕成／NPO法人日本レスキュー協会理事長）
「エゾシカの皮の利用を障害者雇用につなげる」
（菊地 貞雄／NPO法人あうるず専務理事）

◆申し込み・問い合わせ（要事前申し込み）

地球・人間環境フォーラム（担当：早川、柴田）
TEL: 03-5825-9735 / E-mail: contact@gef.or.jp



環境関連条約の遵守確保のために取られる不遵守手続き

環境関連の条約について指摘されている主要課題の一つに遵守確保がある。もちろん、環境分野に限らず一般的にも、条約の遵守確保は重要視されている。そのため、伝統的には、義務の明確化、国内法令の整備義務の強化、取り締まりの強化と違反に対する処罰の厳格化など、主に、法的・制裁的措置が取られてきた。しかしながら、主権者である国家の地位が保障されている国際社会においては、法的義務の違反があったとしても強制的な措置は取りにくい。

それに対応して、近年は、義務違反に陥る前の段階で取られるべき措置が重視されるとともに、違反状態になった場合であっても、違反に至る背景状況を考慮して、非制裁的で協力的な措置が取られるようになってきている。実際、オゾン層保護モントリオール議定書や長距離越境大気汚染条約およびその下の各議定書、京都議定書、また、ベルン条約などには、遵守手続きまたは不遵守手続きが組み入れられている（本誌1998年2、6月号、1999年9、10月号、2006年1月号）。

それらの手続きの第一段階は、違反状態にはなっていないが、遵守レベルが低いかまたはその低下が進行している場合である。その場合は、遵守レベルの低下を防ぎ、また、遵守努力を向上させるための協力・支援措置がとられる。第二段階は遵守違反に陥っているが、法的・制裁的対応はふさわしくない場合であり、違反とは呼ばれず不遵守と呼ばれる。従来であれば、制裁・処罰・不利益処分などにより、義務の遵守を強制し、違反状態を解消するところであるが、不遵守の場合は、当該当事者が不遵守状態を解消できるように、助力・支援・助言・協力する体制が重視される。

不遵守手続きには、確信的・計画的・繰り返しの場合への対応が不十分との批判も寄せられているが、制裁的措置の導入はこの手続きの本旨にそぐわない。他方で、不遵守手続きは、伝統的な違反手続きとは独立であり、また、違反手続きの適用を妨げないとされているため、そのような場合は、違反手続きの適用を含め、両手続きを組み合わせた対応が必要である。

違法伐採対策セミナー

「米国改訂レイシー法と木材業界への影響（仮題）」を開催します

地球・人間環境フォーラムでは、フェアウッド・パートナーズの活動として、政府や企業に対して、持続可能な木材調達を働きかけています。

この度、米国のフォレスト・リーガリティ・アライアンスという合法木材製品の調達を目指す国際イニシアティブと共同で、違法伐採対策セミナーを東京と大阪にて開催することになりました。米国では、2008年にレイシー法という法律の改訂により違法伐採対策が強化され、それに木材業界も対応してきています。その最新動向を報告します。

◆申し込み・問い合わせ（要事前申し込み）

地球・人間環境フォーラム（担当：飯沼、根津）
TEL：03-5825-9735 / E-mail：info@fairwood.jp
URL：www.fairwood.jp/

<東京会場>

日時：2012年11月12日（月）14:30～17:00（予定）
場所：日仏会館ホール

（〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-9-25）

プログラム

—基調講演—

「改訂レイシー法による米国の違法伐採対策」

—企業報告—

「改訂レイシー法の米国木材業界への影響と対応」

<大阪会場>

日時：2012年11月14日（水）14:00～16:00（予定）
場所：ドーンセンター大会議室2

（〒540-0008 大阪市中央区大手前1-3-49）

プログラム

「改訂レイシー法の米国木材業界への影響と対応」



EUにおいて積極的に活用されている法令遵守確保のための不遵守手続き

法令遵守のための自主的な行動を支援する不遵守手続き（本誌2012年9月号）は、ヨーロッパ地域において積極的に活用されている。実際、ベルン条約や長距離越境大気汚染条約・議定書などのヨーロッパ地域の条約に導入されるとともに、欧州連合（EU）条約においても定められている。EU条約258条（そのルーツは、1957年のEC設立条約226条）は、EU条約の下の義務を果たしていない加盟国に対して、その違反を解消させるための手続きを取る権限をEU委員会に与えている。その第一段階は行政レベルの訴訟前手続き（不遵守手続き）であり、第二段階は訴訟手続き（伝統的な違反手続き）である。

第一段階の訴訟前手続きは、EU委員会が、不遵守事態を特定し、定められた期限（通常、2ヵ月）までに見解書を提出するよう「公式通告書」（情報要請書）で当該国に要請することによって開始される。次に、提出された見解書を考慮の上で必要があれば、EU委員会は「根拠に基づく意見書」（遵守要請書）によって、

不遵守に対するEU委員会の立場を定め、取られるべき行動を決定し、定められた期限（同上）までに遵守を回復するよう当該国に要請する。「根拠に基づく意見書」には、当該国がEU条約またはEU指令の下の義務を果たしていないとされる根拠を含め、EU委員会の意見が詳述される。

定められた期限までに当該国が「根拠に基づく意見書」の要請に従わない場合は、EU委員会は、第二段階の訴訟手続きに移行するか否か、すなわち、EU裁判所に付託するかどうかを決める。さらに、当該国が裁判所の判決にも従わなかった場合は、EU委員会は、EU条約260条に基づいて、EU裁判所に対して、判決に従うまでの期間について金額を明示して支払い命令を求めることができる。

このように、EUの不遵守手続きは伝統的な違反手続きへの移行を前提としている。実際、ほとんどの事態は第一段階の前半で解決されており、両手続きの組み合わせは有効に機能しているといえよう。

原発も温暖化もない未来を創る

編・著●平田 仁子

政府のエネルギー・環境会議は2030年代に原発依存をゼロから20～25%にするシナリオを発表したが、温暖化対策が犠牲になっていることに失望している環境団体は多い。

本書は、地球温暖化問題に取り組んできた気候ネットワーク、WWF、グリーンピース、FoEなどの環境団体が「エネルギーシナリオ市民評価パネル」を設け、それぞれが策定、公表した「原発も温暖化もない」2030年へのシナリオを検証し、まとめたものである。政府案との大きな違いは、いずれの団体のシナリオも「省エネ」の可能性を高く見積もっていること。気候ネットワーク東京事務所長の平田さんは「専門機関とも連携し、市民団体として将来を見据えた現実的な提案」と語っている。(コモンズ、1,600円+税)



銀座ミツバチ奮闘記

著●高安 和夫

今や全国的に知られ、活動の輪が広がっている銀座ミツバチプロジェクト。筆者の高安さんの本職は、農業生産法人アグリエイト取締役東京支社長。2006年に銀座ミツバチプロジェクトを立ち上げ、理事長として、ミツバチを介した都市と農村の交流、都市での自然の復活、銀座食学塾なども主宰し、都市と地域の絆づくりに飛び回っている。

本誌グローバルネットでも「日本再生、農の力で日本を元気に!」と題して高安氏の連載が続いているが、本書は銀座ミツバチプロジェクトの立ち上がりから今日までの、笑いと涙の奮闘記。ミツバチが銀座や日本を変えようとしている。

(清水弘文堂書房、1,600円+税)



ECE 長距離越境大気汚染条約の下のEUの大気汚染物質排出状況

欧州連合 (EU) 環境庁 (EEA) は、2012年7月末に「ECE 長距離越境大気汚染条約の下のEU 排出目録報告 1990-2010」を公表した。それによれば、同条約のヨーテボリ議定書 (1999年) (本誌2000年9月号) の下で、ヨーロッパ地域における主要な大気汚染物質は大幅に削減されてきた。例えば、対象とされる大気汚染物質のうち、硫黄酸化物 (SOx) の排出は1990年に比べて82%、窒素酸化物 (NOx) は47%削減された。NOxとともに有害な地上レベルオゾンの原因となる一酸化炭素 (CO) と非メタン揮発性有機化合物 (NMVOCs) は、それぞれ62%、56%が削減された。こうした削減は、EU指令などによる規制とともに、脱硫技術や触媒技術の開発、代替物質への転換という関連産業部門の対応行動に負うところが大きい。

他方、アンモニアは28%削減されたが、そのほとんどは1990年代初期に行われており、その後の減少幅は小さい。その排出の大半は農業部門からであり、2010年には94%を占めていたため、家畜排泄物と肥

料管理の改善が課題とされている。

全体では、EU11カ国がヨーテボリ議定書の2010年削減義務を達成できなかった。デンマークとスペインは、NOx、NMVOCsおよびアンモニアについて、ドイツはNOxとNMVOCsについて、オーストリア、ベルギー、フランス、アイルランド、ルクセンブルグ、オランダおよびスウェーデンはNOxについて、また、フィンランドはアンモニアについて、それぞれ上限値を超えた。

他方で、別の議定書の下で規制されている重金属と残留性有機汚染物質 (本誌1998年10月号、1999年9月号) は、長期的な減少傾向にあるものの、2010年のEU諸国におけるそれらの排出は2009年と比べて増加した。とくに、鉛は9.1%、カドミウムは7.5%、ヒ素は4.9%、クロムは12.6%、それぞれ増加した。これらの増加は、主に、家庭部門と一部の工業部門からの排出による。なお、改正ヨーテボリ議定書 (本誌2012年6月号) に含まれる微小浮遊粒子 (PM2.5) は2000年に比べて15%削減された。

リユース食器ネットワークでは
災害時に備えた備蓄用リユース食器の配布に取り組んでいます

地球・人間環境フォーラムに事務局を置くリユース食器ネットワークでは、2011年7月より三井物産環境基金の東日本大震災復興助成を受け、「被災地におけるリユース食器の活用と地域循環型リユースモデルの構築」に向けた活動を展開しています。

昨年3月の東日本大震災の際、使い捨て容器よりも耐久性があり、割れない食器としてリユース食器が災害時に非常に有用な食器であることが明らかになった

ことから、備蓄用のリユース食器をリユース食器ネットワーク参加団体に配布し、災害が発生した際には保管するリユース食器を被災地に迅速に提供する仕組みの構築に取り組んでいます。

今年の8～9月には、被災地を中心とする東日本の15団体に、約4万個のリユース食器を配布しました。今後、2013年1月にかけて、西日本の団体約20団体に4万個の食器を配布する予定です。

備蓄用のリユース食器として配布されるのは、どんぶり、皿、カップ、箸、スプーンの5種類です（写真）。

さまざまなメニューに対応できるように、また、使い勝手のよいものを、リユース食器ネットワーク会員の意見を踏まえて選定しました。



船舶からの大気汚染防止のために強化されたIMOの大気汚染物質排出規制

船舶からの大気汚染防止のため、1997年に附属書VIがMARPOL条約に追加され（本誌1998年5月号）、それは2005年に発効した。その後、規制強化が検討され、2008年に附属書VIの改正が採択された。その要点は、硫黄酸化物（SOx）、窒素酸化物（NOx）および粒子状物質の段階的な排出削減と、排出管理区域（ECA）における追加削減である。

そのうちSOxについては、2012年1月1日以降、燃料油の硫黄分濃度の上限値が、現行の4.5%から3.5%に削減される。次に、2018年までに完了する実施時期評価に基づいて2020年（または2025年）以降、上限は0.5%に削減される予定である。なお、ECAにおいては、その上限値は、2010年7月1日以降、現行の1.5%から1.0%に削減され、さらに、2015年1月1日以降は0.1%に削減される。

NOxについては、第1次から第3次までの段階的な規制が適用される。まず、新造船については、2010年までは第1次規制が適用される。2011年からは第

2次規制が適用され、第1次規制よりも15～22%の範囲で削減が強化される。また、第3次規制は、実施時期に関して2013年末までに行われる検討評価に基づいて、2016年から実施される予定である。なお、ECAにおいては第1次規制よりも80%削減される。ただし、設計・建造上、規制適合が困難であると主管庁が認める小型船舶は除外される。

他方、現存船については、1990～1999年までに建造された船舶に搭載されており、1気筒あたりの排出量が90ℓ以上で出力5,000kW超のエンジンであって、認証されたNOx低減装置（選択触媒還元（SCR）脱硝装置など）を取り付けたものが規制対象とされる。それには第1次規制が適用され、当該装置を認証した主管庁が国際海事機関（IMO）に通報してから1年経過後に最初に行われる定期検査時に実施される。

上記の改正に併せて採択されたNOx技術コードには、NOx排出量の船上計測方法やSCRとエンジンを別々に試験する認証方法などが定められている。

名古屋議定書、愛知目標の実施に向けた検討が行われた生物多様性条約 COP11

生物多様性条約の第11回締約国会議(COP11)が2012年10月にインドのハイデラバードで開かれた。名古屋でのCOP10において名古屋議定書(本誌2010年12月号)や愛知目標など対立点の多かった文書は採択されていたため、今回はそれらの文書の実施に向けた検討が中心となった。

それでも、愛知目標の達成に必要な支援資金の目標額については対立が再燃し、閣僚会議を挟んで終盤まで決着は持ち越された。最終的に、2006年からの5年間の平均額を基準として、先進国からの資金に限定せず、2015年までに倍増させ、少なくとも2020年まで維持することとともに、受領国に対しては2015年までに生物多様性の主流化に向けて計画を策定し報告することを求めた。また、COP12からの各COPでこれらの進捗状況を評価することとされた。

名古屋議定書に関しては、その早期発効を目指すこと、発効に備えて議定書の運用のための仕組み・規則・手続きの検討を促進することなどが決定された。他方で、名古屋議定書の前提となる提供国としての法令整備がとくに開発途上国において遅れていることから、法令整備を支援する必要も指摘された。

気候変動対策との関係では、途上国における森林減少・劣化に伴う温室効果ガス排出の削減(REDD+)活動や地球工学(海洋や気候メカニズムの改変)活動、バイオ燃料生産に対して懸念が示され、それらの活動に生物多様性の保全を確保するための基準や手続きを組み入れることが再確認された。

そのほか、生態学・生物学的に重要な海域の選定、野生鳥獣の食肉利用の際の考慮項目、先住民の伝統的知識の保存と利用、生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)との連携、愛知目標に即した生物多様性国家戦略の策定、国連生物多様性の10年戦略、民間参画の促進などに関する決定が採択された。また、生物多様性地方自治体首長会議も開かれ、中央政府との協働を呼びかけるハイデラバード宣言が採択された。

環境の本

オーシャン・メタル～資源戦争の新次元

著●谷口 正次

鉱山技術者として太平洋セメントの専務取締役まで務めた筆者は、資源・環境ジャーナリストとして、これまでも「メタルウォーズ」(2008年)、「教養としての資源問題」(2011年)と、わが国の資源への無関心さに警鐘を鳴らしてきた。



今回は尖閣諸島で高まっている日中間の緊張の背景に、海底資源の調達問題があり、太平洋は資源開発をめぐる各国の草刈り場になっていることを、豊富な事例で紹介している。

かつて、海底資源開発のトップランナーだった日本は、円高によって資源の輸入が有利になったことから、技術開発などで世界から遅れを取っていると指摘。排他的経済水域が世界第6位の日本は、海底資源大国になる最後のチャンスだと提唱している。

(東洋経済新報社、1,800円+税)

リスクと向きあう～福島原発事故以後

著●中西準子、聞き手●河野博子

本書は、「遅ればせながら、この問題に真剣に取り組むことにしました」(はじめに)と語る著者が原子力発電のリスクについて書いた第1部「福島原発事故に直面して」と2011年11月に読売新聞に連載された「時代の証言者 リスクを計る——中西準子」を再構成した第2部からなる。



環境への危険度の大きさを定量的に評価し、比較をするという環境リスク評価学を専門とする著者が、原発や放射線をめぐるリスク・トレードオフについて真摯に向き合い、専門家でありながら専門外の分野も含めた全体の意思決定に発言をすることの必要性を訴え、自ら挑戦している。

(中央公論新社、1,400円+税)

磯崎 博司 (上智大学)

水銀条約政府間交渉委員会第5回会合で 合意された水銀に関する水俣条約

2013年1月にジュネーブで水銀条約政府間交渉委員会第5回会合が開催され、水銀に関する水俣条約について合意が達成された。それは健康および環境に対する水銀による損害の防止を目的としており、その前文には水俣病を教訓とすることが記されている。

具体的には、水銀を目的とする鉱出の禁止、所定の用途および環境上適正な保管ならびに輸入国の事前同意を満たさない輸出の禁止、そして、非締約国からであって新規鉱出でないか、または閉鎖した苛性ソーダ製造設備由来でない旨の証明書を伴わない輸入の禁止が定められている。また、電池、スイッチ・リレー、蛍光灯、石鹼、化粧品、殺虫剤、消毒剤、計測機器（血圧計、体温計、気圧計）など、附属書Cに含まれる水銀含有製品の製造・輸出入を2020年までに禁止すること、歯科用アマルガムの使用を制限すること、水銀を含む製品の製造・販売を抑制すること、水俣病の原因となったアセトアルデヒド製造プロセスは2018年までに、苛性ソーダ製造プロセスは2025年までに、それぞれ水銀の使用を禁止すること、塩化ビニルモノマーやポリウレタンなどの製造プロセスでの水銀の使用を削減することも義務付けられている。

開発途上国に多い小規模金採掘については水銀放出の削減に併せて可能な限り廃絶すること、石油火力発電所や非鉄金属精錬施設による大気への排出削減に向けて、新設施設にはBAT（利用可能な最良の技術）・BEP（環境のための最良の慣行）を実施すること、既存施設には、排出限度値、BAT・BEP、代替措置など所定の対策から選択して実施すること、水・土壌への放出についても同様の所定の対策から選択して実施することが求められている。そのほか、水銀の一時保管・廃棄物・汚染敷地についての環境上適正な管理、資金メカニズム、能力・技術支援、健康リスク情報の提供なども定められている。

水俣条約は、本年10月に熊本市および水俣市で開催される外交会議において正式に採択される予定であり、50カ国の批准の後、90日目に発効する。



フェアウッドセミナー

「日本の違法伐採対策について
～合法木材と小売業界の役割」を開催します

地球・人間環境フォーラムでは国際環境 NGO FoE Japan と共催で、フェアウッドセミナーを開催します。

2006年のグリーン購入法に基づく基本方針の見直し等により、合法木材は徐々に普及しています。一方、一般消費者等の合法木材に対する認識は十分ではなく、需要側からの「合法木材」の一層の要求を高めしていくことが課題となっています。

これまで住宅メーカーなどの調達方針を通じた取り組みにより建材メーカー、商社、問屋など、一部のサプライチェーンでは「合法木材」取り扱い実績が上がっているものの、より一層の拡がりにはエンドユーザーを顧客とする小売業界の協力、取り組みが重要です。

本セミナーでは、これまでの各業界の取り組みを紹介し、今後エンドユーザーへの効果的な普及のために小売業界において、どのような取り組みが可能なのか一緒に考えたいと思います。

◆日時：2013年3月15日（金）14：00～17：30

◆場所：リビングデザインセンター OZONE
8F セミナールーム A

（新宿区西新宿 3-7-1 新宿パークタワー内）

◆プログラム（予定）

- 日本政府および海外の消費国の取り組み／林野庁
- 各国の生産現場の現状／国際環境 NGO FoE Japan
- 各先進企業の取り組み／朝日ウッドテックほか住宅、製紙、家具メーカー
- 会場とのディスカッション

◆参加費：無料

◆定員：80名

◆申し込み：下記 URL の申し込みフォームからお申し込みください。

< www.foejapan.org/event/event_form.html >

◆問い合わせ：FoE Japan（担当：三柴）

Tel:03-6907-7217 / FAX:03-6907-7219

E-mail: forest@foejapan.org

強化文書の対象範囲拡大が望まれる 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク

東アジア地域における酸性雨被害の防止のための国際協力を目的とする東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）は、2001年から活動が始められた（本誌2007年12月号）。その基盤の強化と活動範囲の拡大に向けて、第7回政府間会合（2005年）の決定に基づいて検討が始められた。その検討の結果、EANET強化のための文書（以下、強化文書）が第12回政府間会合（2010年）において採択され、それは2012年1月1日に発効した。

2012年11月26～27日にかけて、第14回政府間会合がミャンマーのヤンゴンで開催された。それまでに、カンボジア、中国、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、韓国、ロシア、タイおよびベトナムが強化文書に署名していた。その会合においては、強化文書に署名していない国に対して、早期署名を促すとともに、全てのEANET参加国に対して、強化文書に基づく活動を効果的に実施するよう促す決議が採択された。また、強化文書の発効を受けて、事務手続きや財政管理に関するガイドラインが定められた。

他方で、強化文書は、その対象範囲は酸性雨問題であると明記しつつも（第2項1）、政府間会合の決定により対象範囲を拡大することができる（第2項2）。それを受けて、東アジア地域においてオゾンや粒子状物質などによる大気汚染が顕在化してきている近年の状況に照らして、EANETの今後の活動の方向性に関する検討が始められた。現行の対象範囲の下で可能な活動および対象範囲の拡大を要する活動について意見交換が行われ、今後も検討を続けることとされた。なお、その検討の基礎として、東アジア地域における大気汚染の状況に関する報告を2013年および2014年に行うこととされた。

折しも、中国から飛来するPM_{2.5}（直径2.5マイクロメートルより小さい固形粒子および飛沫小滴）（本誌2008年6月号）による健康被害に懸念が高まっており、EANETの対象範囲の拡大が望まれる。



「アース・ビジョン 地球環境映像祭 20+1」開催

アジアで最も歴史のある環境がテーマの国際映像祭「アース・ビジョン 地球環境映像祭」は、初めて東京から離れ、宮城県登米市でフェスティバルを行います。

25の国と地域から応募のあった121作品の中から選りすぐった5本の子どもアース・ビジョン賞作品を上映。また特別プログラムとして「天のしずくー辰巳芳子“いのちのスープ”」「東北の森から明日を考えるー木質バイオマスで拓がるエネルギー自立の試み」も上映します。

◆期間：2013年3月22日（金）～24日（日）

◆場所：登米祝祭劇場 水の里ホール
（宮城県登米市迫町佐沼ヶ丘30）

◆問い合わせ：アース・ビジョン組織委員会事務局
Tel：03-6673-2528 E-mail：festival@earth-vision.jp
Web：www.earth-vision.jp

タイガの森のはちみつ DAY

～おいしいハチミツがつなぐ、人と人、森とあなた

タイガの森フォーラムでは、ロシア極東沿海地方に広がるビキン川のタイガの森で暮らすウデヘなど先住民の新たな生計手段として養蜂の可能性を探る活動「ミツバチ大作戦」の報告会を開催します。

◆日時：2013年3月27日（水）19：00～21：00

◆会場：神楽サロン（東京都新宿区市谷田町3-13）

◆内容（予定）：「私の見たタイガの森ー日本の養蜂家が歩いた“北のアマゾン”」（藤原誠太氏／日本在来種みつばちの会会長）、「虫とり網を持って、ビキンの森と村へ！」（高橋秀行氏／アマチュア養蜂家、日本在来種みつばちの会）、「はちみつのおいしさを引き出す食べ方・味わい方」（平野のり子氏／はちみつ料理研究家）他

◆問い合わせ：タイガの森フォーラム事務局（GEF内）
Tel：03-5825-9735 E-mail：info@taigaforum.jp
Web：http://taigaforum.jp/

ワシントン条約第16回締約国会議で 検討された附属書の改正

ワシントン条約の第16回締約国会議が2013年3月3～14日までバンコク(タイ)において開催され、附属書の改正をはじめとして、条約体制の改善や個別種の貿易管理の改善に関する検討が行われた。附属書の改正のうち、附属書IIから附属書Iへの移行には、アフリカマナティ、オオアタマガメ科、ビルマホシガメ、スッポン科2種などが含まれる。なお、ホッキョクグマを附属書Iへ移行する提案は否決された。

附属書IIへの新規掲載には、アジア産イシガメ科15種、キボシイシガメ、ブランディングガメ、クスイガメ、スッポン科8種、クサリヘビ1種、ヤドクガエル科1種、オニイトマキエイ属全種、シタン(丸太、製材品、薄板)などが含まれる。ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメおよびニシネズミザメも掲載されたが、これらのサメ類には18ヵ月の猶予期間が設けられた。上記のイシガメ科15種には、リュウキュウヤマガメおよびニホンイシガメが含まれる。リュウキュウヤマガメは、沖縄諸島の一部に分布する固有種であり、文化財保護法の下で捕獲や移動が規制されている。

附属書Iから附属書IIへの移行には、イタリアシャモア、ビクーニャのエクアドル個体群、ソウゲンライチョウの亜種、コルシカキアゲハなどが含まれる。絶滅したため附属書から削除された種には、パーシーオオコウモリ、フクロオオカミ、サバクネズミカンガルー、ブタアシバンディクト、テイオウキツツキ、ワライフクロウなどが含まれる。

附属書改正のほか、個別種の貿易管理の改善に関する決定もいくつか採択された。そのうちサイとゾウについては、違法取引に関わりのある特定国に対して取り締まり体制の整備と強化が求められた。また、サイ角または象牙について、最善の科学的識別手法の普及・適用、それに基づく原産国の特定、没収が行われた場合の報告、原産国から中継国を経て消費国までの取引ルート全体にわたる管理計画の構築などの国際的な支援も要請された。



一般財団法人として新たなスタート

当フォーラムは、2013(平成25)年4月1日より一般財団法人に移行し、新たなスタートを切りました。

1990年の設立以来、特定公益増進法人として皆様のご支援、ご協力をいただきながら、すでに23年が経過しておりますが、これを機に、これまで培ってまいりました経験をもとに、なお一層、環境問題に関する公益活動、国立環境研究所の研究サポート業務を中心とする収益事業にも力を入れてまいります。

◆健全な財団運営を支える収益事業

設立目的の一つである国立環境研究所の研究を補助する業務を中心に、委託請負事業もこれまで通り積極的に行い、より健全な財団運営を図ります。

環境生物保存業務やバイオエコ実験施設の管理業務、微生物保存株の系統保存、水質・大気質・土壌・生物などのモニタリング業務など、いずれも長年にわたるノウハウを蓄積しており、それを活かした業務遂行を心がけてまいります。

◆公益目的の事業の柱は二つ

一般財団法人としての公益事業(継続事業)は、第一に環境情報誌『グローバルネット』発行による環境問題の普及啓発です。これまで以上に皆様にご愛読いただくことが大きな目的の一つとなります。より一層誌面の充実を図ってまいりますので、ぜひご意見をお寄せください。

もう一つの公益事業は、環境問題を取り扱うNGO/NPO等の支援事業です。地球・人間環境フォーラムの「フォーラム」はその名の通り「環境に関心を持つ人が集う」場となることを意味しており、設立当初から、複数の団体をさまざまな形で支援してまいりました。

各国から環境映像を募集して上映会や貸し出しを行っているアースビジョン組織委員会、伐採地の森林環境に配慮した木材・木材製品の持続可能な調達の流れをつくらうという活動を行うフェアウッド・パートナーズ、報道やシンポジウムなどを中心に環境問題の発信を活動主題とする日本環境ジャーナリストの会などです。これらの団体を人材、資金面などからもサポートしています。

今後とも皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

大規模海洋生態系の保全と利用に関する ベンゲラ海流条約への署名

アフリカ大陸の南西沿岸を北上するベンゲラ海流と称される寒流がある。それは、海洋大循環において南大西洋の亜熱帯環流のうち東岸境界流を形成しており、また、南北大西洋における熱・栄養塩・炭素の循環という点でも重要な役割を果たしている。

ベンゲラ海流は、南緯 15～32 度まで約 2,000km にわたって幅 150～200km のベンゲラ湧昇を伴う。この沿岸湧昇は、水深約 200 m から上昇して表層水温を低下させるとともに豊富な栄養塩をもたらす。また、インド洋に起源をもつ高温高塩分の暖流であるアガラス海流の一部がアフリカ大陸南端の喜望峰を回って暖水渦となってベンゲラ海流に流入している。

そのため、ベンゲラ海流を中心とする大規模海洋生態系 (BCLME) は、地球で最も豊かな生態系の一つとされる。BCLME が提供する生産物およびサービスは、年間 543 億ドルに及ぶと想定されている。沖合の石油・ガス田、海底ダイヤモンド鉱山、沿岸観光、漁業、海運などの産業も BCLME に支えられている。

その BCLME の保全と利用に関する国際協力を目的とするベンゲラ海流条約が、2013 年 3 月 18 日にアンゴラ、ナミビアおよび南アフリカによって署名された。署名式には、1990 年代半ば以降、BCLME をめぐる協力に対して資金面および技術面で支援を提供してきた国連開発計画と地球環境ファシリティも参加した。

締約国には、協力、持続可能性、予防、防止、汚染者支払いおよび海洋生物多様性保全の各原則に基づいて、防止・回避、環境影響評価、科学的根拠に基づく管理、情報の収集・交換、復元、保護、能力構築などの行動をとることが求められている。条約機関としては、閣僚会議、委員会および事務局が設けられ、条約本部はナミビアに置かれる。

ベンゲラ海流条約は、三カ国すべての批准が済んでから 30 日後に発効する。なお、発効するまでの間は、2007 年 1 月に署名されたベンゲラ海流委員会 (BCC) の設立に関する暫定協定の下での各機関がこれまでに採択された決定などに基づいて機能を続ける。

環境の本

脱原発から、その先へ ～ドイツの市民エネルギー革命

著 ● 今泉みね子

筆者はドイツ在住 20 年の環境ジャーナリスト。環境首都とうたわれたフライブルクに居を構え、本誌にも「フライブルク環境レポート」と題し、ドイツの環境事情を紹介してくれた。

3.11 以後のドイツのエネルギー転換について、4 章に分けて詳報している。1 章は「フクシマがドイツを変えた」と題し、東日本大震災の後、ドイツ政府が脱原発路線に一気に舵を取った経過を生々しく追跡している。

日本では「脱原発」が、天然ガスや石炭などの化石燃料導入に向かってしまい、それによる気候変動への悪影響が忘れられていることに警鐘を鳴らし、「ドイツより風も太陽も地熱も海もある日本なら、自然エネルギーだけですべてのエネルギーをまかなうことが可能」と指摘している。

(岩波書店、2,100 円+税)



京都環境学～宗教性とエコロジー

編 ● 早稲田環境塾 (代表・原剛)

一昨年、日本は東日本大震災、原発事故を経験し、形あるものがことごとく破壊されるのを目の当たりにした。これまで依存していた暮らしの中の形あるものがなくなった時、人は生きるよすがとして無形の存在を思うものなのだろうか。

早稲田環境塾はテーマとして「文化としての環境日本学」を取り上げる。京都の寺社仏閣へのインタビューを通し、「山川草木悉皆成仏」の自然崇拝に始まる日本の宗教性が擁する知恵と生活作法を訪ね、新たな社会規範を考える糸口としている。

(藤原書店、2,000 円+税)



残留性有機汚染物質について議論がされた ストックホルム条約 COP6

2013年4月30日から5月2日までジュネーブにおいて、ストックホルム条約 (POPs 条約) の第6回締約国会議 (COP6) が開催された。

廃絶すべき残留性有機汚染物質 (POPs) を掲載している附属書 A に、主に難燃剤として利用されているヘキサブROMシクロデカン (HBCD) が新たに追加された。その追加は、条約事務局による通報から1年後に発効する。HBCD の製造および使用は禁止されるが、発効から5年の間は、建築用のビーズ法発泡ポリスチレンおよび押出発泡ポリスチレンに用いる場合の製造および使用は除外される。なお、関連して、バーゼル条約に対して、HBCD を含む廃棄物の環境上適正な管理を進めるためのガイドラインの作成などの技術的検討が要請された。

2009年の第4回締約国会議において附属書 B (制限すべき POPs) に追加された PFOS (パーフルオロオクタンスルホン酸: 界面活性剤) の代替候補物質の性能や安全性については、残留性有機汚染物質検討委員会による報告に基づいて、同委員会に対し作業の継続が要請された。

PFOS および附属書 A に掲載されている4種類の BDE (プロモジフェニルエーテル: 難燃剤) には適用除外が認められているが、それらの適用除外が引き続き必要であるかどうか評価することとされた。PFOS については、2014年に各国の状況を調査し、2015年の第7回締約国会議において評価する。また、BDE については、2015年に各国の状況を調査し、2017年の第8回締約国会議において評価する。日本においては、エッチング剤、半導体用レジスト、業務用写真フィルムの製造時の PFOS 使用について適用除外が認められているため、上記の評価スケジュールに合わせて、国内の実態調査が行われる予定である。

本条約の有効性評価については、条約事務局により提案された有効性評価の枠組みや世界モニタリング計画の改定案などが採択された。次回、第7回締約国会合は、2015年5月にジュネーブで開催される。



身近なエネルギーの使い方を考える 教材ができました

地球・人間環境フォーラムは環境ネットワーク・文京と共同して、教科で学んだことを生活で活かし、エネルギーについて考える教材集「小・中学校省エネルギーを考える教材 45～理科・社会・家庭・技術～」を作成しました。



小学校で45分、中学校で50分で完結できる“ミニプログラム”が紹介されています。

昨年度の「小・中学校省エネルギーを考える教材 30～理科・社会・家庭科～」からパワーアップし、身近な衣食住に関する教材や新エネルギーの教材が新たに加わりました。

当フォーラムのWEBサイト < www.gef.or.jp > からダウンロードしていただけます。小中学校での授業にご利用下さい。

<教材例>

学年	教科	題材
小学4年	理科	北極の氷がとけると海面は上がる?
小学5年	社会	温暖化の影響を考えよう
小学6年	家庭	ほかほかファッション
中学1年	理科	電子レンジでほかほか
中学2年	理科	これからのエネルギー
中学生	技術	冷房や暖房の仕組み

※この教材集は (独) 科学技術振興機構 社会技術研究開発事業「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域「主体的行動の誘発による文の京の脱温暖化」事業の一環として作成されました。

有害廃棄物の越境移動について検討された バーゼル条約 COP11

2013年5月3～6日までジュネーブにおいて、バーゼル条約の第11回締約国会議(COP11)が開催され、以下を含む26の決定が採択された。

まず、バーゼル条約の効果を上げるための取り組みに関する決定、ならびに、環境上適正な管理についての共通理解、環境上適正な管理の支援および促進に関するツール、環境上適正な管理を行うための戦略などを内容とする「有害廃棄物などの環境上適正な管理に関する枠組み」が採択された。

次に、2011年のCOP10で採択された「水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン」については、水銀に関する水俣条約に即して更新することとされた、また、残留性有機汚染物質(POPs)廃棄物の環境上適正な管理に関する各種ガイドラインについては、その作成または改訂に向けてCOP12までに行う作業の計画が決定された。

電気電子機器廃棄物(E-waste)の越境移動に関する技術ガイドラインについては、関連情報、実態および課題を考慮して、使用済み電気電子機器を非廃棄物扱いとする場合の条件を検討することになった。他方、使用済みコンピュータ機器の環境上適正な管理については、コンピュータ機器に関する行動のためのパートナーシップ(PACE)が、そのための活動を2015年まで継続することとされた。

また、液体用の複合パッケージのリサイクルのための前処理で生じた分離できないプラスチック部分および分離できないプラスチック・アルミ部分、ならびに、ラベル材料生産に使用された原材料を含むラミネート粘着ラベルの廃棄物が、附属書IX(非該当リスト)に追加された。なお、紙とプラスチックの混合物などから構成される複合パッケージについては、引き続き検討することになった。

そのほか、不法越境移動に対する最善の規制遵守のための環境ネットワーク(ENFORCE)の設立に関する決定も採択された。COP12は、2015年5月にジュネーブで開催される予定である。



地球・人間環境フォーラム2012年度事業・決算報告

当フォーラムが一般財団法人に移行して最初の評議会・理事会が6月13日に開催され、2012年度の事業報告・決算報告が原案通り承認されました。

調査研究事業としては、環境金融の普及促進業務、乾燥地における住民参加による持続可能な牧草地利用等検討業務、河口域の底質・生物調査・放射能調査業務など新規事業10件を含む計56件を実施しました。また、普及啓発事業としては、グローバルネットの発行のほか、環境コミュニケーション大賞の実施などを行いました。報告の詳しい内容はWeb(www.gef.or.jp)をご覧ください。

2012年度収支決算書(単位:円)
(2012年4月1日～2013年3月31日)

科目	決算額
I. 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	
①基本財産運用収入	8,612,678
②会費収入	4,000,000
③事業収入	332,392,378
④寄付金等収入	15,067,106
⑤雑収入	906,303
事業活動収入計	360,978,465
2. 事業活動支出	
①事業費支出	362,474,668
事業人件費	169,188,047
調査研究事業費	162,636,376
内外研究交流助成費	1,801,774
普及啓発事業費	28,848,471
②管理費支出	29,524,575
人件費	10,366,146
事務費	19,158,429
事業活動支出計	391,999,243
事業活動収支差額	- 31,020,778
II. 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	
①退職給付引当金取崩収入	2,599,500
②保証金戻り収入	6,604,896
投資活動収入計	9,204,396
2. 投資活動支出	
①特定資産取得支出	516,600
役員退職給付引当金取得支出	516,600
②固定資産取得支出	2,152,647
建物付属設備購入支出	0
③敷金・保証金支出	0
投資活動支出計	2,669,247
投資活動収支差額	6,535,149
III. 財産活動収支の部	0
1. 財産活動収入	0
2. 財産活動支出	0
財産活動収支差額	0
当期収支差額	- 24,485,629

三つの条約の連携・協力促進が話された 拡大合同締約国会議

2013年4月28～29日にジュネーブで、バーゼル条約、ロッテルダム条約およびストックホルム条約の第2回拡大合同締約国会議(ExCOP2)が開催され、次のような決定が採択された。まず、これら3条約の連携・協力の促進のための行動リストが作成され、2015年と2017年のExCOPにおいて、その進捗状況が検討されることとなった。また、3条約共同事務局長の下に各条約事務局の組織再編が承認されたが、ロッテルダム条約事務局の一部を担う国連食糧農業機関(FAO)との連携の強化は今後の課題である。他方、事務局の透明性と説明責任に関して、既存報告書の公表方法などが明確にされ、また、作業計画や持続可能性などに関する新たな報告書の作成が求められた。

有害廃棄物の適切な管理および化学物質のライフサイクルを通じた適切な管理を2020年までに達成するという目標に関しては、3条約間の広範な連携協力が定められるとともに、水銀に関する水俣条約外交会議に対して、同条約を含む4条約の間での連携・協力について検討するよう要請することも決められた。各条約の技術委員会に関しては、残留性有機汚染物質検討委員会(ストックホルム条約)および化学物質検討委員会(ロッテルダム条約)に、作業連携のための手引きの作成が要請され、また、残留性有機汚染物質検討委員会には、廃棄物に関わる場合にバーゼル条約の専門家と協力することが求められた。なお、5月9～10日には、閣僚級会合が開催され、化学物質および廃棄物の適正な管理に関するジュネーブ声明が承認された。次回のExCOP3は、2015年5月に予定されており、3条約の各COPも連続して開かれる。

ところで、国際労働機関、国際海事機関、世界知的所有権機関またはユネスコのような特定の目的のための専門機関においては、それぞれの下に採択された複数の条約の締約国会合が連続して開催されてきている。しかし、この3条約のように、独立の条約のCOPを合同および連続で開き、事務局も再編することはまれであり、類似分野の条約間の連携活動として注目できる。



フェアウッドカフェで 木材利用ポイントを活用できます

木材利用ポイントの発行・交換商品等との交換の申請受付が2013年7月1日から始まりました。ポイントは、フェアウッドカフェの食器や雑貨などと交換いただけます。

木材利用ポイント事業は、地域材の適切な利用によって森林の適正な整備と保全を促進することを目的とした国の事業です。対象地域材を活用した木造住宅の新築や改築(木質化)、木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブを購入すると、地域の農林水産品等と交換できる木材利用ポイントがもらえるという仕組みです。また「地球・人間環境フォーラム」へのご寄付への交換を選んでいただくと、フェアウッドの木工雑貨の幅広い製品づくりのための生産地や木工作家とのネットワーキング活動に使われます。

より詳しい情報については以下のWEBサイトをご覧ください。

- ・フェアウッドカフェ www.fairwood.jp/cafe/
- ・フェアウッド・パートナーズ www.fairwood.jp/

◆お問い合わせ◆

地球・人間環境フォーラム(坂本)

Tel: 03-5825-9735

E-mail: info@fairwood.jp

〈フェアウッド商品の例〉



◀国産広葉樹の
「ベグルコースター」



▶宮城県産津山の木の
動物カスターネット

排出量削減の取り組みの強化について 議論された気候変動枠組条約の ADP

2013年6月3～14日まで、ボンにおいて、気候変動枠組条約のADP（強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会）の第2回会合第2部および補助機関会合が開かれた。

ADPの議論は、WS（作業行程）の1と2に分かれており、WS1では、全ての国に適用される2020年以降の法的枠組の2015年の合意に向けて、その設計・基本要素、また、この条約第3条の諸原則（衡平性、共通だが差異ある責任、各国の事情など）の反映について意見が交換された。関連して、詳細規則を事前に明確にすること、各国の排出削減目標は、その効果を審議する期間を考えると、2014年までに提示すべきことも指摘された。

WS2では、2020年までの排出量削減の取り組みの強化が議論された。とくに、小島嶼国連合が提案した再生可能エネルギーの促進・エネルギー効率の向上、また、二酸化炭素の回収・貯留、投資の促進などに焦点が当てられた。

次に、補助機関会合のうち、実施に関する補助機関では、ロシア、ウクライナ、ベラルーシが、ホットエア（削減努力なしに認められた余剰排出割当量）を無効とする内容の第18回締約国会議の合意文書の採択手続きに不服があるとして、全体の表決手続きを定めるよう主張した。そのため議事に入れず、損失と被害に関する制度構築、クリーン開発メカニズムと共同実施の見直しなどの議論をすることができなかった。他方、科学・技術上の助言に関する補助機関では、適応に関するナイロビ作業計画、REDD（森林の減少・劣化による温室効果ガス排出の削減）、技術、対応措置、農業、国別報告書や目録に関する方法論、京都メカニズム、市場メカニズムなどに関する議論が行われた。

ところで、今回のADPまでは、交渉ではなく意見交換の場とされており、重要な決定はされていない。今年末のワルシャワでの第19回締約国会議において明確な進展がないと、2020年枠組の2015年での合意がおぼつかなくなる。



REDD+ プロジェクトにおける FPIC ガイドライン ver.1 の公表と意見募集

地球・人間環境フォーラムでは、FPIC ガイドライン（REDD+ プロジェクトを推進するにあたっての「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）」取得のためのガイドライン）ver.1 を作成・公表しました。より実践的なガイドラインとするため、REDD+ プロジェクトや類似する森林関連プロジェクト等を実施されている方々からのご意見をいただければと考えています。

REDD+ とは、途上国における森林の減少・劣化を防ぐことが地球温暖化を防止する上で重要ということから注目されている新たな森林保全・管理の仕組みです。REDD+ 実施には地域社会や森林生態系への負の影響を防ぐための手立てとしてセーフガード対策があわせて実施されなくてはならないことが合意されています。

とくに森林開発・保全の現場で起きている社会的課題に注目してもらおうということで始めたのが「途上国の森林保全に寄与する社会セーフガードに関するガイドラインの作成・試行・普及プロジェクト」（平成25年度環境再生保全機構地球環境基金助成事業）です。

REDD+ に関心を持つ日本の援助機関や民間企業等を対象に、先住民族や地域コミュニティから自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意＝FPIC を得ていくためのガイドラインを提供することをねらいとしています。

詳細とガイドラインのダウンロードはこちら。
www.gef.or.jp/activity/forest/world/redd_fpic

〈ご意見・お問い合わせ〉

地球・人間環境フォーラム（担当：坂本、根津）
TEL：03-5825-9735 / FAX: 03-5825-9737
Eメール：contact@gef.or.jp

島嶼生態系の維持について議論された 地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議

サンゴ礁は、気候変動の影響を受けやすく、世界的に減少傾向にある。そのような状況に対処するため、2013年6月29～30日に、沖縄科学技術大学院大学を会場として、地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議が開かれた。まず、一般的に、海水温の上昇に伴う白化、赤土の流出、オニヒトデの増加など、サンゴに危害をもたらす諸原因に対処することに加えて、サンゴの増殖活動や里海としての取り組みが有効であること、また、自然面や社会面を含む幅広い国際共同研究が必要であることが指摘された。

次に、島嶼国については、気候変動の影響がすでに顕在化しており、将来的には海面上昇や海洋酸性化などさらに深刻な影響が生じる恐れあることが確認された。また、島嶼国にとって、サンゴ礁は漁業および観光の基盤資源であるため、その減少は、経済、社会、環境、安全保障の各側面での大きな脅威であることも認識された。そのため、バイオマス、風力、海洋エネルギー、水素などの再生可能エネルギーを用いた自立分散型システムを島嶼国が導入すれば、化石燃料の輸入を減らすことができ、エネルギー安全保障の面でも望ましいとされた。ただし、それには、高額の導入コスト、系統安定化、送電線の整備、蓄電池の配備など、解決すべき課題があることも指摘された。

観光の振興には、サンゴ礁を含む島嶼生態系の維持が大前提であることが指摘された。併せて、サンゴ礁が、防波のような自然の緩衝機能を有していることも認識された。他方で、観光は過剰な利用や廃棄物の増加をもたらしているため、利用と保全のバランスをとる必要も指摘された。そのための対応策として、必要とされる管理費用の一部を利用者に求めている事例も紹介された。なお、サンゴ礁は世界自然遺産に登録されることもあるため、世界遺産条約の下の管理手続きの活用も示唆された。

このような島嶼国との環境協力に関する国際会議が、来年、沖縄で開催されることとなった。そこでは、上記の対応策や取り組みの進展も報告される。

環境の本

環境文明ブックレット 8

生き残りへの選択

～持続可能な環境文明社会の構築に向けて

編著 ● 共同代表 藤村コノエ、加藤三郎

認定 NPO 法人・環境文明 21 が発行しているブックレットは、新しい時代の価値観を吟味しながら、文明に対して絶えず根源的な問いかけをしており、いつも刺激的な内容だ。

会発足のねらいである「環境文明社会」とは、「ある程度の経済的豊かさに、『利他』が社会を動かす新たなモチベーションになって欲しい」と位置付け、実現するための方法などが、政治、経済、技術、教育の各分野ごとに詳述されている。

憲法の主権在民、戦争の放棄、基本的人権の尊重に加え、「環境原則」を盛り込もうというのが同会の一貫した提言。環境文明社会の実現のため NPO の存在が欠かせないという、大きな役割を担っているとの主張もベースになっている。(500円、税込)



異常気象と人類の選択

著 ● 江守 正多

地球温暖化問題はまったく終わっていない、という見出しから始まる本書は、絶妙なタイミングで出版された啓蒙書だ。

筆者は国立環境研究所・地球環境研究センター気候変動リスク評価研究室長で、この9月に発表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)・第1作業部会(自然科学的根拠)の報告書の主執筆者も務めている。本書はその直前に発売され、IPCCの報告書をどう読むか、今後はどのように対応していくべきか、人類に残された選択肢にも言及する船頭のような内容になっている。

相変わらず存在する温暖化懐疑論、温暖化対策の推進を原発推進の口実を与えるとして敵視する人々たちに対しても、真摯に対応し、科学者としての懊悩も誠実に述べており、「温暖化ブーム」が去った今こそ、冷静に読んでもらいたい一冊だ。

(角川 SSC 新書、800円 + 税)



海洋肥沃化や海洋地球工学活動を規制するための 評価枠組みを採択したロンドン条約

気候変動や海洋酸性化への対策として提唱されている海洋肥沃化や海洋地球工学について、ロンドン条約・96年議定書は、慎重な対応を呼びかけた(本誌2008年12月号)。ロンドン条約においては、その後も論議が続けられ、2010年には、海洋肥沃化を含む科学調査のための評価枠組みが採択された。

2013年10月14～18日にロンドンで開かれた締約国会合において、96年議定書の改正が採択され、第6条の2が追加された。そこには、船舶、航空機、プラットフォームまたはその他の人工海洋構築物から、附属書4に掲載されている海洋地球工学活動のために物を海洋に配置することを、締約国は承認してはならないこと、ただし、そこに掲載されている活動またはそれに含まれる一部の活動について、許可を受ければ認められると記されている場合はこの限りでないことが定められている。また、海洋地球工学とは、海洋環境に対する意図的な介入(自然の作用を操作すること、または、人為的な気候変動もしくはその影響に対処することを含む)であって、有害な影響をもたらす可能性のあるもの、特に、その影響が広範に及び、長期にわたり、または重大なものを意味している。

新設された海洋地球工学に関する附属書4には、海洋肥沃化が掲載されている。海洋肥沃化活動とは、海洋の一次生産を刺激する意図を持って人間によって行われるあらゆる活動と定義されているが、通常行われている水産養殖、海洋養殖、または、人工漁礁の構築は含まないとされている。除外に当たらない海洋肥沃化活動が許可されるのは、個別の評価枠組みによって正当な科学調査であると判断された場合のみである。附属書4の下で配置が検討される物のための評価枠組みは、附属書5に定められている。そこには、締約国は、掲載されている活動の実施提案に対する、独立の国際専門家または国際専門家諮問組織からの意見を考慮すべきであると定められている。

この改正は、締約国(現在43)のうち3分の2が受諾書を寄託してから60日後に発効する。

環境の本

有害化学物質の話
～農薬からプラスチックまで

著 ● 井田 徹治



人体や生物のホルモンの働きを乱す「環境ホルモン(内分泌かく乱物質)」は、国内でも一時期、マスコミなどで盛んに取り上げられたが、最近はあまり聞かれない。しかし有害化学物質汚染は過去の問題ではなく、現代社会でもじわじわと影響を及ぼしているのだと警鐘を鳴らす一冊。本書では、次世代への影響、化学物質汚染の現状、国際的な取り組みなど、わかりやすい図や写真を交え解説されている。

化学物質による環境汚染は、地球温暖化等と同様に地球規模の環境問題でありながら、今の日本では関心が薄いようだ。自分の身近なところに、こんなにも化学物質があふれていることに驚き、我が身は既に汚染が進んでいるのではないかと心配になった。

(PHPサイエンスワールド新書、940円+税)

気候変動を理学する ～古気候学が変える地球環境観

著 ● 多田 隆治 / 協力 ● 日立環境財団

本書は、日立環境財団が主催する市民講座「環境サイエンスカフェ」での講演録をまとめたもの。気候変動、温暖化問題を科学的側面から専門家が市民向けにわかりやすく解説している。



耳慣れない言葉「古気候学」

とは、遺された変動の痕跡から地球環境のメカニズムを科学する学問。全球凍結の謎、40億年前の地球は大量の炭酸ガスに覆われていたこと、氷河時代と氷期-間氷期のサイクル、映画『デイ・アフター・トゥモロー』で注目された深層水循環、太陽活動と気候変動などについて、科学的根拠を基にしながらも、話し言葉で書かれた文面はその場で講義を聞いているようなわくわく感も呼び起こし、一気に読み終えることができる。知識欲を呼び起こす一冊。

(みすず書房、2,400円+税)

磯崎 博司 (上智大学)

メロの海域保護区の設置が検討された 南極海洋生物資源保存条約

南極海洋生物資源保存条約（本誌 1993 年 11 月号）の年次会合が、その事務局所在地であるホバート（オーストラリア）において 2013 年 10 月 23 日～11 月 1 日に開かれた。この条約の下では、従来のオキアミの保全に加え、近年はメロ（マゼランアイナメ）に対する違法・無報告・無規制（IUU）漁業の増大に応じて、漁獲証明書、締約国・非締約国の遵守促進、漁船監視システム情報の事務局集中化などメロ漁業規制措置が強化されるとともに海洋保護区の検討も行われている。

そのうち海洋保護区については、アメリカ・ニュージーランド提案のロス海保護区、および、オーストラリア・フランス・EU 提案の南極東部海域保護区の設置が継続的に検討されてきている。それらの設置提案には、賛同も多い一方で、ロシアと中国からは、とくに、それらの規模が過大であり管理に懸念があること、保全目標が一般的すぎて不現実であること、また、変化する生態系に適応する必要があるため長期間または無期限の保護区設定は不適切であることが指摘された。そのような議論を反映して、それぞれの提案者による一部修正も行われたが、今会期においても合意に至らなかった。ただし、代表的な海洋保護区の設置の重要性とそのための協議の継続は確認された。

ところで、2006 年に採択されたサメの保全に関する措置（CM 32-18）は、サメ漁の禁止と、混獲されたサメは可能であれば生きたまま放すことを求めている。その強化に向けて、生きたまま戻すことのできなかったすべての混獲サメは、ヒレの付いたまま陸揚げするよう求めるアメリカ提案が検討された。多くの国は、サメは過剰漁獲の影響を受けやすく、その生息数情報が不足しているため、情報を集めて保全する必要があるとの見解を共有した。一方で、日本と中国は、情報収集とサメ保全の重要性は認識しているが、本条約対象海域におけるサメの混獲はわずかで、深刻な問題とはなっておらず、改正案は情報収集と保全に寄与せず、改正の必要はないと指摘した。最終的に、この改正案は合意に至らなかった。



生物多様性アクション大賞 2013

「えらぼう部門」優秀賞を受賞しました！

生物多様性の主流化を目指して開設された生物多様性アクション大賞の記念すべき第 1 回で、総数 122 の応募のなかからフェアウッド・パートナーズの取り組みが「えらぼう部門」の優秀賞を受賞しました。

生物多様性アクション大賞は、「国連生物多様性の 10 年日本委員会」(UNDB-J) が推進する「MY 行動宣言 5 つのアクション」に基づき、全国各地で行われている個人・団体の活動を表彰するもので、今年スタートした新たな賞です。

当フォーラム等が展開しているフェアウッド・パートナーズは、地域材や認証材など、伐採地の環境や社会に配慮した木材・木材製品＝フェアウッドを選択し、「森を壊さない木材の選び方」実行することで木の流れを変え、世界の森林を守る方法を紹介させていただきました。

今回の受賞は、木を扱う企業に対してはフェアウッドを市場に流通させることを提案・サポートし、一方で、消費者にはフェアウッドを選んで購入することを訴えかけるという、需要・供給の両方からのアプローチが評価された結果と考えています。

フェアウッド・パートナーズの詳細については <http://www.fairwood.jp> をご覧ください。

輸入合板に対する違法材規制により国内林業の 活性度合いが明らかに

国際環境 NGO FoE Japan、地球・人間環境フォーラム、熱帯林行動ネットワーク (JATAN) は、法政大学の島本美保子教授のご協力により、仮に「違法伐採木材（または違法性が強く疑われる木材）が日本市場から排除された場合、国産の合板価格と合板用丸太需要にどのように影響するか」を、過去 20 年間のデータを使った計量モデルによってシミュレーションしました。結果は、違法伐採木材の輸入が規制されれば国産の合板用丸太需要が上昇する、となりました。

シミュレーションの結果の詳細は、フェアウッド・パートナーズ <http://www.fairwood.jp> よりご覧ください。

国内裁判における生物多様性条約の 直接適用についての進歩

自然保護に関する裁判において、国内法令に加えて、生物多様性条約をはじめとする環境条約が原告によって援用されてきている。そのいずれにおいても、環境条約の義務は、具体的ではなく、政策的責務にすぎないとされ、その直接適用は認められてこなかった。そこに、2013年9月、北見道路裁判において新しい判断が札幌地裁によって示された。

北見道路裁判においても、原告側は、生物多様性条約の第8条は行政機関に対して明確な義務を設定しており、保全措置をとらないだけでなく、生物多様性条約の目的または趣旨に反する行為をとることは、条約違反であり、裁量権の逸脱にあたると論じ、また、生物多様性の破壊が生じていると主張した。他方、被告側は、義務内容が具体的でないため生物多様性条約の直接適用は否定されること、生物多様性の破壊は生じていないことなどを主張した。

その判決は、これまでと同様に、生物多様性条約8条は、ただちに一定の具体的な行為を義務づけているものではないとした。一方で、生物多様性基本法、環境基本法、環境影響評価法、種の保存法などの関連する国内法令の解釈指針としては、生物多様性条約が機能することを認めた。

具体的には、行政機関が、希少生物の生息地を何らかの保全措置もとらずに破壊するというような、生物多様性条約8条の趣旨を著しく没却するような行為をした場合には、裁量権の範囲の逸脱にあたり、違法とされる可能性もあると述べた。

ただし、本件がそのような状況に当たるかどうか審査した上で、結論としては、条約違反には当たらないという判断であった。

国内裁判における条約の直接適用については、人権分野または経済分野が先行しており、環境分野は遅れていた。本判決は、国内法の解釈指針としての条約の機能、および、条約の趣旨に著しく反する行為の違法性という側面において、環境分野での遅れを少し取り戻したといえよう。



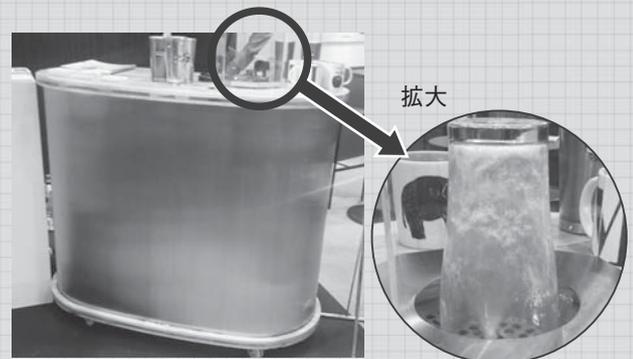
シンポジウム「CSRを善行から本業にする方法 —企業間連携で社会的課題を解決する」開催報告

当フォーラムは、「エコプロダクツ2013」の開催にあわせ、「CSRを善行から本業にする方法—企業間連携で社会的課題を解決する」と題したシンポジウムを12月13日に開催し、企業のCSR（企業の社会的責任）や環境等の担当者50人が参加しました。

現在、CSR活動は多様化していますが、企業が単独で取り組む予算消費型のCSRや、「善行」として行われる活動では、予算や対象、継続性に限界があります。そこで、本シンポジウムでは、複数の企業間で連携を図ることで、本業においてCSR活動を実施し、社会的問題解決につなげることができるのではないか、その可能性を探りました。

まず、基調講演として、アマタホールディングス株式会社の藤原仁志常務取締役から、経営が求める、本業につながるCSRの取り組みとはどのようなものか、具体例として、日本とスウェーデンの企業の取り組みが紹介されました。また、象印マホービン株式会社広報部の安藤なな緒氏より、2006年より取り組む「マイボトルキャンペーン」について報告がありました。また、複数の企業やNPO/NGO、自治体などさまざまな主体が連携して成り立つリユース食器の取り組みを当フォーラムの天野路子が報告しました。

また、本シンポジウムの運営に関わった関西の中小企業5社が連携し、それぞれの技術や企画力を生かして、洗剤を使わずにリユースカップ等を還元水、酸性水で洗浄し、簡易乾燥まで行う洗浄機(写真)を開発。エコプロダクツ2013で展示されました。今後、使い捨て容器を使っている場所に売り込むそうです。



磯崎 博司 (上智大学)

気候変動枠組条約の COP19 と MOP9 における温室効果ガス排出をめぐる議論

2013年11月11～23日まで、ポーランド・ワルシャワにおいて、気候変動枠組条約の COP19 (第19回締約国会議) と京都議定書の MOP9 (第9回締約国会合) が開かれた。

まず、同年6月に開かれた ADP2-2 (強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会第2回会合第2部) を受けて (本誌2013年9月)、2020年枠組みについては、各国は、国内準備を自主的に進め、COP21に十分先立って (可能ならば2015年3月までに) 約束案を示すこと、および、付随して提供すべき情報は COP20 で特定されることが合意された。また、2020年までの削減の強化に向けて、関連会合の開催スケジュールが決められた。なお、日本は2020年に温室効果ガス排出を2005年比で3.8%削減すると表明したが、1990年比では3.1%の排出増になるため、批判や失望が寄せられた。

次に、資金については、COP18以降の先進国による資金誓約の確認、気候資金に関する閣僚級対話の隔年開催 (2014～2020年)、気候資金の拡大のためのワークショップの開催、COP と GCF (緑の気候基金) との調整などに関する決定が採択された。開発途上国は、1000億ドルの目標額を確認するため、2016年までに700億ドルという中間目標を定めるよう求めていたが、先進国の反対が強く、具体的数字は盛り込まれなかった。

また、気候変動による損失・被害に関するワルシャワ国際メカニズムが、カンクン適応枠組みの下に設立されることとなり、執行委員会の設立 (暫定措置)、具体的な機能、2ヵ年作業計画の策定、執行委員会の構成や手続きの検討 (2014年12月)、COP22での見直しなどが合意された。

他方、REDD+ (開発途上国における森林の減少・劣化による二酸化炭素の排出削減) については、運用のための基本枠組みが定められた。

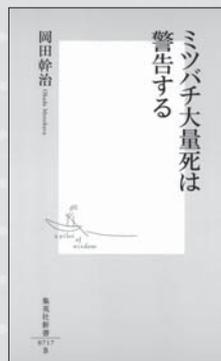
ところで、主要 NGO は、合意内容が乏しく課題を先送りしているとして、会期末に一斉退場を行った。

環境の本

ミツバチ大量死は警告する

著 ● 岡田 幹治

筆者は朝日新聞ワシントン特派員、論説委員などを務めた環境、食の安全などを専門とするジャーナリスト。世界で広がるミツバチの大量死とネオニコチノイド系と呼ばれる新農薬の実態を追及し、欧州連合が2013年12月から規制を開始したものの、我が国の対応が遅れている背景にも言及している。本書は、暮らしの中にある環境化学物質にも触れ、胎児や幼児への健康影響についてもレポートしており、化学物質づけの社会から脱出する道として①農薬の規制を強める②農薬を使わない農業を目指す③化学物質をもれなく管理する④暮らしを変える、を提案している。「ミツバチや農薬に関心のある方々はもちろん、子や孫の心身の発達に不安を感じている方々や、妊娠中または妊娠の可能性のある女性たちにぜひ読んでいただきたいと思っている」(筆者)。(集英社新書、760円+税)



みつばち飼う人この指とまれ!

著 ● 御園 孝

この本には日本列島のニホンミツバチをこよなく愛する人たちから寄せられた、失敗談、成功例、ミツバチに起きている農薬被害の現場報告が紹介されている。上述の本にあるように、作物の受粉用に大量に使われていた西洋ミツバチの大量死が世界中で発生し、農薬の影響が疑われるなか、昔から日本の各地で飼育されていたニホンミツバチへの人びとの関心が高まっている。養蜂にあまり手がかからず、ダニにも強く、社会性の強い集団生活を営むニホンミツバチは自然を守るシンボルとして、飼育者が増えているという。銀座ミツバチプロジェクトから長崎県・壱岐島の飼育例まで、わかりやすいイラストと体験談で紹介されており、素人にも養蜂の楽しさが伝わってくる。



(高文研、2,000円+税)

土地劣化のない世界に向けて議論された 砂漠化対処条約の COP11

2013年9月16～27日にナミビアのウイントフックにおいて、砂漠化対処条約のCOP11(第11回締約国会議)ならびに、その科学技術委員会および条約実施検討委員会が開催された。また、9月23～24日には閣僚会合が開かれ、持続可能な開発に向けて「土地劣化のない世界」を実現するためにこの条約が果たすべき役割、優良事例の共有拡大、砂漠化・土地劣化の経済学、持続可能な土地管理などについて議論が行われ、議長報告が作成された。

COP11においては、以下を含む41の決定が採択された。まず、2007年のCOP8で採択された10年戦略計画枠組および2016～19年の作業計画に基づき、2014～15年の作業計画と予算が採択された。

次に、ローマの国際農業開発基金内に置かれているこの条約の資金メカニズムであるグローバルメカニズムを、この条約の事務局(ドイツ・ボン)に移転すること、ローマには連絡事務所を設置すること、その機能については事務所長と条約事務局長とによって決めることとされた。

また、リオ+20の最終報告書に「土地劣化のない世界」が盛り込まれたことを受け、乾燥地において「土地劣化のないこと」の科学的定義付け、その実現のための選択的施策の策定、および、この条約の戦略計画に関する提言という役割を担う政府間作業部会を設置した。同部会は、国連地理的区分から1人ずつの計5人で構成され、COP12に報告書を提出することとされた。

その他、砂漠化・土地劣化・干ばつと持続可能な土地管理に関する科学的知見を活用する場として、SPI(科学・政策インターフェイス)が設立された。SPIの役割は、温暖化におけるIPCC(気候変動に関する政府間パネル)またはIPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム)と対比される。併せて、伝統的知識や優良事例を含む情報交換のための科学的知見仲介窓口の活用も承認された。

COP12は、2015年の秋にトルコで開催される。



エネルギーについて話し合う教材

当フォーラム研究員等による編著「省エネルギーを話し合う実践プラン46」(公人の友社)が2013年12月に出版されました。

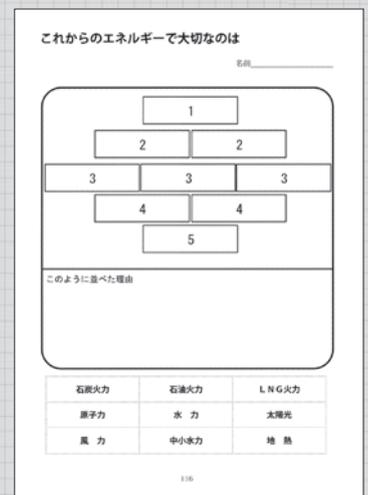
東京都内の小中学校で実践された教材を中心として、エネルギーを使う、創る、選ぶ、の3章に46の教材が収録されています。

本書はすぐに使えるワークシートと学習の流れで構成され、小中学校の先生が教科内で活用でき、1時間で完結できます。話し合いを中心とする内容で構成され、準備にも時間がかからず、子供たちや家庭の行動を誘発する効果もあります。

書店での注文やオンライン通販のアマゾンからの購入が可能です。



◀教材例:
地球をすくえ!



▶教材例:
これからのエネルギーで大切なのは

バラスト水の処理技術承認手続き透明性向上のため 世界バラスト水試験機関ネットワークが設立

船舶のバラスト水および沈殿物の規制および管理のための条約(2004年)は、定められたバラスト水管理措置をとることを義務づけており(本誌2003年8月号)、その附属書Dはバラスト水処理基準を定めている。この分野の研究開発は急速に進められており、さまざまなバラスト水処理技術が考案されているため、その有効性を試験・評価し、上記の基準に適合していることを承認するための厳格な手続きが必要とされる。

そのためのガイドラインは、国際海事機関(IMO)によって採択されている(MEPC.174(58))。しかしながら、その試験・評価を行う諸試験機関の間において標準化と調和が欠けていることが懸念されている。とくに、船主は、どの機関が試験・評価したかにかかわらず国際的に受け入れられることを期待している。

それに応じて、2013年10月に釜山で開かれた第5回世界バラスト水管理研究開発フォーラムに先立って、GloBal TestNet(世界バラスト水試験機関ネットワーク)を設立するための覚え書きが16の試験機関によって10月21日に署名された。

GloBal TestNetは、バラスト水の処理技術の承認手続きにおいて標準化、透明性および公開性を向上させることならびに情報共有のための中立的な基盤を提供することを通じて、比較可能で正確な試験結果の保証と情報交換の促進を目的としている。船主も、利用可能な信頼できる処理技術を比較することができるようになる。

GloBal TestNetは、バラスト水管理条約および関連ガイドラインまたは規則の下で、バラスト水管理システムの証明に関わるすべての機関に開放されており、参加機関の世界的な増加が想定されている。また、GloBal TestNetには、バラスト水管理条約の早期発効とともに、複雑なバラスト水処理基準や手続きの改善に貢献することが期待されている。

バラスト水管理条約は30カ国の批准と世界の商船船腹量の35%を越えてから12ヵ月後に発効するが、2014年2月時点で、38カ国と30.38%である。

環境の本

eco検定 公式テキスト 改訂4版

編著 ● 東京商工会議所

東京商工会議所が2006年にスタートさせた環境社会検定試験(eco検定)の受験用テキストとして、2月に発行された。285ページに及ぶ力作で、「環境とは何か」から始まって「地球人としての責任、将来世代への責任」の最終章まで、大きなストーリーを展開するように書かれており、読み物としても退屈せずにページをめくることができる。

eco検定はこれまでに33万人が受験し、20万人が合格している。受験者はビジネスマンを中心に学生、NPOのスタッフなど多岐にわたっている。本検定に合格した人は「エコピープル」と呼ばれるが、企業内や地域で行動を起こすことが奨励されているが、企業にとって必要な人材として、さらに多くのビジネスマンがトライし、合格することを望みたい。

(2,600円+税)



気候変動リスクとどう向き合うのか ～企業・行政・市民の賢い適応

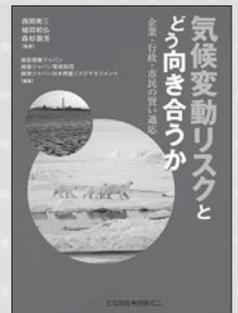
監修 ● 西岡秀三・植田和弘・森杉壽芳

(公財)損保ジャパン環境財団は、有識者による気候変動への適応をテーマとした「環境問題研究会」を3カ年にわたり開催してきた。先月末横浜で行われたIPCCの定時総会を契機として、研究会の成果が多層的にまとめられることとなった。

理論面から気候変動のリスク管理・分析について、実践面から企業・NPOの取り組みといった、双方からのアプローチを紹介している。

気候変動は企業の重大なリスクとなるという視点から産・学・官の取り組みについて書かれており、企業のCSR担当者や気候変動への適応策について横断的知識を得たい人の専門書として役立つ。

(きんざい、2,800円+税)



漁獲物の保存管理措置について 日本が締結手続きを行う南インド洋漁業協定

オーストラリア西部からアフリカ東部に及ぶ南インド洋においては、近年、沿岸諸国に加えて、ニュージーランド、クック、日本などが、キンメダイやオレンジラフィー（ミナミヒウチダイ）を対象に遠洋底魚漁業を拡大してきている。そのため、それら深海魚種の国際的管理のため、南西インド洋漁業開発・整備委員会を廃止するとともに、対象海域を拡大して新たな地域漁業機関を設立することが求められた。なお、マグロについては、インド洋マグロ類委員会協定（1996年発効）の下で保存管理措置が適用されていた。

そのため、2001年以降、国連食糧農業機関（FAO）の下で、関連する沿岸国および遠洋漁業国が参加して、マグロ以外の魚種の保存管理について政府間協議が始められた。その結果、2006年7月7日に、南インド洋漁業協定がローマにおいて採択され、それは2012年6月に発効した。2014年2月時点での締約国は、フランス、オーストラリア、モーリシャス、クック、セーシェルの5カ国とEUである。

南インド洋漁業協定は、既存の地域漁業協定と同様に、漁業資源の持続可能な利用を目的としており、最良の科学的証拠、生物多様性の保全、予防的対応、最大持続可能生産量（MSY）水準などを原則としている。その対象からは、高度回遊性魚種および沿岸国管轄下の定着性魚種は除かれる。具体的な保存管理措置は、締約国会議によって策定される。遠洋漁業国は、自国漁船がその保存管理措置を遵守するよう確保しなければならない。他方で、寄港国は、保存管理措置に反する方法による漁獲物に対して、陸揚げ・転載の許可またはサービスの提供をしてはならない。

ところで、日本漁船による南インド洋でのキンメダイ漁獲量は、2009年：1,205t、2012年：295tであり、それは、北太平洋での、2009年：1,080t、2012年：773tに匹敵する。日本は、この協定の締約国となっていない。しかし、上記の保存管理措置は2015年3月に採択される予定のため、2014年3月11日の閣議は、締結手続きを進めることを決定した。



気候変動影響レポートを 作成しました

地球・人間環境フォーラムでは、気候変動を国民に現実感を持って認識してもらうために、気候変動の身近な影響等についてとりまとめた冊子「気候変動影響レポート」を作成しました。このレポートは環境省請負「平成25年度気候変動による影響及び適応策に係る調査検討等業務」の一環で当フォーラムが編集を行ったものです。

レポートでは、まず気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書の内容を中心に、気候変動の状況について記載し、続いて、世界各地で起きている温暖化影響の可能性が高い事例、日本国内でもすでに現れ始めている事例について、図表を使ってわかりやすく紹介しています。

また、モデル地域として三重県を例に、三重県内の気候、食料、水、災害、健康、生活や産業における影響などを紹介しています。

最後にこれらの影響を理解した上で、気候変動による影響は抑えられるのか、その備え（適応）について、記載しています。

ご希望の方には無料（郵送料のみ要負担）で差し上げています。本レポートに関するお問い合わせは、TEL:03-5825-9735、E-mail:climate@gef.or.jp（担当：天野）まで。



◀気候変動影響レポート（全10ページ）

底魚漁業規制のために発効準備の進む 北太平洋漁業資源保存条約

近年、底魚漁業が、脆弱な公海生態系に悪影響を及ぼしているとの懸念が示されている。それに応じて2006年に採択された国連総会決議(UNGA 61/105)は、底魚漁業規制のために各地域海洋に漁業管理機関を設立すること、また、2007年末までに暫定措置を採択し、実施することなどを求めた。

それを受けて、日本、韓国、アメリカおよびロシアは2006年に地域漁業条約について検討を始め、2007年には、北西太平洋を対象とする暫定措置が採択された。その後、2009年以降は、対象海域が北東太平洋に拡大され、対象種も拡大されるとともに、参加国も、中国、カナダ、フェロー諸島、台湾に拡大された。

最終的に、「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約(北太平洋漁業資源保存条約)」として、2011年に基本合意され、2012年2月24日に東京で採択された。この条約は、北太平洋の公海における漁業資源の長期的な保存および持続可能な利用の確保を目的として、北太平洋漁業委員会を設立するとともに、同委員会が定めた保存管理措置の実施を締約国に義務づけている。おおむね北緯20度以北の北太平洋の公海が対象であり、ツボダイ、キンメダイ、サンマおよびアカイカが主要対象魚であるこの条約は、4カ国の批准の後、180日で発効する。

北太平洋、とくに天皇海山漁場は、日本の遠洋底魚漁業にとって重要であるため、この条約の交渉段階から日本はリーダーシップをとってきている。実際、この条約海域での2008～2010年の日本の平均年間漁獲量は、ツボダイ=7,672t、キンメダイ=1,035t、サンマ=1,152t、アカイカ=4,489tであった。

日本において、この条約は、2013年4月に閣議決定され、6月の国会承認を経て、7月16日に受諾書が寄託された。締結は日本のみで、まだ発効していないが、発効に備えて準備会合が開催されてきている。2013年9月に高雄(台湾)で開かれた第5回準備会合においては、この条約の事務局を東京に設置することが全会一致で合意された。



半数以上が合法性の確認方法を把握せず ～グリーン購入法に基づく合法性確認の 実態アンケート結果まとまる～

地球・人間環境フォーラム、国際環境 NGO FoE Japan の2団体は「木材・木材製品の調達にあたっての合法性の確認に関するアンケート」を2013年に実施し、その結果を発表した。

アンケートの結果、「合法性確認を行っていない」と答えた国等機関が4分の1以上の26.7%にのぼり、さらに合法性を確認していると答えた国等機関の半分以上の55.4%が確認方法を把握していないことが明らかになった。

グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)では、国等機関に対して木材製品等を調達する際に合法性が確認されたものを使用することをうたっている。しかし、アンケートの結果から、現状のグリーン購入法に基づく合法性の確認の仕組みは表面的なものになっていることがわかる。

近年では欧米豪で違法に伐採された木材の取引を禁じる法律が導入され、先進諸外国の違法伐採対策が新たな展開を見せる中で、世界屈指の木材消費・輸入国である日本としても違法伐採対策を強化する必要性に迫られている。2団体では、実効性のある違法伐採対策を推進するため、国会議員、林野庁、環境省、外務省等の関係省庁、さらには関係業界団体、事業者、関心を持つ NGO/NPO 等に対して働きかけていく。

詳細はフェアウッド・パートナーズのウェブサイトをご覧ください。

◆本件に関するお問い合わせ◆

地球・人間環境フォーラム(坂本、飯沼)

TEL: 03-5825-9735 / FAX: 03-5825-9737

E-mail: info@fairwood.jp

日本の締結が待たれる バラスト水規制管理条約

船舶を安定させるために用いられているバラスト水に含まれる水生生物（プランクトンや細菌など）が本来の生息地以外で放出されることにより引き起こされる生態系の破壊や人の健康被害が、1980年代末から顕在化した。それらの防止のため2004年2月に国際海事機関（IMO）においてバラスト水規制管理条約が採択された（本誌2003年8月号、2014年4月号）。

この条約は、①基準値を超えるバラスト水の排出の禁止、処理装置の設置②船舶ごとに、バラスト水管理計画の作成・実施、バラスト水記録簿の常備③旗国による、船舶の定期的検査、国際証書の発給④寄港国による、国際証書・記録簿の確認、バラスト水の分析、違反船舶の抑留などを定めている。

その発効は、世界の商船船腹量の35%以上を代表する30カ国以上の締結の日から1年後である。2014年2月の時点で、商船船腹量の30.38%、38カ国に達しており、2015年には発効する見込みである。もし、それまでに日本が締結していない場合、日本の船舶は、条約上の国際証書の発給を受けられず、他の締約国の港で抑留されるおそれがある。

そのため、日本政府は、処理装置の設置期限に留保を付して締結手続きを進めることを2014年3月に閣議決定し、国会承認も得た。併せて、その国内実施のために、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正法案も2月に閣議決定して国会に提出し、成立を得た。

その改正法は、基準値以上の水中生物を含むバラスト水を未処理のまま排出することを禁止している。次に、船舶所有者には、処理装置の設置、管理者の選任、手引書の作成および備置きを義務付けている。ただし、処理装置の設置は、新造船は条約発効後であるが、現存船には、条約発効後の5年ごとの定期検査までの猶予が認められている。また、船長に対しては、記録簿の備付けが義務付けられている。そのほか、船舶検査の実施、国際証書の交付、また、外国船舶への立入検査と違反船舶の抑留なども定められている。



地球・人間環境フォーラム 2013年度事業・決算報告

昨年4月に一般財団法人に移行し、初めての決算を迎えました。理事会・評議員会は6月5日に開催、2013年度事業報告・決算報告が原案通り承認されました。

調査研究事業としては、気候変動による影響及び適応策に係る調査検討等業務、赤城大沼採水業務など新規事業14件を含む計50件を実施しました。また、普及啓発事業としては、グローバルネットの発行のほか、環境コミュニケーション大賞の実施、違法伐採キャンペーンなどを行いました。

2013年度収支決算書（単位：円）
（2013年4月1日～2014年3月31日）

科目	決算額
I. 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	
①基本財産運用収入	11,762,689
②会費収入	3,550,000
③事業収入	282,954,436
④寄付金等収入	4,245,201
⑤雑収入	717,659
事業活動収入計	303,229,985
2. 事業活動支出	
①事業費支出	283,613,447
事業人件費	135,821,313
調査研究事業費	115,627,370
内外研究交流助成費	0
普及啓発事業費	32,164,764
②管理費支出	24,447,602
人件費	13,063,853
事務費	11,383,749
事業活動支出計	308,061,049
事業活動収支差額	- 4,831,064
II. 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	
①退職給付引当金取崩収入	0
②保証金戻り収入	0
投資活動収入計	0
2. 投資活動支出	
①特定資産取得支出	516,600
役員退職給付引当金取得支出	516,600
②固定資産取得支出	1,530,900
リース資産減価償却等支出	1,530,900
③敷金・保証金支出	0
投資活動支出計	2,047,500
投資活動収支差額	- 2,047,500
III. 財産活動収支の部	
1. 財産活動収入	0
2. 財産活動支出	0
財産活動収支差額	0
当期収支差額	- 6,878,564

磯崎 博司 (上智大学)

ユネスコ MAB 計画で日本に 7カ所の生物圏保存地域登録

ユネスコの人間と生物圏 (MAB: Man and Biosphere) 計画には、生物圏保存地域 (Biosphere Reserves) の登録制度がある。生物圏保存地域には、文化および生物の多様性の保全、経済的および人的側面の開発、ならびに、実地における教育・研究・研修を通じた知見の向上という三つの機能が定められている。また、生物圏保存地域の管理は、確実な保護を目的とし、限定的な研究・教育のための「核心地域」、核心地域に隣接し、研究・教育・レクリエーション・エコツーリズムなどのための「緩衝地域」、および、農林業または生活の場であり、自然と調和した持続可能な開発を実現するために協働管理が行われる「移行地域」という3種類の区域に基づく。

日本においては、志賀高原、白山、大台ヶ原・大峰山および屋久島が1980年に生物圏保存地域として登録され、綾が2012年に追加登録された。登録地域の拡充を目指して、2013年9月に、日本ユネスコ国内委員会の第26回MAB計画分科会は、只見および南アルプスの新規推薦、また、志賀高原の拡張推薦を決定し、推薦書をユネスコに提出した。

それを受けて、ユネスコ生物圏保存地域国際諮問委員会は、2014年4月に、南アルプスと志賀高原については承認を勧告した。他方で、只見については緩衝地域の区割りの変更を条件とする承認が勧告されたため、それに沿った変更が行われた。その後、スウェーデンのヨンショーピングで2014年6月に開かれたユネスコ第26回MAB計画国際調整理事会において、日本から推薦された3件はいずれも承認された。これらを含み世界全体では、生物圏保存地域の登録総数は、119カ国、631地域となった。

こうして日本の生物圏保存地域は7地域に増えた。これまでは保護の側面に目が向けられがちであったが、今後は、社会と文化と生物の多様性を維持する観点から、教育を含む知見の向上のための活動や持続可能な開発を実現するための協働活動の促進を図るとともに、そのための行政支援措置を整備する必要がある。

環境の本

世界が見た日本人 もっと自信を持っていい理由

共著 ● 布施克彦・大賀敏子

環境庁 (現環境省) を経て現在国連環境計画 (UNEP) 勤務の大賀敏子氏が、長い海外生活経験で培った豊富な事例を、海外経験の長い布施克彦氏とともに紹介。

大賀氏が環境庁時代に無意識のうちに身につけたスキルには組織の和があり、仲間意識がある。時に重たいかもしれないが、やさしい人間関係が日本流の職場の特徴だという。一方、外国流の組織では誰も育ててくれない。それぞれ異なる考えをはっきり主張するので、いつもどこかで紛争の種を抱え込んでいる。筆者は、そうした人たちが集まる国際機関を「スマートな動物園のよう」と表現している。

どちらが良い悪いということではなく、いろんな価値観、表現方法があり、しかも、日本流のやり方は思いのほかかっこいいものなのだと感じさせてくれる一冊。 (日本経済新聞出版社、850円+税)



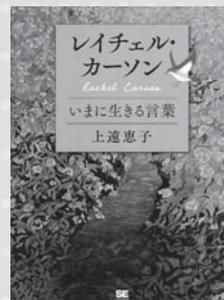
レイチェル・カーソン いまに生きる言葉

著 ● 上遠恵子

レイチェル・カーソン日本協会理事長も務める筆者が、カーソンの生涯と今も私たちの感性に触れる彼女の遺した言葉を紹介している。

自然界の仕組みを母と歩いた森から学んだ幼少期、いかにして生物学者と作家が彼女の中で両立していくことになったか、そして『沈黙の春』にみられる科学技術文明のあり方についての問題提起へつながるベストセラー『われらをめぐる海』で語られたカーソンの思い。

現在、またカーソン作品が読まれている。これは、福島第一原発事故後、多くの人が科学技術の安全神話に不信感を抱いているためかもしれないと筆者は述べている。 (翔泳社、1,500円+税)



磯崎 博司 (上智大学)

すべての国連加盟国が参加できる 国連環境総会 (UNEA) の開催

2012年に開かれた国連持続可能な開発会議（リオ+20）において、国連環境計画（UNEP）の強化策として、それまで58カ国によって構成されていた管理理事会をすべての国連加盟国が参加できる国連環境総会（UNEA）に改組することが決められた。それを受けて、2014年6月23～27日まで、UNEAの第1回会合がケニア・ナイロビにおいて開催され、157カ国の代表が出席した。

そこでは、全体委員会のほか、決議案起草部会、事業計画・予算交渉部会、化学物質・廃棄物交渉部会、手続規則改正交渉部会、また、閣僚級成果文書に係る議長フレンズ部会が並行して開かれた。他方、後半に開かれた2日間の閣僚級会合においては、持続可能な開発目標（SDGs）基準と2015年以降の開発目標が主テーマとされた。また、野生生物の違法取引に関する閣僚級対話も行われた。

その結果として、SDGs基準および2015年以降の開発目標、持続可能な生産と消費、科学と政策の相互連携、利害当事者の関与と参加・情報公開・リオ原則10、環境法の整備、資金支援、生態系を基盤とする気候変動適応策、化学物質・廃棄物対策、大気汚染対策、水政策、海洋プラスチック廃棄物・微小プラスチック対策、国連体制内での調整・環境諸条約との調整、野生生物の違法取引、今後の事業計画・予算などに関する決議が採択された。また、国連総会・国連経済社会理事会・閣僚級政治フォーラムを含む国際社会に対して、主要課題への対応を呼びかける閣僚級成果文書が採択された。なお、第2回UNEAは、2016年5月23～27日にナイロビにおいて開催される。

このように、決議の内容は総合的・一般的であり、UNEAへの改組を環境問題の解決に結びつけられるかどうかは、残された課題である。ちなみに、このような改組は、国連貿易開発会議（UNCTAD）をはじめとして多くの国際機関において、南北問題の枠組みの中で展開されてきている、開発途上国による参加の平等・代表権の平等の要求の延長上にある。



持続可能な原材料調達のための情報サイト 「プランテーション・ウォッチ」を開設

地球・人間環境フォーラムでは、他の環境5団体との共同で、持続可能な原材料調達のための情報サイト「プランテーション・ウォッチ」を開設しました。日本に輸入されるパーム油や紙の生産地での環境・社会問題について紹介し、消費側として森林破壊を食い止める取り組みの推進を目指しています。

近年、プランテーションの急速な拡大が熱帯林減少の最大の要因となりつつあり、これは森林生態系や地域住民の生活に多大な影響を与えています。これらのプランテーションは、パーム油・紙・バイオ燃料などグローバルに需要が拡大している商品の原料を生産しており、日本の私たちの消費生活とも無関係ではありません。

本WEBサイトは、東南アジア諸国を対象に、プランテーション拡大による環境・社会影響、日本の企業の関わり、パーム油の認証制度、森林認証についての情報や、現地調査報告を紹介しています。さらに、消費する側の企業として何ができるのかも提案しています。

「プランテーション・ウォッチ」で検索して、現場からの最新情報をぜひご覧ください。



プランテーション・ウォッチ

磯崎 博司 (上智大学)

2011年12月に発効した 国際熱帯木材協定 (2006年協定)

国際熱帯木材協定は、当初、1983年に作成された(本誌1992年8月号)。その後、それは1994年協定に受け継がれ(本誌1995年5月号)、さらに2006年1月に新しい協定(2006年協定)が作成された。その2006年協定の発効期日は、2008年2月1日以降で、その代表A・Bに従い生産国の総票数の60%以上を有する12ヵ国以上の生産国および2005年の世界の熱帯木材輸入量の60%以上を有する10ヵ国以上の消費国が締結した日であると定められている。その要件に従い2006年協定は2011年12月7日に発効した。

それに先立ち、日本政府は、2006年協定について2007年6月の国会承認を経て同8月に受諾書を寄託していた。上記の発効を受けて、2006年協定は、2011年12月21日に条約18号として公布された。

2006年協定も、旧協定と同様に、熱帯木材貿易の発展および熱帯林の持続可能な管理の促進を主目的としているが、新たに、貧困軽減、消費者の認識向上、法令執行の改善、違法伐採への対処、認証制度の奨励、非木材林産物と環境サービスに関する理解の促進、先住民族社会への配慮などが目的条項に追加された。

他方で、旧協定の特別勘定の下での事業活動に対する任意拠出金は減少傾向にあり、その原因としては、拠出にあたって対象となる事業が特定されることが挙げられていた。そのため、用途を特定しない柔軟な拠出ができるように、特定の課題に対して拠出する課題別計画勘定が新設された。なお、対象課題としては、法令執行の改善、森林の消失・劣化の減少、地元共同体による森林管理、市場の透明性、および、加工産業育成の5件が選定された。

また、旧協定の有効期間は4年間(3年間の延長が2回)であり、総合的な計画の実施が困難であった。そのため、中長期的な観点から優先事項を明示した行動計画が策定できるように、また、それを通じて必要な事業が効果的に実施できるように、2006年協定においては、有効期間は10年間(5年間の延長、その次は3年間の延長)とされた。



災害時のリユース食器運用マニュアル 2種類を作成

地球・人間環境フォーラムでは、三井物産環境基金の助成を受け、災害時のリユース食器運用マニュアルを作成しました。

このマニュアルは、2011年の東日本大震災の被災地において、耐久性のある割れない食器としてリユース食器が有用であったことから、全国39ヵ所の団体にリユース食器を備蓄する体制を整え、災害等が発生した際には迅速にリユース食器を提供できるよう、発送までの手順、避難所で使用する際のポイント等をまとめたものです。

マニュアルは2種類あり、一つ目はリユース食器を備蓄しているリユース食器ネットワーク会員向けで、災害等が発生した場合に、被災地にリユース食器を迅速に提供できるよう、リユース食器を提供するまでのポイントをまとめた「災害発生時のリユース食器提供マニュアル」(写真)です。もう1種類は、被災地で活動する災害支援団体、ボランティア等に向けて、リユース食器を被災地で使用してもらうための「被災地でのリユース食器運用マニュアル」です。

いずれのマニュアルもリユース食器ネットワークのWEBサイト(www.reuse-network.jp/news)からダウンロードできます。

災害発生時のリユース食器提供マニュアル ～食器を被災地に届けるために～

【リユース食器ネットワーク会員の皆さんへ】

CONTENTS

はじめに	1
全国にリユース食器を備蓄しています	2
緊急時の連携について	3
被災地でリユース食器が使用されるまで	4
リユース食器を発送する際に気をつけること	5
送付用ラベル(書き方見本)	6
送付用ラベル	7
＜参考＞平常時にしておくこと	
①備蓄食器の状況を定期的に確認	8
②自治体との連携を図る	9
リユース食器を備蓄している団体リスト①～⑦	10
災害支援活動団体、びん商リスト	17
参考資料	18

リユース食器ネットワーク

「災害発生時のリユース食器提供マニュアル」表紙

韓国ピョンチャンで開催された生物多様性条約 COP12

2014年10月6～17日まで、韓国のピョンチャンにおいて生物多様性条約の第12回締約国会議(COP12)が開かれた。主要議題のうち、愛知目標については、会期初日に公表されたGBO4(地球規模生物多様性概況第4版)に基づいて中間評価が行われた。このままでは達成の困難な目標が多いため、ピョンチャンロードマップ(愛知目標達成に向けた一連の決定)に従って行動することが奨励された。

COP9以来の課題である資源動員については、ようやく最終日に、2006～2010年の年間平均額を基準として世界全体で2015年までに倍増させ、2020年まで維持するというCOP11での暫定目標が正式目標とされた。また、開発途上国においても、生物多様性を優先課題に位置づけた開発計画および生物多様性国家戦略の実施に向けて資金動員することが要請された。

そのほか、2015年以降の持続可能な開発枠組みへの生物多様性の統合、科学技術協力の強化、外来種ベットのリスク管理手引き、合成生物のリスク管理制度、条約と議定書の実施に関する補助機関の設置、災害・気候変動対策での生態系の活用、海洋の生物多様性、生態学・生物学上の重要海域の提案、2020年までのCOPの作業計画などに関する決定が採択された。

あわせて、カルタヘナ議定書の第7回締約国会合(MOP7)が9月29日～10月3日に開かれ、リスクの評価・管理、議定書の有効性の評価と再検討などに関する決定が採択された。また、名古屋議定書の第1回締約国会合(MOP1)は10月13～17日に開かれ、議定書の効果的な実施に向けて重要な役割を担うABS(アクセスと利益配分)クリアリングハウスの運用、議定書遵守を促進するための手続・制度、遵守委員会の設置などに関する決定が採択された。

なお、会期末の15・16日には閣僚級会合が開催され、生物多様性と持続可能な開発に関するカンウォン宣言が採択された。

次回のCOP13および両議定書のMOPは、2016年11月にメキシコ・ロスカボスで開催される。



Twitterとフェイスブックによる情報発信を始めました

地球・人間環境フォーラムでは、Twitterとフェイスブックによる情報発信を9月より始めました。それぞれのページで「地球・人間環境フォーラム」で検索してみてください。

イベントや活動内容をお知らせしたり、フォーラムの日常や環境にまつわる豆知識をご紹介したりしています。環境に関するホットな話題をお伝えし、そしてフォーラムをもっと身近に感じていただければと思っていますので、フォローや「いいね!」をお願いします。

リマで開催されるグローバル・ランドスケープ・フォーラムに参加します

国連気候変動枠組条約の第20回締約国会議(COP20)が2014年12月にペルーの首都リマで開催されますが、同時期の12月6～7日にGlobal Landscape Forum 2014が開催されます。このフォーラムは、「ランドスケープ」という観点から気候や開発問題を考えるという試みで、昨年ポーランドの首都ワルシャワで第1回が開催されました。

地球・人間環境フォーラムは、総合地球環境学研究所と共同で6日に開催されるCivil Societyセッションに参加し、「REDD+におけるFPIC」という内容で発表します。ここでは、2012年度より地球環境基金から助成を受けて作成しているREDD+におけるFPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意)のガイドラインについて途中結果を報告し、先住民や森林をテーマに活動しているNGOからのスピーカーも交えてのセッションを予定しています。

COPの会場からも近いThe Westin Lima Hotel & Convention Centerにて開催されます。

当フォーラムが実施しているFPICプロジェクトの詳細についてはwww.gef.or.jp/activity/forest/world/redd_fpic.htmlを、イベントについてはwww.landscapes.org/をご覧ください。

環境保護や観光対策等について議論された 第37回南極条約協議国会議

2014年4月28日～5月7日まで、ブラジルのブラジリアにおいて、第37回南極条約協議国会議および第17回環境保護委員会が開催され、以下のような決定などが採択された。その協議国会議は、南極条約および環境保護議定書の管理決定機関であり、現在は29ヵ国によって構成されている。また、環境保護委員会は、環境保護議定書の下諮問機関であり、議定書に関する事項について協議国会議に助言する。南極条約の締約国は50ヵ国、議定書の締約国は35ヵ国である。

南極特別保護地区については、新設2件と廃止1件、その管理計画の改定11件、南極特別管理地区については管理計画の改定2件の、それぞれに関する措置が採択された。これらの保護区と南極海洋生物資源保存条約の海洋保護区との役割分担の必要も確認された。

南極活動に不可欠な燃料の備蓄と輸送に関しては、燃料マニュアルに従うこと、とくに、貯蔵タンクの二重構造化と緊急時対応計画を確実に実施することが決議された。また、気象情報や寒冷海域情報の交換を促進すること、航行の安全に関して国際海事機関で検討されている「極海域コード」を支援すること、南極地域における水路情報の収集や海図の作成に協力することも決議された。

南極での陸域ツアー、探検ツアー、ヨットツアーなどについて注意が喚起され、観光対策が再検討された。あらためて、特定区域に対して定められているビジター指針に従うこと、観光および非政府活動に関するリスク評価指針を活用することが決議された。関連して、観光の多様化に伴って事前確認が困難になっていることから、各国の経験を共有し、課題を整理するための特別作業部会が次回に開かれることとなった。

そのほか、気候変動と南極の環境、無人航空機の使用拡大に伴う長所・短所、議定書の非締約国に船籍を置く大型船の増加に伴う非締約国の責任、生物資源探査の定義などについても取り上げられ、引き続き検討を続けることとされた。

次回は、2015年6月にブルガリアで開催される。

環境の本

自然資本経営のすすめ

著 ● 谷口 正次

著者には資源・環境ジャーナリスト、京都大学特任教授として、本誌でも今年、「今、求められる真の自然資本経営～自然の恵みを上手に使うために」と題して連載をしていただいた。

本書は、わが国でやっと高まりを見せてきた自然資本経営への関心を、現実の経営、経済運営に内在化させるための入門書になっている。推薦の言葉を寄せている京都大学の植田和弘教授は「谷口さん自身の資源開発を巡る体験に裏打ちされた現実の経済社会に対する冷静な分析に基づいている」と紹介。世界中を歩いた鉱山技術者の筆者だけに「資源と環境に限りが見えてきた地球上で持続的な成長ありきを前提とした経済は不可能でしょう」という見解が、説得力のある具体的事例とともに紹介されている。

(東洋経済新報社、2,200円+税)



「定常経済」は可能だ!

著 ● ハーマン・デイリー (聞き手 枝廣 淳子)

ハーマン・デイリー氏は、1938年米国生まれ、メリーランド大学公共政策学部名誉教授で、環境経済学者として名高い。環境問題の解決に貢献した人に贈られるブループラネット賞を、今年受賞した。40年来提唱している定常状態の経済学が評価された。受賞に先立ち、環境ジャーナリストの枝廣さんが米国のデイリー氏を訪ね、インタビューした内容を一問一答でわかりやすく紹介している。

冒頭から「日本人は『もっと、もっと』と量的な拡大をするより、良い製品を開発すること、つまり、質的な発展を大事にする人々ですよね」という言葉と、日本が成長の限界にうまく適応することで世界の先頭に立っているというデイリー氏の「日本評」が紹介されている。その謎解きのためにもぜひ一読をお勧めしたい。

(岩波書店、520円+税)

